

新島火山避難計画

令和2年10月

新島火山防災協議会

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	用語例	2

【本編】

第1部	新島の概要	本- 1
第1章	基本情報	本- 1
1	自然条件・社会条件	本- 1
2	新島火山の概要	本- 2
3	新島火山の噴火履歴	本- 5
4	参考文献	本-13
第2章	想定される火山活動等	本-14
1	想定される火山活動	本-14
2	想定される噴火ケースと火山現象	本-14
3	噴火事象系統樹	本-15
4	火山ハザードマップ	本-16
5	噴火警戒レベル	本-22
6	参考文献	本-25
第2部	平常時からの備え	本-26
第1章	火山観測・監視	本-26
1	国等の火山観測・監視体制	本-26
2	住民等が異常を発見した際の通報	本-26
3	火山活動の状況等の共有	本-27
第2章	防災関連施設等	本-28
○新島村		本-28
1	避難施設	本-28
2	防災行政無線施設	本-28
3	港・空港等	本-28
4	備蓄	本-28
○神津島村		本-31
1	避難施設	本-31
2	防災行政無線施設	本-31
3	港・空港等	本-31
4	備蓄	本-31
○利島村		本-33
1	避難施設	本-33
2	防災行政無線施設	本-33
3	港・空港等	本-33
4	備蓄	本-33

第3章 防災関係機関等との連携	本-35
1 コアグループ	本-35
2 新島火山防災協議会	本-35
第4章 火山防災知識等の普及啓発	本-36
1 住民への普及啓発	本-36
2 来島者への普及啓発	本-36
3 児童・生徒への普及啓発	本-36
第5章 避難促進施設における対応	本-36
第6章 避難訓練	本-36
第3部 避難計画	本-37
第1章 基本方針等	本-37
1 基本方針	本-37
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-38
3 新島火山活動の近隣島しょ部への影響	本-39
4 近隣島しょ部の火山活動による新島・式根島への影響	本-39
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-42
1 防災関係機関の活動態勢	本-42
2 共同検討体制	本-42
3 自衛隊への災害派遣要請	本-43
4 噴火警報・予報の伝達	本-45
5 情報連絡体制	本-45
第3章 立入規制	本-46
1 立入規制の実施	本-46
2 住民等への周知	本-49
3 立入者の把握	本-51
第4章 警戒区域	本-52
1 警戒区域の設定・解除	本-52
2 住民等への周知	本-52
第5章 避難情報	本-53
1 避難情報の発令	本-53
2 避難情報の伝達	本-55
第6章 避難対応	本-57
1 防災関係機関の準備	本-57
2 一般住民の島内避難	本-58
3 一般住民の島外避難	本-62
4 児童・生徒等の避難	本-71
5 避難行動要支援者の避難	本-72
6 来島者の避難	本-73
7 住民の自主避難	本-74
8 避難に際し住民のとるべき対応	本-75

第7章 避難に伴う対応措置	本-76
1 医療救護	本-76
2 行方不明者等の捜索・救助	本-76
3 ペットの同行避難	本-76
4 産業動物対策	本-76
5 残留機関の現地活動対策	本-76
第8章 避難生活	本-77
1 島内での避難生活	本-77
2 島外での避難生活	本-83

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項	マ- 1
第1章 マニュアル編の構成	マ- 1
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ- 2
第3章 防災関係機関の体制	マ- 4
1 防災関係機関の活動態勢	マ- 4
2 情報連絡体制	マ- 4
3 共同検討体制	マ- 5
第4章 防災関係機関の対応	マ- 6
1 噴火警報・予報の伝達	マ- 6
2 立入規制の実施	マ- 6
3 避難情報の発令	マ- 7
4 自衛隊への災害派遣要請	マ-10
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル	マ-12
第1章 噴火警戒レベル1	マ-12
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-12
2 各機関の活動態勢	マ-13
3 各機関の対応	マ-14
第2章 噴火警戒レベル2	マ-16
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-16
2 各機関の活動態勢	マ-17
3 各機関の対応	マ-18
(1) 立入規制	マ-19
第3章 噴火警戒レベル3	マ-20
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-20
2 各機関の活動態勢	マ-21
3 各機関の対応	マ-22
(1) 立入規制	マ-24
(2) 避難対応	マ-25
ア 避難行動要支援者（避難準備）	マ-25
イ 来島者（島外避難）	マ-26

第4章 噴火警戒レベル4	マ-28
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-28
2 各機関の活動態勢	マ-29
3 各機関の対応	マ-30
(1) 立入規制	マ-34
(2) 避難対応	マ-35
ア 一般住民（避難準備（新島村））	マ-35
イ 避難行動要支援者（島内避難/島外避難（新島村））	マ-36
ウ 来島者（島外避難（新島村））	マ-38
エ 一般住民（避難準備（神津島村・利島村））	マ-39
オ 避難行動要支援者（避難準備（神津島村・利島村））	マ-40
カ 来島者（島外避難（神津島村・利島村））	マ-41
第5章 噴火警戒レベル5	マ-42
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-42
2 各機関の活動態勢	マ-43
3 各機関の対応	マ-44
(1) 立入規制	マ-50
(2) 避難対応	マ-51
ア 一般住民（島内避難/島外避難（新島村））	マ-51
イ 避難行動要支援者（島内避難/島外避難（新島村））	マ-54
ウ 来島者（島外避難（新島村））	マ-56
エ 一般住民（避難準備/島内避難/島外避難（神津島村・利島村））	マ-57
オ 避難行動要支援者（避難準備/島内避難/島外避難（神津島村・利島村））	マ-60
カ 来島者（島外避難（神津島村・利島村））	マ-64
第6章 島外関係機関の対応（島外避難）	マ-66
1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）	マ-66
2 一般住民（噴火警戒レベル5）	マ-68
《詳細資料》	マ-70
・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）	マ-70
・島外避難計画（避難港まで）	マ-72
・島外避難計画（避難港から受入港まで）	マ-79

【附属資料】

資料第1	火山観測体制	附- 1
資料第2	島内の防災関連施設等	附- 2
	○新島村	
1	避難場所	附- 2
2	避難所	附- 2
3	港・空港等	附- 3
	○神津島村	
1	避難場所	附- 8
2	避難所	附- 8
3	港・空港等	附- 9
	○利島村	
1	避難場所	附-13
2	避難所	附-13
3	港・空港等	附-13
資料第3	東京港係留施設	附-16
資料第4	移送手段	附-17
1	バス（村営バス）	附-17
2	船舶	附-18
3	航空機	附-22
資料第5	関係機関連絡先	附-26
1	官公署	附-26
2	医療機関	附-26
3	学校等	附-26
4	社会福祉施設	附-27
5	その他	附-28
資料第6	広報文例・表示板等例	附-29
1	広報文例	附-29
2	表示板・規制看板例	附-40
資料第7	火山防災に関する情報	附-43
1	気象庁が発表する情報	附-43
2	国土交通省が発表する情報	附-48
3	市町村等が発表する情報	附-48
資料第8	火山用語	附-49

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

新島火山では、居住地域の周辺に活火山（単成火山体）が点在しており、噴火に伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等の火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、新島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、神津島あるいは利島まで影響を及ぼす可能性がある。

さらに、状況によっては船舶等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことを踏まえ、新島火山の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民及び来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、新島火山の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、新島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 新島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 新島火山の基本情報、想定される火山活動等○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割等
マニュアル編	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生又は噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・ 噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに示す。・ 突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・ 時系列で示す。・ 図表等を用いて分かりやすく示す。・ 防災関係機関の連携及び認識の共有に必要な情報を示す。・ 避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	新島・式根島・神津島・利島内の地域をいう。
島外	新島・式根島・神津島・利島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	新島村、神津島村、利島村
都	東京都
支庁	東京都総務局大島支庁
出張所	東京都総務局大島支庁新島出張所
	東京都総務局大島支庁神津島出張所
警察署	新島警察署
駐在所	新島警察署 若郷駐在所
	新島警察署 式根島駐在所
	新島警察署 神津島北駐在所
	新島警察署 神津島南駐在所
	新島警察署 利島駐在所
新島消防団	新島村新島消防団
式根島消防団	新島村式根島消防団
神津島村消防団	神津島村消防団
利島村消防団	利島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力新島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター新島事務所
N T T 新島サービス センタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部新島サービスセンタ

【本編】

第1部 新島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

新島は、東京から南へ約160kmに位置し、東経139度15分、北緯34度22分、面積は22.97km²、南北11.5km東西2.5kmの二頭形台地状の島であり、富士山・箱根山から小笠原・マリアナ諸島に連なる活火山の一つである。南側には向山があり、300.8mの大嶺と坑火石を産出する石山等のピークがある。中央には本村集落、北には432mの宮塚山を境に若郷集落があり、2つのトンネルで結ばれている。

式根島は、新島の南西5.0kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、面積は3.67km²、南北2.3km東西3.0kmで、周囲12.2kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、島内は最も高い^{かんびきやま}神引山が98.8mと起伏の少ない台地状の地形となっている。

(2) 社会条件

村の人口は2,720人、世帯数は1,383世帯である。地区別にみると、^{ほんそん}本村は1,893人、若郷は304人、式根島は523人である（平成31年2月現在）。

道路は、新島と式根島に1路線ずつの都道がある。都道211号線（若郷新島港線）は、本村と若郷をつなぐ重要な役割を担う。特に、平成15年度に完成した平成新島トンネルと若郷トンネルは災害に強い幹線道路として整備されている。また、都道237号線（式根島循環線）については、平成17年度に陸橋を含む道路が完成し、災害時の避難道としての役割を担う。さらに村道によって、新島では東西南北を縦横でき、式根島では周遊が可能な道路網の骨格が形成されている。

本土から新島への交通は、海路と空路がある。海路は、竹芝栈橋からは高速船及び大型船、下田港からはフェリーで結ばれている。所要時間は、竹芝栈橋からは高速船で約2時間20分、大型船で約8時間30分、下田港からはフェリーで約2時間40分である。空路は、調布飛行場から飛行機で結ばれ、所要時間は約35分である。

本土から式根島への交通は、海路があり、竹芝栈橋から高速船及び大型船で結ばれている。所要時間は、大型船は約9時間、高速船は約2時間20分である。季節航路として久里浜から高速船が運航しており、所要時間は約2時間である。下田からフェリーも運航しており、所要時間は約3時間15分である。また、新島から式根島への交通は、連絡船で結ばれ、所要時間は約15分である。

来島者は、新島は年間約5万5百人、式根島は年間約2万6千人である。宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション、キャンプ場）は、新島は36か所（総収容者数1,066人）、式根島は31か所（総収容者数900人）である（平成29年12月現在 新島村産業観光課調べ）。

2 新島火山の概要

新島では北部の宮塚山・阿土山等と南部の向山の2つの地域に十数個の溶岩ドーム群が形成されており、両者に挟まれた集落のある平地は9世紀の噴火に伴う火砕物の堆積により形成されている。これら火山は数万から約10万年前から噴火が始まったと考えられているが、一部火山の噴火年代が推定されたに過ぎず噴火史の詳細は明らかではない。また、これら2つの噴火中心のうち、10～5万年前は南部を中心とした活動を、4～1.5万年前には北部を中心として活動し、最新の向山噴火では再び南部に噴火活動が移動したと考えられている。

有史以降の噴火活動としては9世紀の一連の噴火活動がある。新島南部の向山(標高301m)は9世紀末の噴火により形成され、活動初期に爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こし、その後山体成長とともに火砕丘の形成から溶岩の流出へと噴火様式が推移した。また、これに先立つ9世紀中期には久田巻、阿土山でマグマ水蒸気噴火を起こし、後者はやや規模の大きな噴火とされている。

噴火間隔は長いですが、噴火すれば激烈で、火砕サージ・火砕流を生じやすいと考えられる。火砕流や火砕サージが海面上を流走する可能性や、浅海域で噴火が始まった場合の小規模な津波発生についても注意が必要である。また、火砕流、溶岩流が海域に達した場合には、マグマ噴出口以外の地点で発生する二次爆発に注意が必要である。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, p955, 気象庁(2013), 伊藤(1999), 吉田(1992))

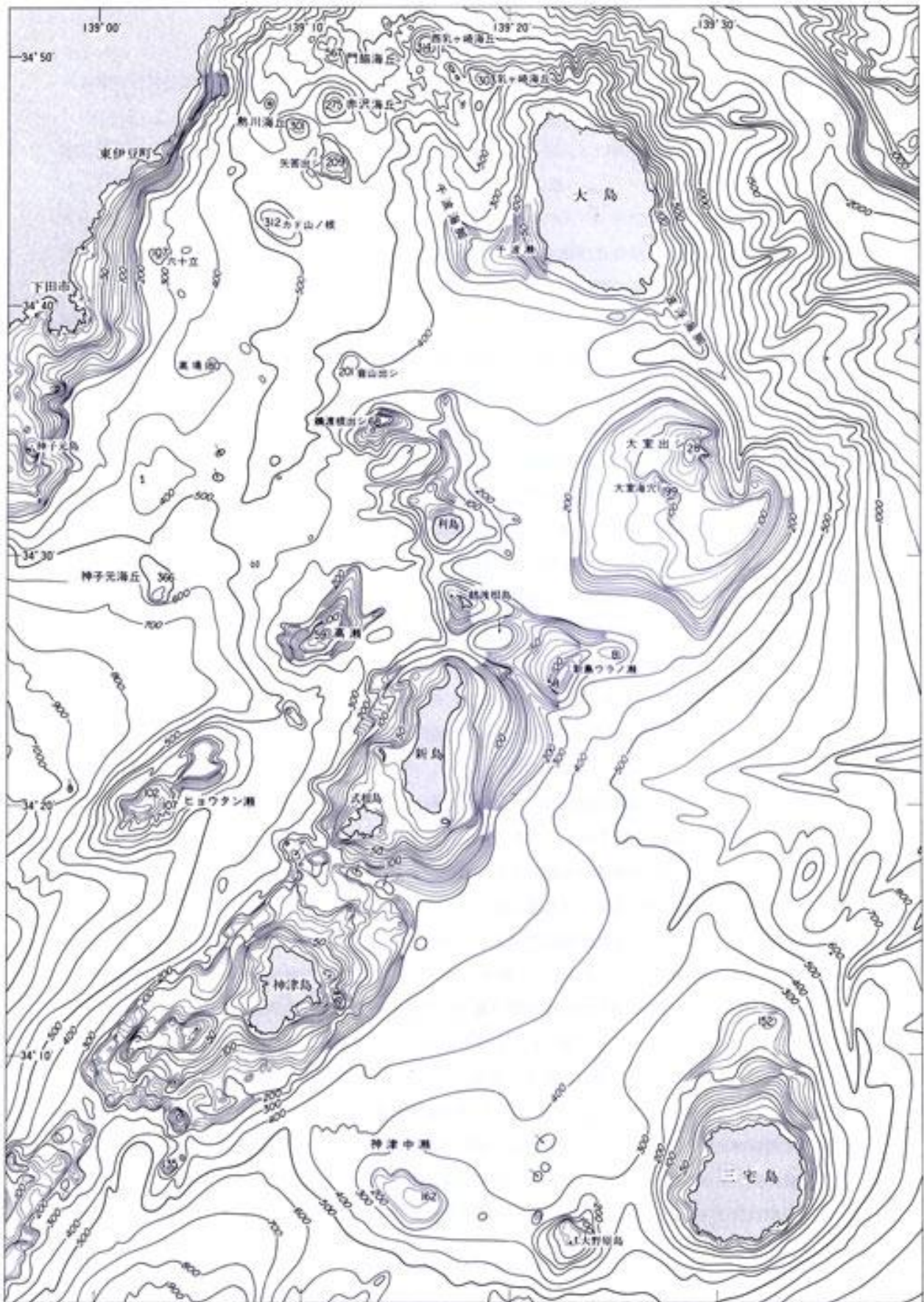


図 新島周辺の海底地形図

(参考:海上保安庁水路部発行(1980,1983)大陸棚の海の基本図 1:200,000 No. 6352, 6364及び6363による。水深の単位:m(産業技術総合研究所HPより引用 一部加筆))



図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013)

3 新島火山の噴火履歴

新島火山の形成史、有史以降の火山活動、火口分布、災害実績を以下に示す。

(1) 形成史

新島は、利島—新島・式根島—神津島と連なる火山列島の1つで歴史時代に噴火記録をもつ活火山である。

新島・式根島周辺域に含まれる単成火山の活動がいつ始まったかを示す直接の証拠は得られていない。しかし、一色(1982)等によれば、数万年あるいは10万年ぐらい前から始まったとされている。また、火山活動の場が海底か、陸上かについての積極的な証拠も得られていない。

火砕物の爆発的放出に始まり、溶岩円頂丘の形成あるいは厚い1枚の溶岩流の流出で終わる一輪廻の活動で、小型の火山が断続的に形成されていったと考えられる。

ア 若郷火山

若郷火山は新島北方にあり、玄武岩質マグマの活動により形成された。3200年前(放射性炭素年代)ないし2千数百年前(考古遺物との関係)に噴火した。噴火様式は玄武岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火で、ベースサージを噴出した。

イ 久田^{くだまき}巻噴火

856～857年?にスコリア質火山灰を放出した火山活動が推定されており、島北部に向かってスコリア質火山灰が厚くなることから、火口地形の残る久田巻・淡井浦付近が噴出源と推定されている(津久井ほか, 2006)。

ウ 阿土山火山

856～857年?の間には阿土山火山が噴火した。この噴火は、流紋岩質マグマに玄武岩質マグマが混合したマグマによるもので、マグマ水蒸気噴火の発生で始まり、火砕丘の形成、溶岩ドームの形成に至った。

阿土山を形成する厚い溶岩は久田巻の爆裂火口の一つに流れ込み、火口南半を埋めていることから、同時期に新島北部久田巻付近で玄武岩質のマグマ水蒸気噴火があり、複数の火口が開いたと考えられている。

エ 向山火山

向山火山は886年に噴火した。この噴火は新島南部の浅海域での流紋岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火に始まり、火砕流、火砕サージの噴出、火砕丘の形成を経て、溶岩流ドームの形成に至るものであった。

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, p961, 気象庁(2013), 横山・徳永(1978), 一色(1982, 1987), 伊藤(1993, 1999), 津久井ほか(2006))

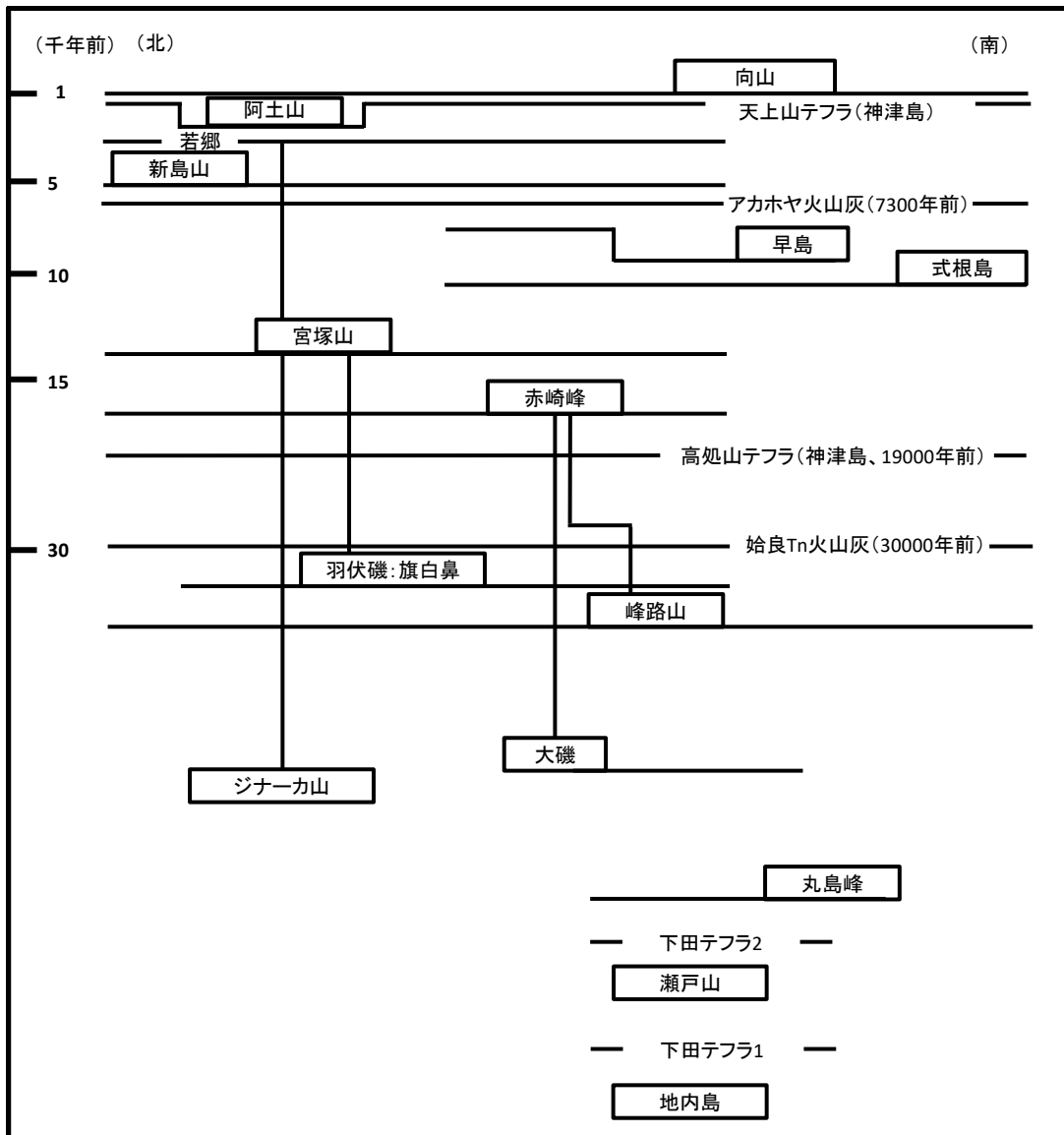
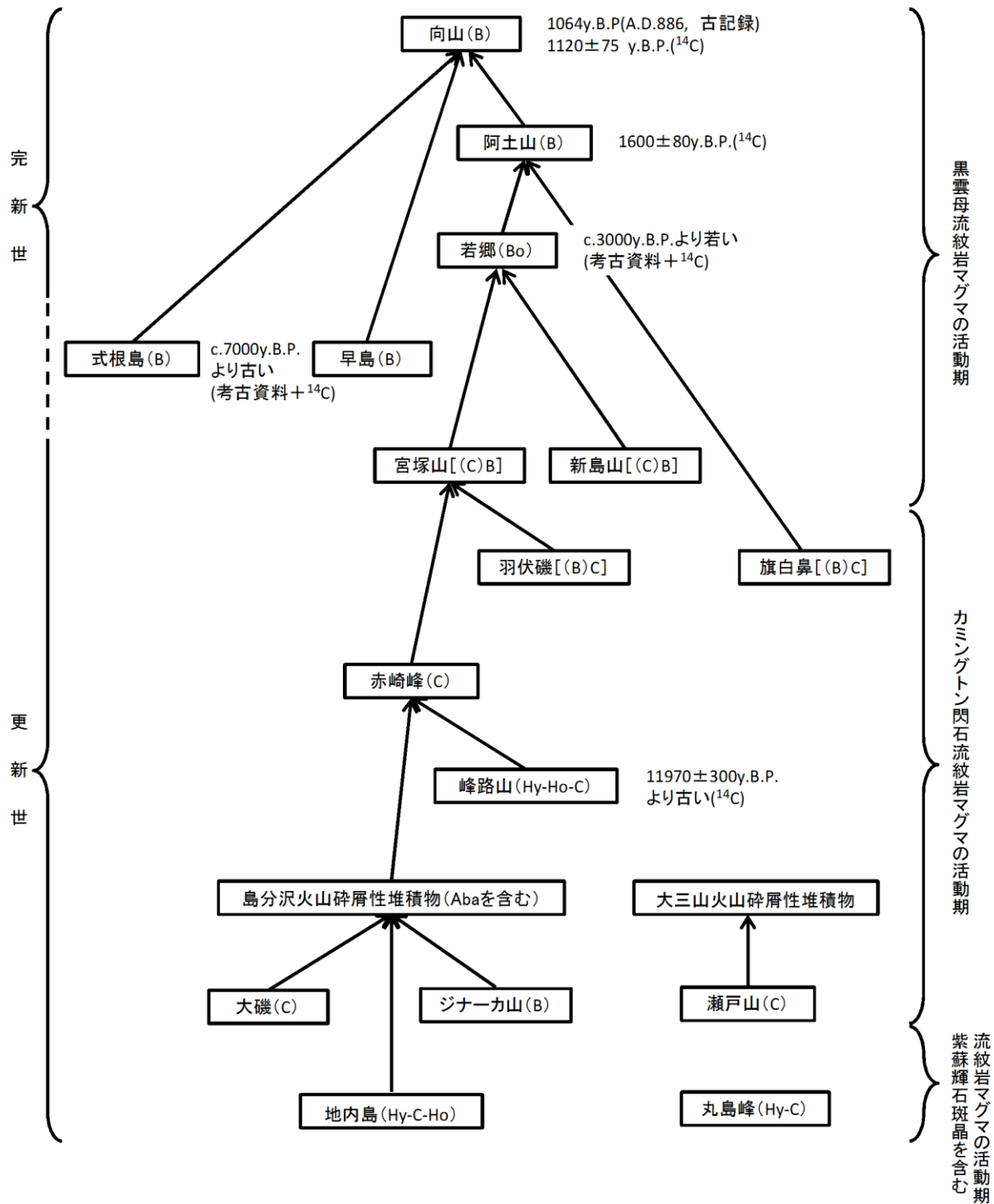


図 新島火山の噴火史
 (参考：吉田(1992)を Smith et al. (2013)をもとに部分修正の上で清書)



新島及びその周辺における単成火山形成史、矢印で結んだ地質単元は野外で上下関係(→の先が上位)が確認あるいは推定されたもの。島分沢火山碎屑性堆積物及び大三山火山碎屑性堆積物を除く単元では、「火山」の語が省略されている。Hy-C-Ho: 紫蘇輝石カミングトン閃石普通角閃石流紋岩、Hy-C: 紫蘇輝石カミングトン閃石流紋岩、C: カミングトン閃石流紋岩、Aba: 古銅輝石普通輝石安山岩、Hy-Ho-C: 紫蘇輝石普通角閃石カミングトン閃石流紋岩、(B)C: 黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩、(C)B: カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩、B: 黒雲母流紋岩、Bo: かんらん石玄武岩

図 新島火山の活動史

(参考: 一色 (1987) を清書)

(2) 有史以降の火山活動

新島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 新島火山の有史以降の噴火及び地震活動

噴火年代	現象	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
856～857年?	噴火	やや大規模 (0.085DRE km ³)	マグマ水蒸 気噴火 →マグマ噴 火	阿土山	火砕サージ、火砕物降下 →溶岩ドーム
856～857年?	噴火	—	マグマ水蒸 気噴火	久田巻・ 淡井浦付近	火砕物降下?
886～887年	噴火	大規模 (0.73DRE km ³)	マグマ水蒸 気噴火→マ グマ噴火	向山	向山噴火：6月29日～ 火砕流・火砕サージ→火砕丘形 成→溶岩ドーム（溶岩崩壊型火 砕流を伴う）→小規模な爆発的 噴火 向山形成（古記録では新たに1 島を生じたという）。 房総半島より噴煙確認、音響、降 灰（数cm）、植物枯死、家畜に被 害、地震頻発、降灰砂多く牛馬倒 死多数。
1936年	地震	—	—	—	12月27～29日。余震多数。島内 で被害あり（最大M6.3）
1957年	地震	—	—	—	11月6日～11月末。地震群発（新 島南方沖約10km、最大M6.0）
1965年	地震	—	—	—	8月3～9日。地震群発（新島・ 神津島付近、最大M5.0）
1966年	地震	—	—	—	5月15日。地震群発（新島西方 沖約10km、最大M5.5）
1968年	地震	—	—	—	2月24～27日。地震群発（新島 南方沖約10km、最大M5.0）
1983年	地震	—	—	—	8月。地震群発（新島北東沖約 15km、最大M4.3）
1985年	地震	—	—	—	9月21～22日。地震群発（新島 北部より北方沖数km、最大M3.4）
1991年	地震	—	—	—	1～2月。地震群発（新島島内よ り西方沖数km、最大M3.3）
1991年～ 1995年	地震	—	—	—	周辺で時々地震群発（新島－神 津島周辺での地震活動）
2000年	地震	—	—	—	6～8月。新島－神津島－三宅島 周辺で地震群発。有感地震、崖崩 れの発生。 7月15日最大M6.3（震度6弱）
2011年 3月～4月	地震	—	—	—	東北地方太平洋沖地震（2011年3 月11日）以降、新島付近で地震活 動が活発化。有感地震多発。3月 11日14時50分M4.7（震度4）

(参考：津久井ほか(2006)、日本活火山総覧(第4版)新島, p959, 気象庁(2013))

(3) 火口分布

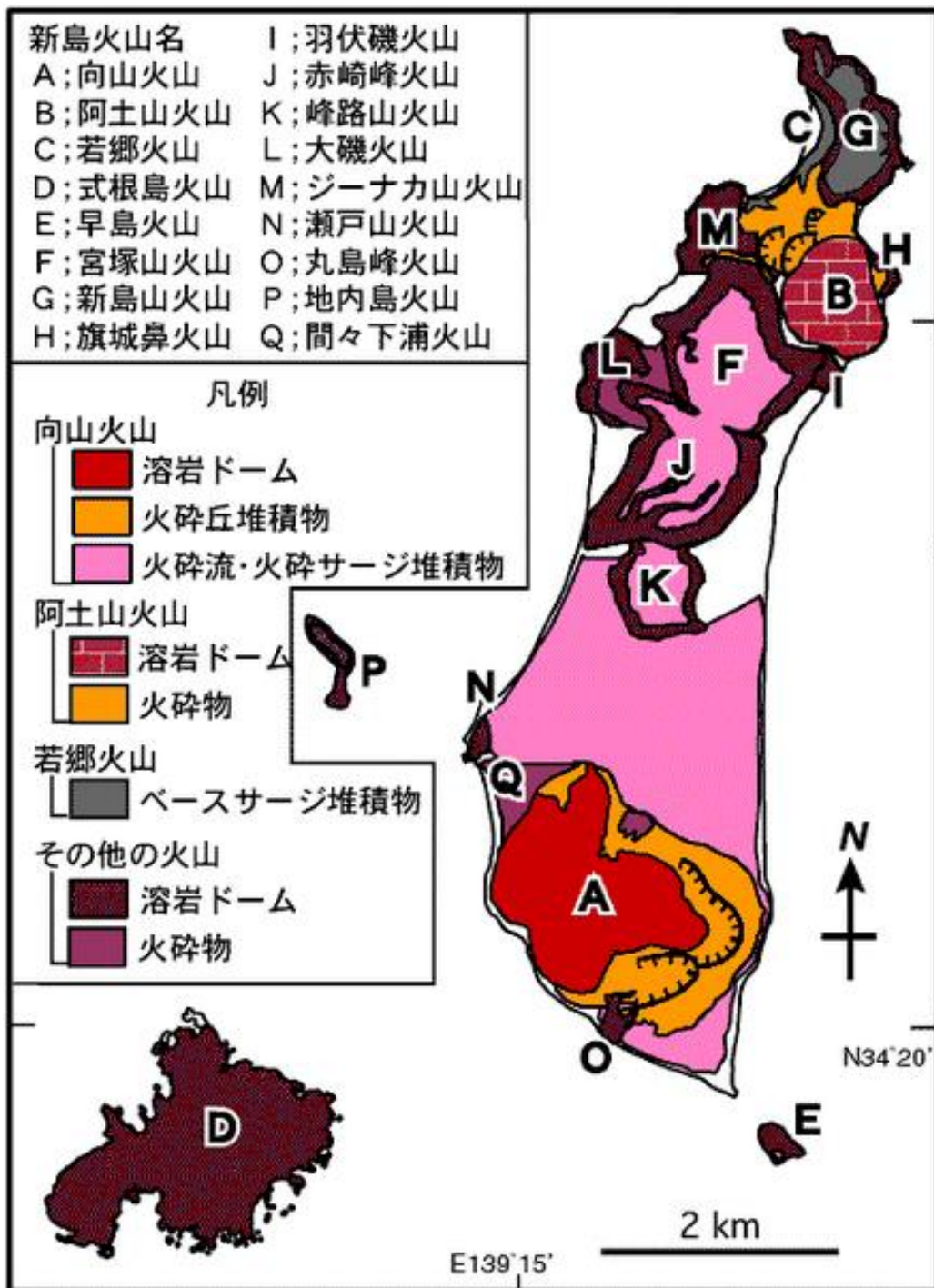


図 新島の地質概略図

(参考：一色 (1987)、伊藤 (1993)、新島の地質概要図)

(<https://staff.aist.go.jp/itoh-j/>)

新島・式根島・地内島及び早島（単成火山群）

更新世	海浜堆積物	b	砂及び礫	
	砂丘堆積物	d	砂及び礫（厚さ 1m 以上の部分を図示）	
	崖錐及びそれに関連した堆積物	t	礫及び砂	
	向山火山	溶岩円頂丘	My ₃	黒雲母流紋岩溶岩
		火砕丘	My ₂	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
		火砕サージ堆積物	My ₁	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
	土山火山	溶岩円頂丘	At ₃	黒雲母流紋岩溶岩（苦鉄質包有物を伴う）
		火砕丘及び火砕サージ堆積物	At ₂	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
	若郷火山火砕サージ堆積物	Wg	水冷火山礫・火山岩塊及び火山灰（かんらん石玄武岩質）	
	式根島火山	火山砕屑性堆積物		火山灰及び火山礫（主として黒雲母流紋岩質）
		溶岩円頂丘	Sk	黒雲母流紋岩溶岩
	早島火山溶岩円頂丘	Ha	黒雲母流紋岩溶岩	
	未区分火山砕屑性堆積物	vu	火山灰・火山礫及び火山岩塊（主として黒雲母流紋岩質）	
	宮森山火山	溶岩円頂丘	Mt ₂	カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩溶岩
		火砕丘	Mt ₁	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩質）
新島山火山溶岩円頂丘	Nj	カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩溶岩		
旗城鼻火山溶岩円頂丘	Hs	黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩溶岩		
羽伏磯火山溶岩円頂丘	Hb	黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩溶岩		
赤崎峰火山	溶岩円頂丘	Az ₂	カミングトン閃石流紋岩溶岩	
	固結度が低く同質の礫からなる火山角礫岩	Az ₁	カミングトン閃石流紋岩	
峰路山火山溶岩円頂丘	Mi	紫蘇輝石普通角閃石カミングトン閃石流紋岩溶岩		
島分沢火山砕屑性堆積物及び大三山火山砕屑性堆積物	SD	火山灰及び火山礫（主として流紋岩質）、古銅輝石普通輝石安山岩火山礫層を伴う		
大磯火山溶岩円頂丘	Oi	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
ジナーカ山火山溶岩円頂丘	Ji	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
瀬戸山火山溶岩円頂丘	St	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
丸島峰火山溶岩円頂丘	Mj	紫蘇輝石カミングトン閃石流紋岩溶岩		
地内島火山溶岩円頂丘	Jn	紫蘇輝石カミングトン閃石普通角閃石流紋岩溶岩		

図 新島地域の地質図の凡例（一色，1987 を改変）

(5) 災害実績

新島火山の災害実績として、886年向山火山噴火の事例を示す。向山火山の噴火活動は新島南部の浅海域で発生した。噴火活動は流紋岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火で始まり、火砕丘の形成、溶岩流の流出に至った。古記録から、活動期間は1年～数年と思われる。

初期の噴火活動により噴出された火砕サージ堆積物及び火砕流堆積物は新島南部の海域を埋め、新島北方の宮塚山（標高 432m）を覆った。さらに一部は式根島・地内島・早島にも到達した。また、この活動による降灰が房総半島南部で記録されている（層厚6～9cm）ほか、伊豆大島、伊豆半島等で確認されている（杉原ほか，2001）。

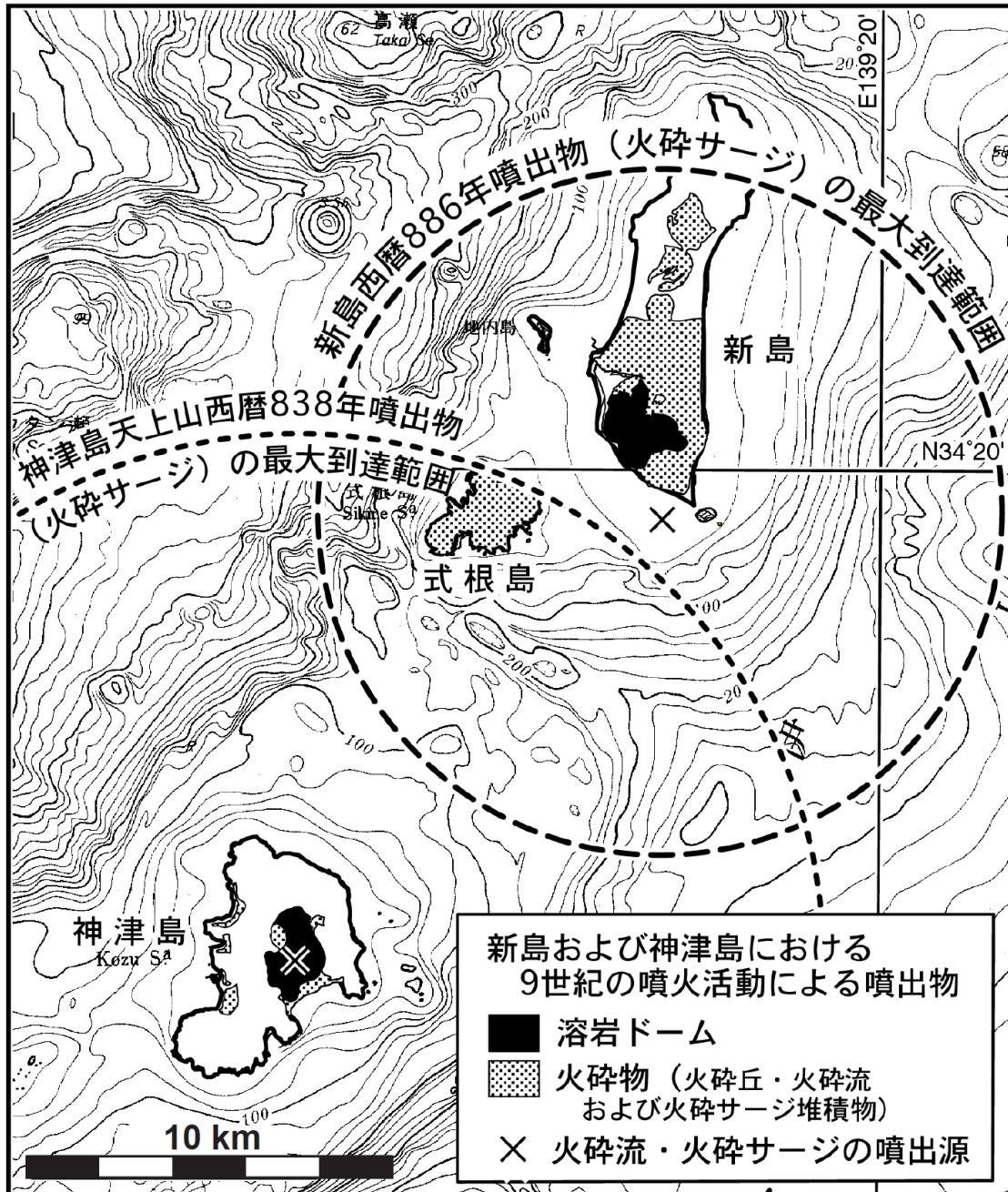


図 新島および神津島における9世紀の噴火活動による火砕サージ到達域
 新島向山火山886年噴火、神津島天上山火山838年噴火により噴出した
 火砕サージ堆積物の最大到達範囲を示した。

(参考：一色(1987)、伊藤(1999)を修正)

※原著の図のスケールが不正確であったため修正した。

4 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充(1996), 火山, 41巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一(1993), 文部省科学研究費重点領 域研究「自然災害の予測と社会の防災力」 研究成果, 125-134
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一(2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テ フラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一・林幸一郎(2006), 火山, 51巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹(1978), 火山, 23巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活動	浜田信生(2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩(1992), 日本火山学会講演予稿集, 2巻, 63

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

新島火山は、特定の噴火中心を持たない単成火山群であり、今後活動する火口位置の推定が困難である。

一連の活動中に火口位置が変化する可能性がある。

複数の火口がほぼ同時に活動する可能性がある（火口列の形成等）。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式等）

新島火山の噴火特性は以下のとおりである。

- 流紋岩質マグマの活動が主だが、玄武岩質マグマが活動する可能性もある。
- 特に玄武岩質マグマの場合、長距離貫入の可能性はある。
- 流紋岩質マグマにより溶岩ドームが形成される場合には、数か月～数年間活動する可能性がある。
- マグマと海水が接することによるマグマ水蒸気噴火、溶岩ドーム形成、溶岩流・溶岩ドームが沿岸部に達することによる二次噴火等、火口位置により噴火活動が多様である。
- 大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（利島・神津島）に及ぶ可能性がある。
- 大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

2 想定される噴火ケースと火山現象

新島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、以下のとおりである。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
浅海での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流
	二次噴火	噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）
島内での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測等の、より高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は、新島火山防災協議会火山現象検討部会において検討し、作成した。

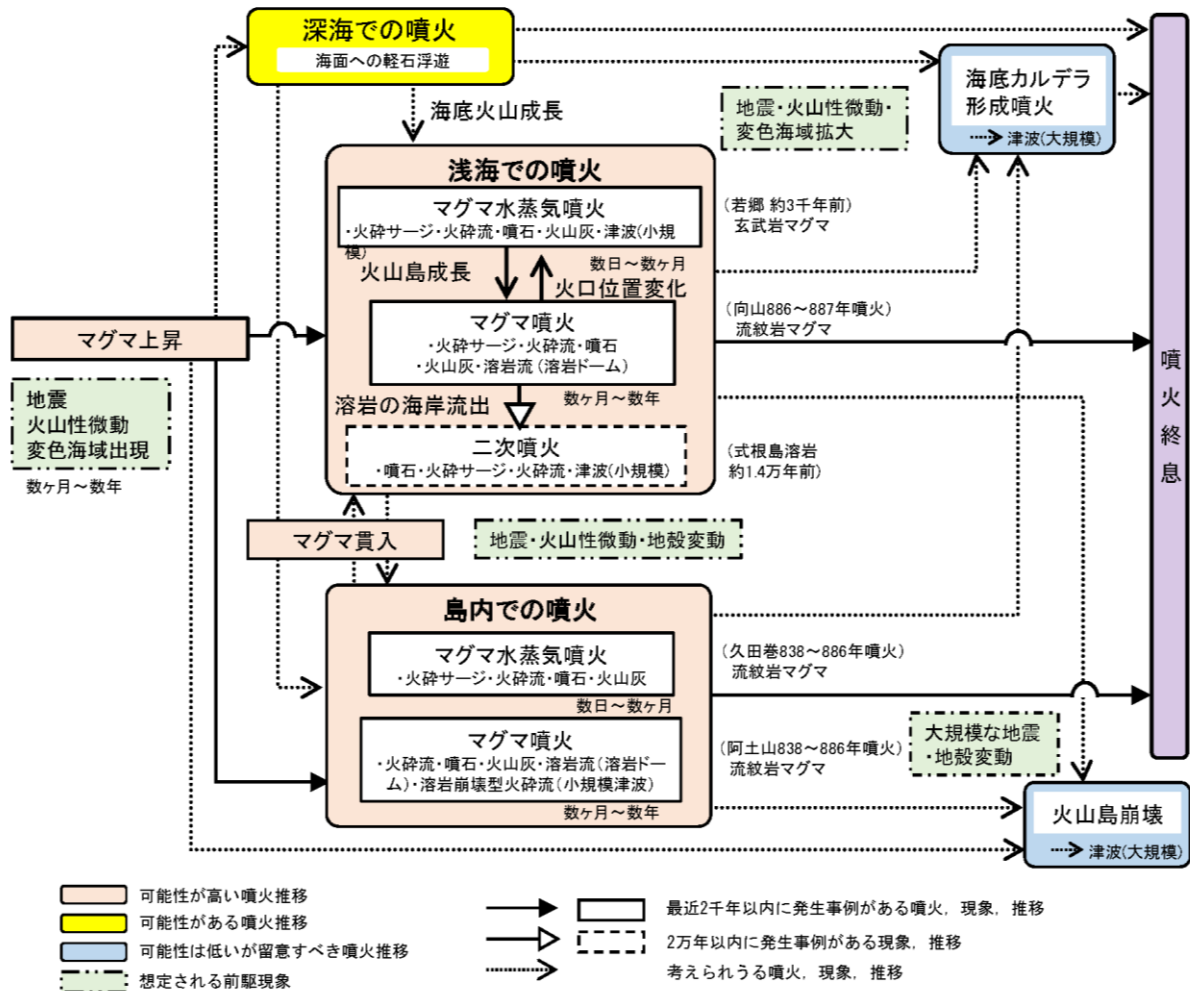


図 新島火山の噴火事象系統樹

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

新島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰（小さな噴石を含む。）」、「火砕流」について火山ハザードマップ（新島火山防災協議会，2018、2019）が作成されている。

火山ハザードマップの一部を以下に示す。なお、想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。

(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/835/H30kyougikai/niijima_n.pdf)

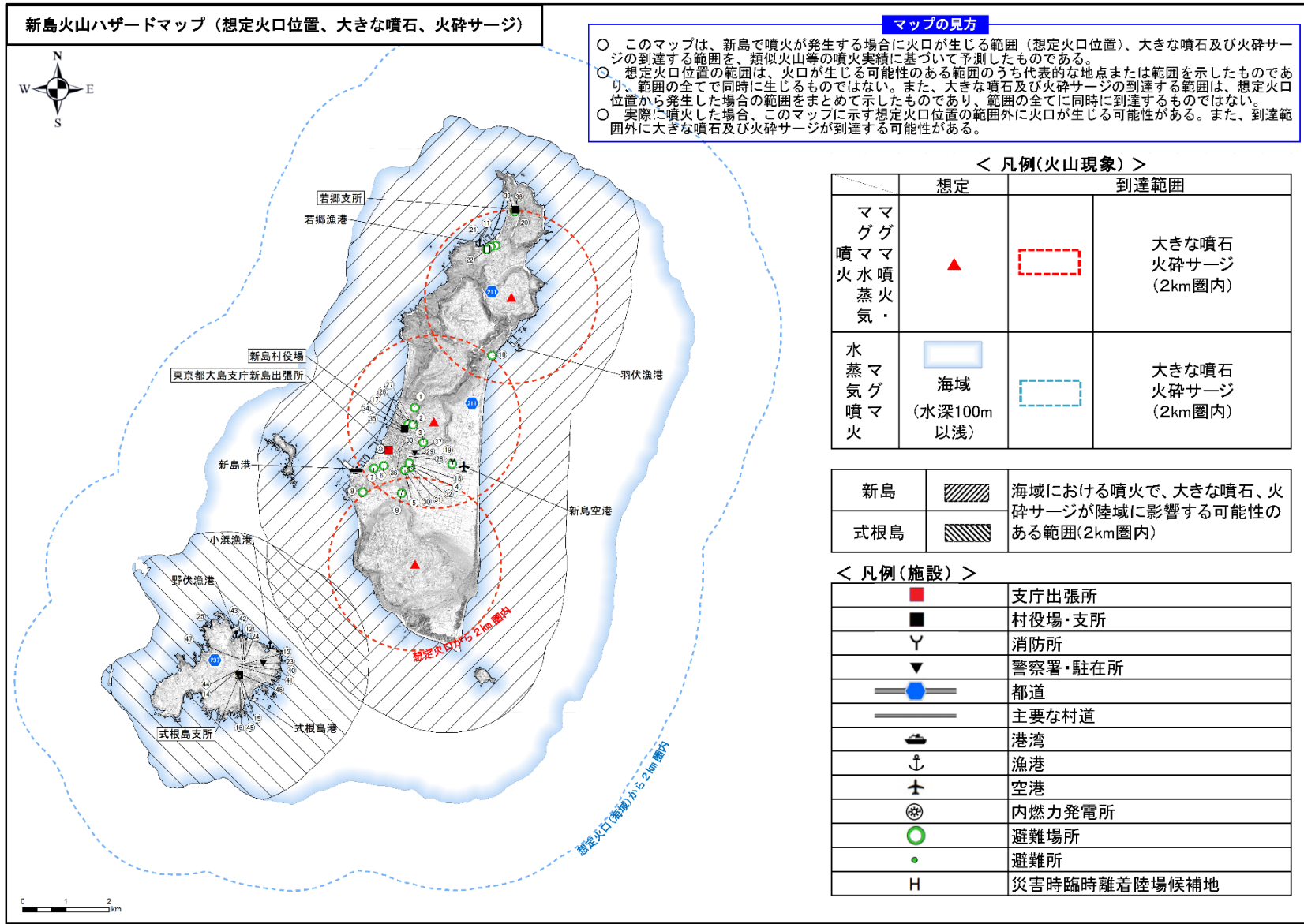


図 新島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）（新島火山防災協議会，2019）

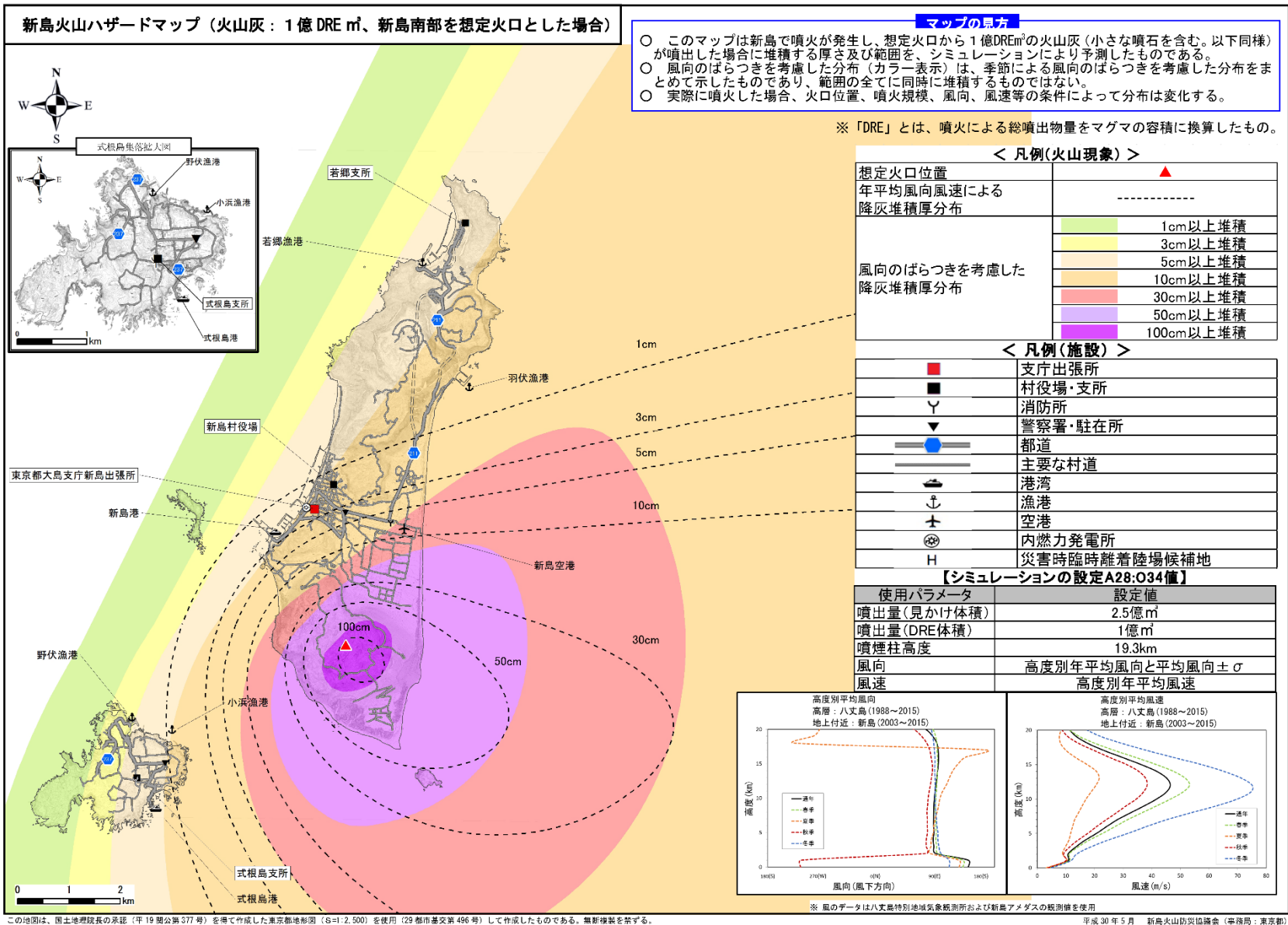


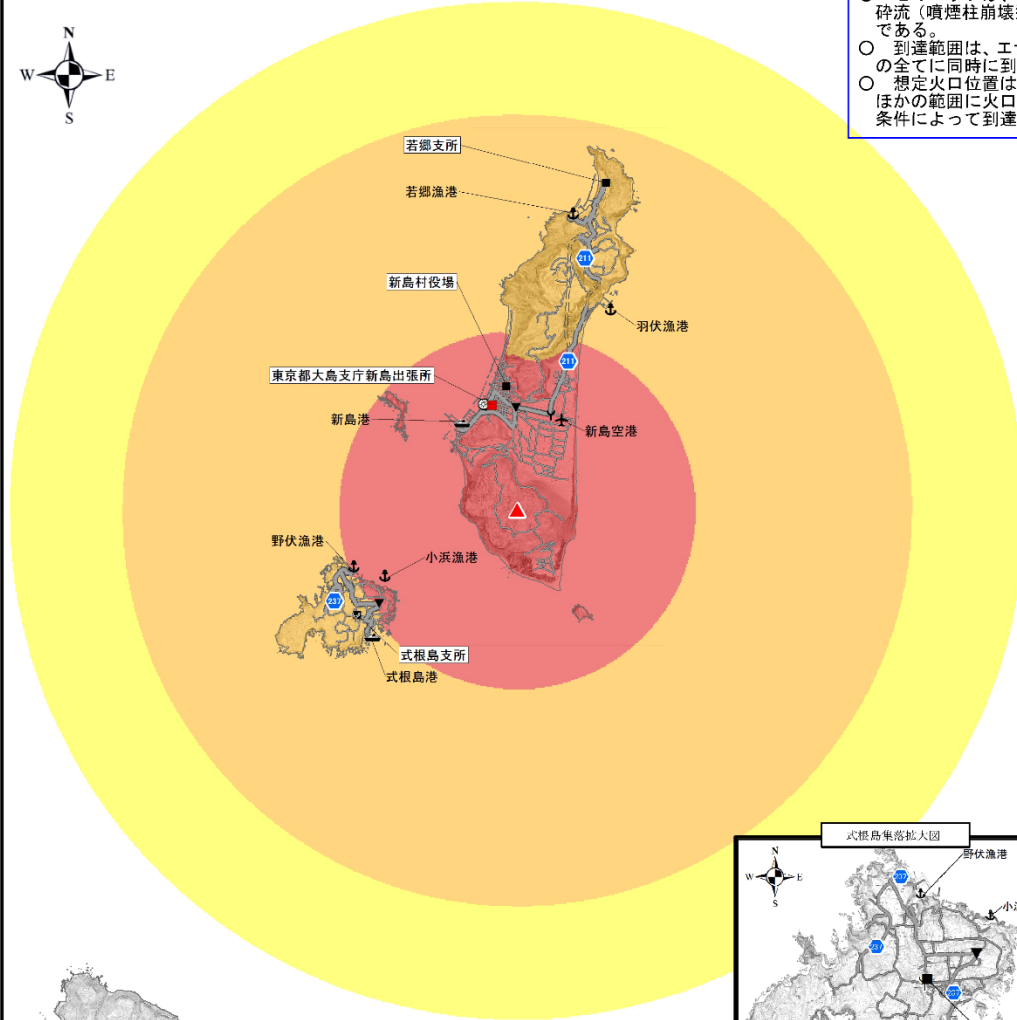
図 新島火山ハザードマップ (火山灰：1億 DRE m³、新島南部を想定火口とした場合) (新島火山防災協議会, 2018)

新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島南部を想定火口とした場合）

マップの見方

- このマップは、新島で噴火が発生し、想定火口から1億DREm³、1,000万DREm³、100万DREm³の火砕流（噴煙柱崩壊型）が流下した場合に到達する範囲を、シミュレーションにより予測したものである。
- 到達範囲は、エナジーコーンモデルを用いて全方向の範囲をまとめて示したものであり、範囲の全てに同時に到達するものではない。
- 想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。また、実際に噴火した場合、火口位置、噴火規模等の条件によって到達範囲は変化する。

※「DRE」とは、噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものの。

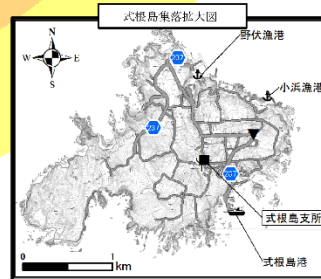


< 凡例(火山現象) >

		想定火口位置
	危険区域A	小規模な噴火でも火砕流が到達する可能性がある範囲 (100万DREm ³ を想定)
	危険区域B	中規模な噴火で火砕流が到達する可能性がある範囲 (1,000万DREm ³ を想定)
	危険区域C	大規模な噴火で火砕流が到達する可能性がある範囲 (1億DREm ³ を想定)
マグマ水蒸気噴火		海域 (水深100m以浅)

< 凡例(施設) >

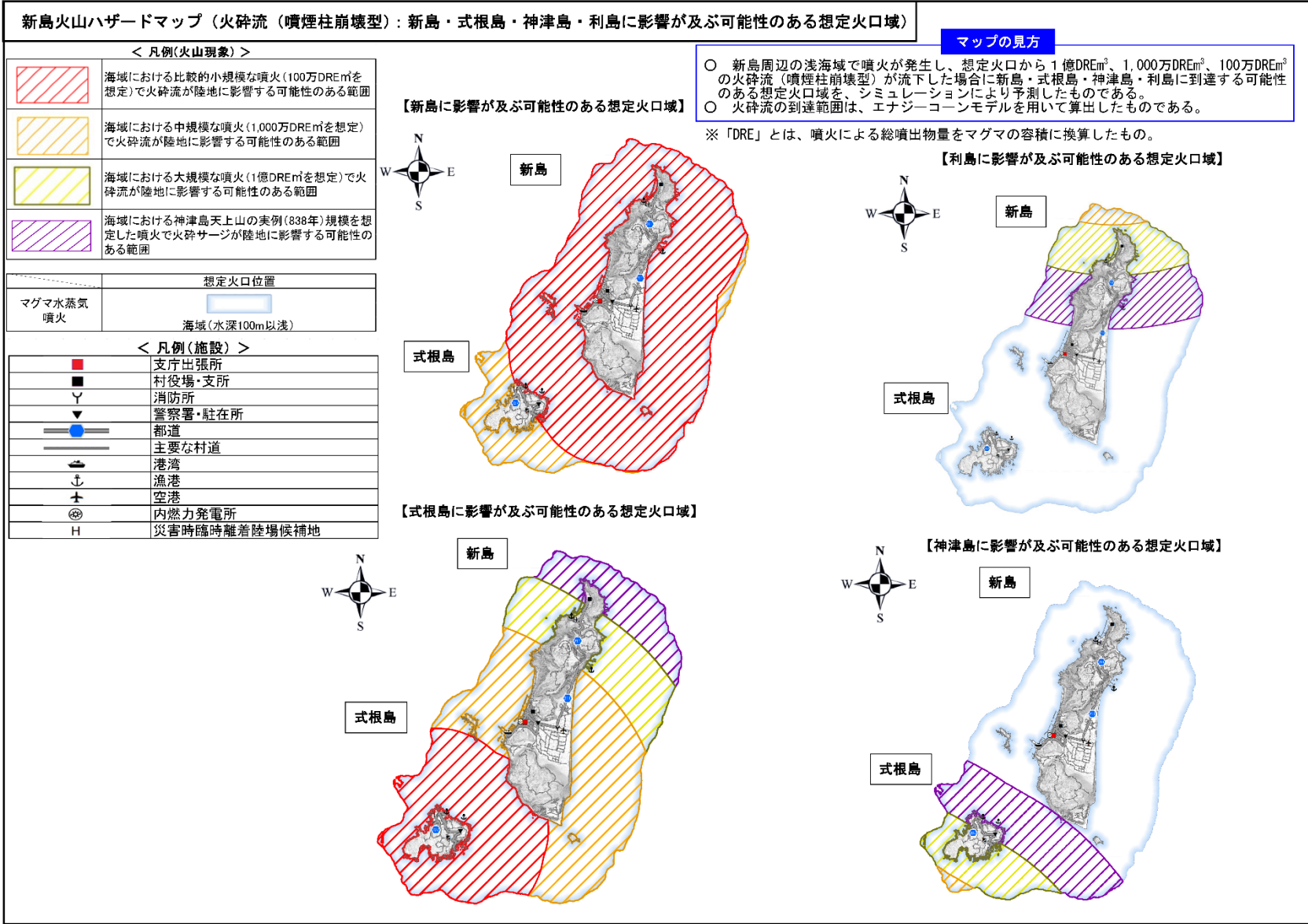
	支庁出張所
	村役場・支所
	消防所
	警察署・駐在所
	都道
	主要な村道
	港湾
	漁港
	空港
	内燃力発電所
	災害時臨時離着陸場候補地



この地図は、国土地理院長の承認（平19 関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29 都市基交第496号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成30年5月 新島火山防災協議会（事務局：東京都）

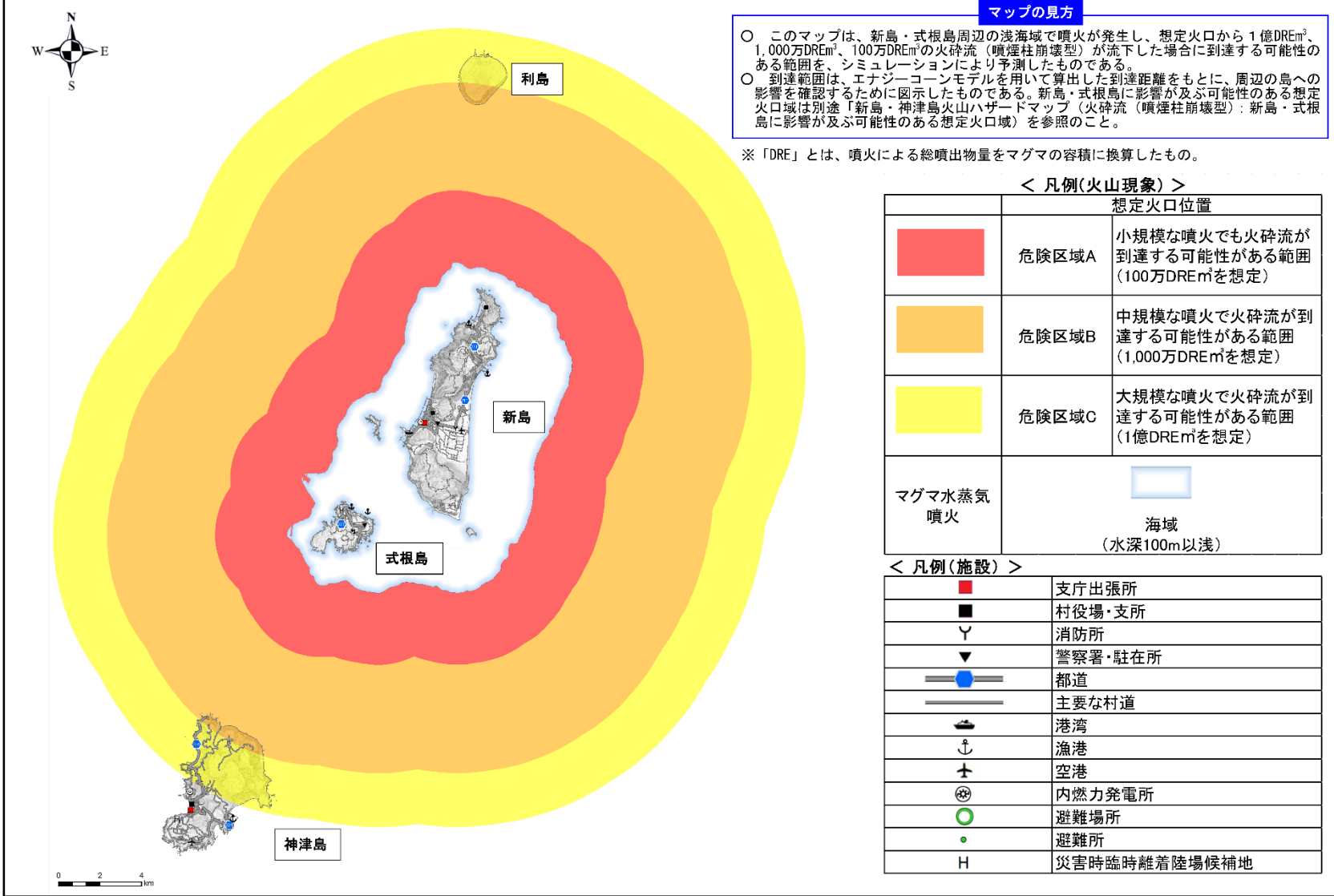
図 新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島南部を想定火口とした場合）（新島火山防災協議会，2018）



この地図は、東京都地形図（6=1:2,500）（29 都市基字第 496 号）及び海成地形デジタルデータ（日本水産協会）を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 平成 31 年 3 月 作成：東京都 監修：新島火山防災協議会火山現象検討部会、神津島火山防災協議会火山現象検討部会

図 新島火山ハザードマップ(火砕流(噴煙柱崩壊型)：新島・式根島・神津島・利島に火砕流の影響が及ぶ想定火口域) (新島火山防災協議会, 2019)

新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島・式根島周辺浅海域で発生した場合の到達範囲）



この地図は、国土地理院長の承認（平19 関公第 377 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29 都市基交第 496 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 31 年 3 月 作成：東京都 監修：新島火山防災協議会火山現象検討部会

図 新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島・式根島周辺浅海域で発生した場合の到達範囲）（新島火山防災協議会，2019）

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。


新島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■新島 火口位置に則した噴火警戒レベル
 新島は、今後活動する火口の位置を推定することが困難であるため、火山活動の高まりがみられた位置に応じて、噴火警戒レベルの判定を行います。

- ・ 島内で噴火の可能性が高まった場合、その位置にかかわらず、居住地域に影響が及ぶ可能性があるため、レベル4、もしくはレベル5になります。なお、火山活動がわずかに高まり島内での噴火の可能性を否定できない場合には、レベル2、もしくはレベル3となります。
- ・ 浅い海域で噴火の可能性が高まった場合、まずは噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響があると想定し、噴火が予想される位置に応じて噴火警戒レベルの判定を行います。浅い海域で噴火が発生した場合は、噴火の状況に応じて噴火警戒レベルを設定しなおします。



居住地域までの必要な範囲への立入規制

レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難等、来島者の島外避難等が必要

レベル4（避難準備）：
警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等、来島者の島外避難等が必要

レベル3（入山規制）：
危険な地域への立入規制、避難行動要支援者の避難準備、来島者の島外避難等が必要

レベル2（火口周辺規制）：
火口周辺への立入規制等

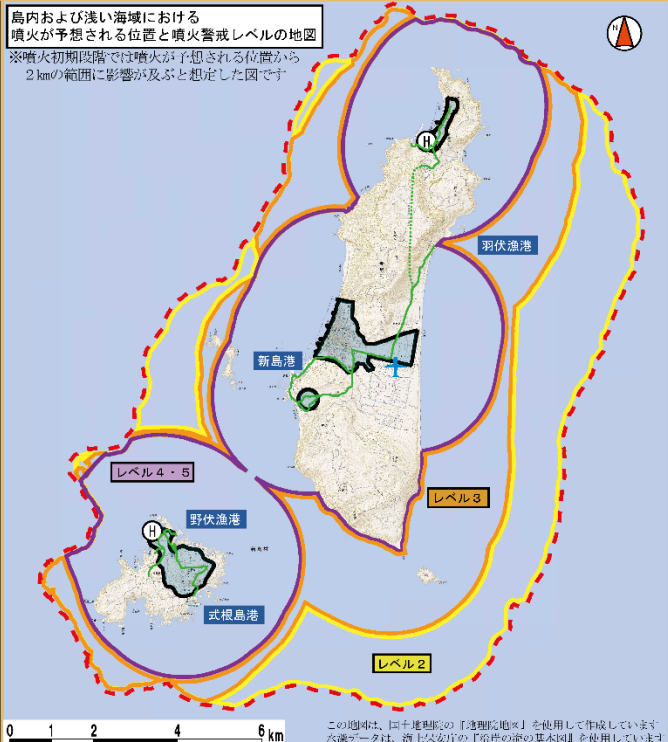
レベル1（活火山であることに留意）：
特になし

■ 図は、地元自治体等と調整して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。

図の凡例

- 主要道路（都道等）
- 主要道路トンネル（都道等）
- ✈ 空港
- ⊕ ヘリポート
- 居住地域
- 避難港

島内および浅い海域における噴火が予想される位置と噴火警戒レベルの地図
※噴火初期段階では噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響が及ぶと想定した図です




この図は、国土院の『地理院地図』を使用しています。水深データは、国土院の『沿岸の波の基本図』を使用しています。

● 想定火口域：島内および浅い海域（水深100メートル以浅の海域）
水深が100m以下の浅い海域では、海上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があります。

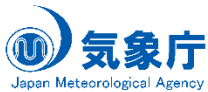
● 想定した噴火により、影響が島内に及ぶ可能性がない領域

○ 想定した噴火により、影響が居住地域近くまで及ぶ可能性がある領域

○ 想定した噴火により、影響が居住地域に及ぶ可能性がある領域
なお、島内で噴火の可能性が高まった場合、噴火判定にかかわらず、レベル4、もしくはレベル5になります。



▲ 自子は、植物油インクを使用しています。



気象庁
Japan Meteorological Agency

問合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
 TEL：03-3212-8341（内線4536）
<https://www.jma.go.jp/>
 ■ 東京管区気象台 業務課
 TEL：042-497-7198
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>

（令和元年7月，気象庁）

新島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 来島者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域の住民の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 838～886年の間の久田巻・淡井浦付近の噴火 ● 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 886～887年：噴火（向山火山の形成）
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で地震活動がさらに活発化するなど、島内で噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 歴史記録なし ● 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺)または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制等、危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて、避難行動要支援者は避難準備等が必要、来島者は島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で地震が増加するなど、島内で噴火が発生する可能性がやや高まっている。 過去事例 歴史記録なし ● 浅い海域で、居住地域近くまで影響を及ぼす噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で顕著な噴気がみられ、その周辺で突発的な噴出現象が発生するおそれがある。 過去事例 歴史記録なし ● 島から離れた浅い海域で、島内に影響しない程度の噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。	● 火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

新島の噴火警戒レベル判定基準

令和元年7月30日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 ○島内における現象 次のいずれかが観測された場合 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生 ○浅い海域における現象 次のいずれかが観測された場合 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生</p>	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○島内における現象 次のいずれかが観測された場合 ・新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大 ○浅い海域における現象 次のいずれかが観測された場合 ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合） ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生</p>	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 ○島内における現象 ・島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 ○浅い海域における現象（居住地域から2km以上離れた場所での噴火を想定） 次のいずれかが観測された場合 ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発</p>	<p>左記で示した条件を満たさなくなり、火山活動が低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】 ○島内における現象 ・顕著な噴気や地熱域の出現 ○浅い海域における現象（海岸から2km以上離れた場所での噴火を想定） ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内に影響が及ぶ可能性がない場合）</p>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは噴気や地熱活動については、活発化の傾向がないことが明らかになった段階でレベル1に引き下げる。</p>

- ・新島は、特定の火口を持たない単成火山群であり、新島の島内及びその周辺で噴火は発生しうる。そこで、新島の陸域すべて、及び海面上に影響を及ぼすとされる新島周辺の水深100m以浅の海域での噴火を想定する。
- ・浅い海域（水深100m以浅の海域）で噴火の可能性が高まった場合、まずは噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響があると想定し、噴火が予想される位置に応じて噴火警戒レベルの判定を行います。浅い海域（水深100m以浅の海域）で噴火が発生した場合は、噴火の状況に応じて噴火警戒レベルを設定しなします。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解除情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解除情報」を発表する。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベル下げのときも同様）。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

(令和元年7月, 気象庁)

6 参考文献

文献名	備考
新島地域の地質	一色直記 (1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充 (1996), 火山, 41 巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一 (1999), 地球, 21 巻, 417-423
新島向山火山西暦 886 年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一 (1993), 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 125-134
日本活火山総覧 (第 4 版)	気象庁 (2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一 (2001), 地学雑誌, 110 巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における 9 世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎 (2006), 火山, 51 巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹 (1978), 火山, 23 巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺 の過去の地震活動	浜田信生 (2001), 地学雑誌, 110 巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩 (1992), 日本火山学会講演予稿集, 2 巻, 63

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院等の機関は、新島の観測を行っている。

また、気象庁は、新島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計等の観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

(3) 村の体制

村は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民及び来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、新島村、支所、警察署（駐在所）又は消防団に通報する。

新島村、警察署（駐在所）、消防団は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を村に伝達する。

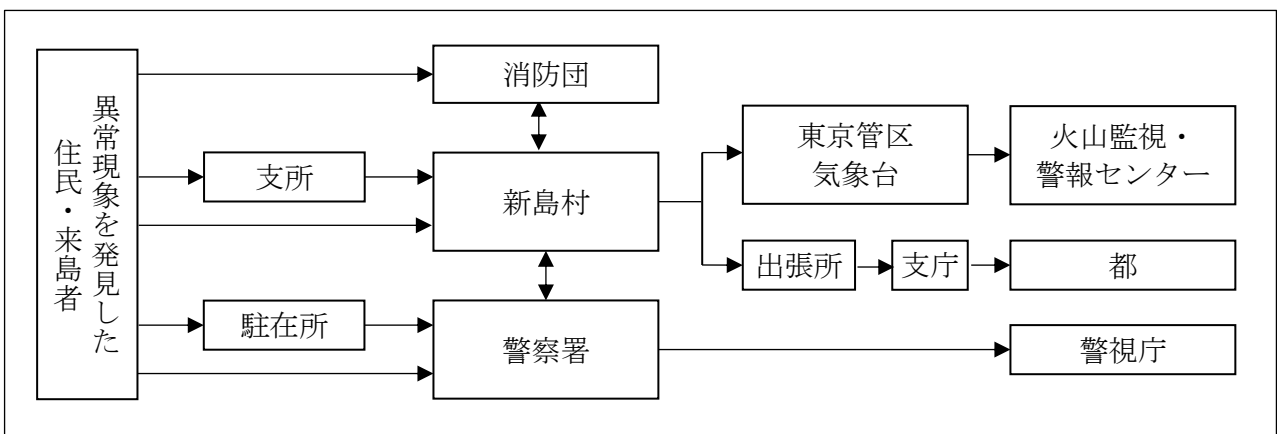


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

新島村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

東京管区気象台は、都、新島村、神津島村、利島村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

○新島村

1 避難施設

(1) 避難場所

新島村は、火山災害を対象とした避難場所として、次ページ以降に示すグラウンド等の屋外施設を指定することを検討している。

(2) 避難所

新島村は、避難所として、学校や公民館等の公共施設を新島で11か所、式根島で6か所指定している。また、福祉避難所の指定はないが、新島はまゆう会特別養護老人ホームと協定を結んでいる。なお、村地域防災計画の改定により、福祉避難所の指定を検討している。

2 防災行政無線施設

新島村の防災行政無線として遠隔制御装置が役場、若郷支所、式根島支所に設置されており、拡声子局が本村地区に15か所、若郷地区に5か所、式根島地区に11か所配置されている。

また、このほかに全世帯及び商店等に戸別受信機が設置されている（新島村、平成30年1月現在）。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、新島に新島港、羽伏漁港、式根島に式根島港、野伏漁港を整備している。なお、新島港、羽伏漁港、野伏漁港は大型船舶の接岸が可能である。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、新島に若郷漁港、式根島に式根島港、小浜漁港を整備している。

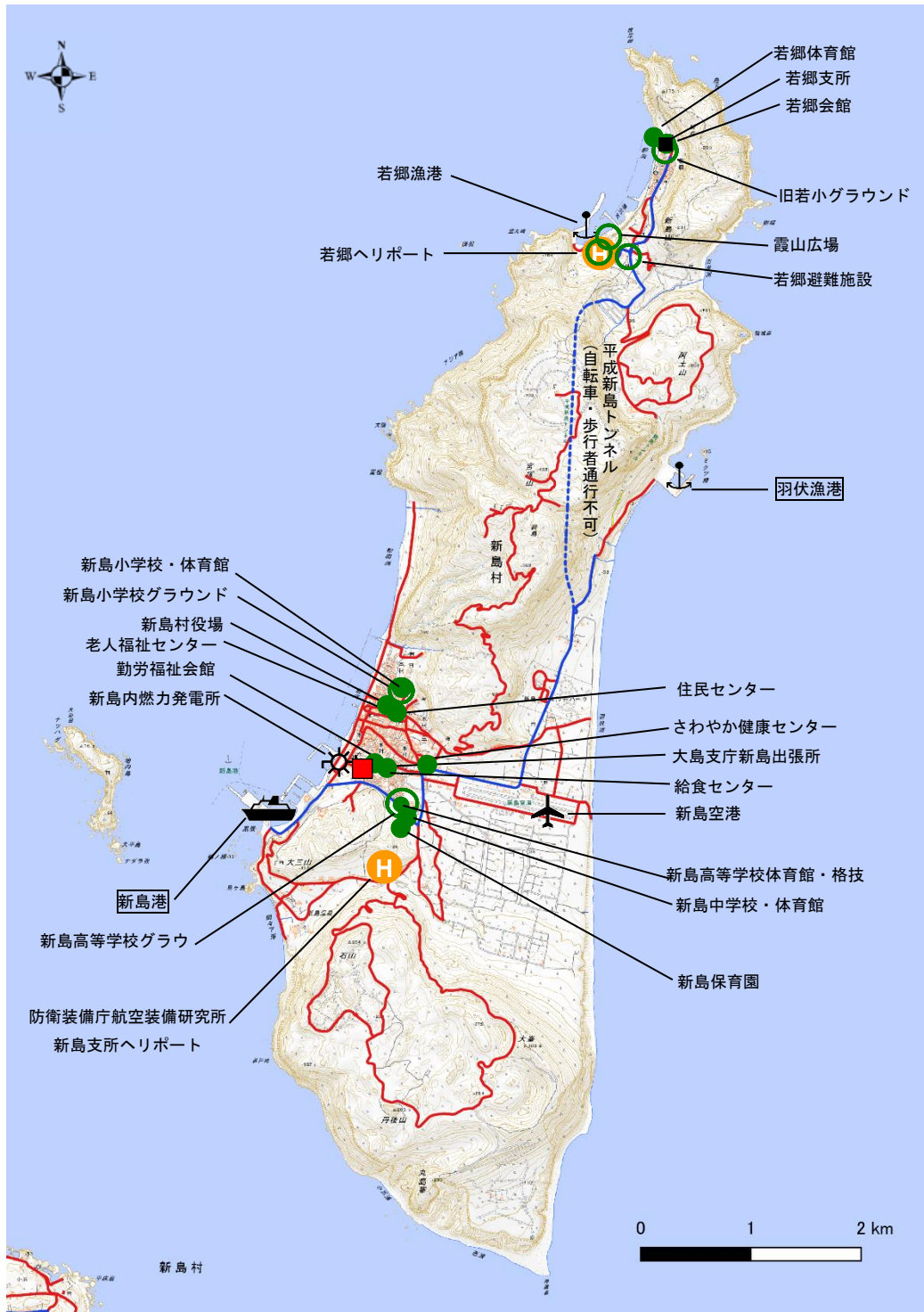
(2) 空港・ヘリポート

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港・ヘリポートとして、新島空港を整備している。

新島村は、災害時臨時離着陸場候補地として、新島では若郷臨時ヘリポート、式根島では式根島臨時ヘリポートを選定している。

4 備蓄

新島村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、クラッカー等）、飲料水、毛布、敷物（エアマット）を備蓄している（新島村地域防災計画、平成27年度）。



	都道		避難場所		港湾 ※□枠で囲った施設は大
	主な村道等		避難所		漁港
	出張所		ヘリポート		空港
	村役場・支所				発電所

図 防災関連施設等の位置（新島）

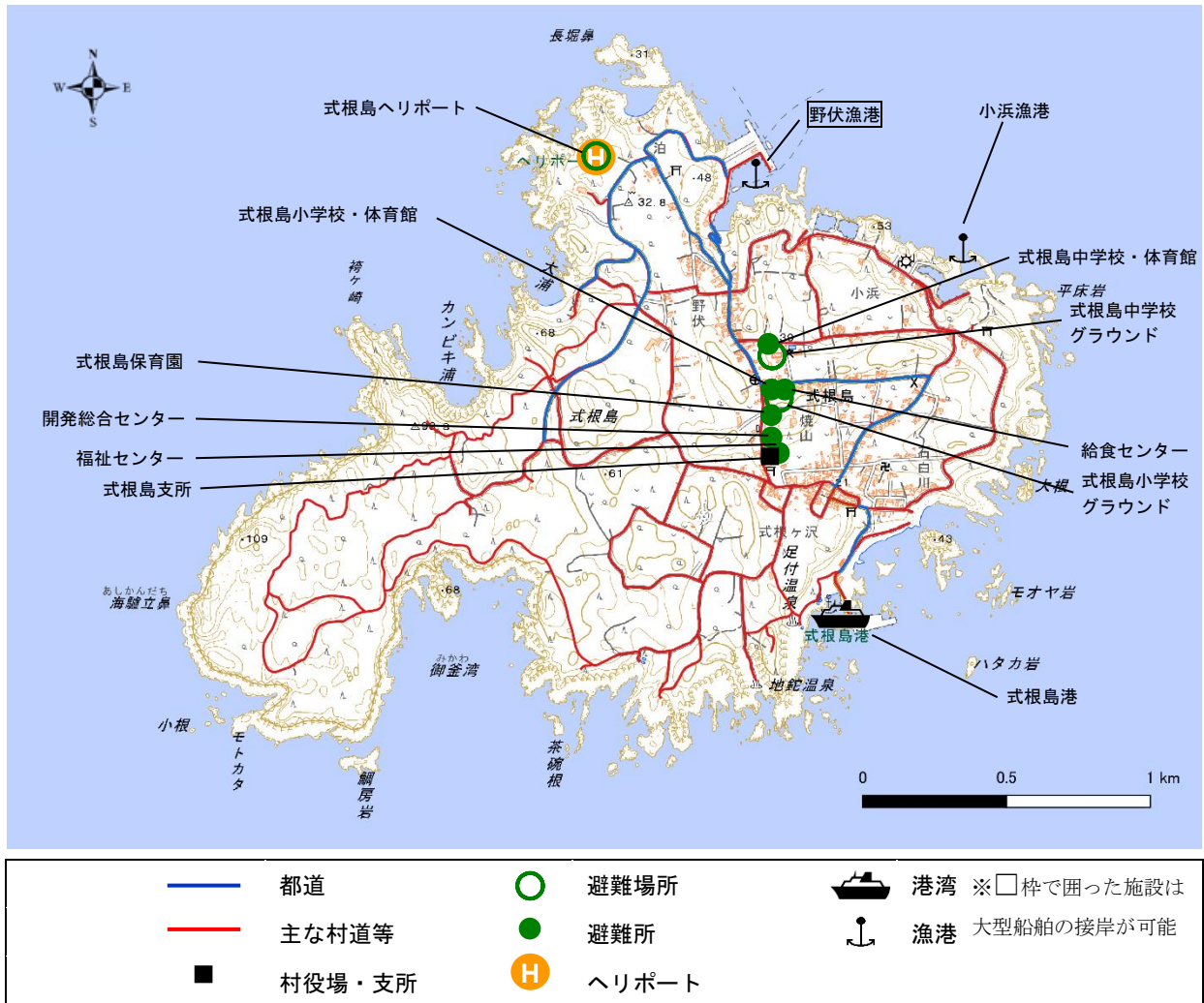


図 防災関連施設等の位置 (式根島)

○神津島村

1 避難施設

(1) 避難場所

神津島村は、火山災害を対象とした避難場所として、学校やグラウンド等の空地进行を7か所指定している（神津島村地域防災計画，平成26年度）。

(2) 避難所

神津島村は、火山災害を対象とした避難所として、学校や公民館等の公共施設を6か所指定している（神津島村地域防災計画，平成26年度）。

2 防災行政無線施設

神津島村は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を22か所に設置している（平成30年度時点）。

また、各家庭及び事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、神津島港及び三浦漁港を整備している。なお、神津島港及び三浦漁港は大型船舶の接岸が可能である。

(2) 空港・ヘリポート

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港・ヘリポートとして、神津島空港を整備している。

神津島村は、災害時臨時離着陸場候補地として、神津島村ヘリポート、多目的広場、よたね広場を選定している。

4 備蓄

神津島村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、ビスケット、缶詰）、飲料水、毛布、マット等を備蓄している。



図 防災関連施設等の位置（神津島）

○利島村

1 避難施設

(1) 避難場所

利島村は、避難場所として、グラウンド等の空地进行を1か所指定している（利島村地域防災計画，平成26年度）。

(2) 避難所

利島村は、避難所として、学校等の公共施設を4か所指定している（利島村地域防災計画，平成26年度）。

2 防災行政無線施設

利島村は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を5か所に設置している（令和元年度時点）。

3 港・空港等

(1) 港

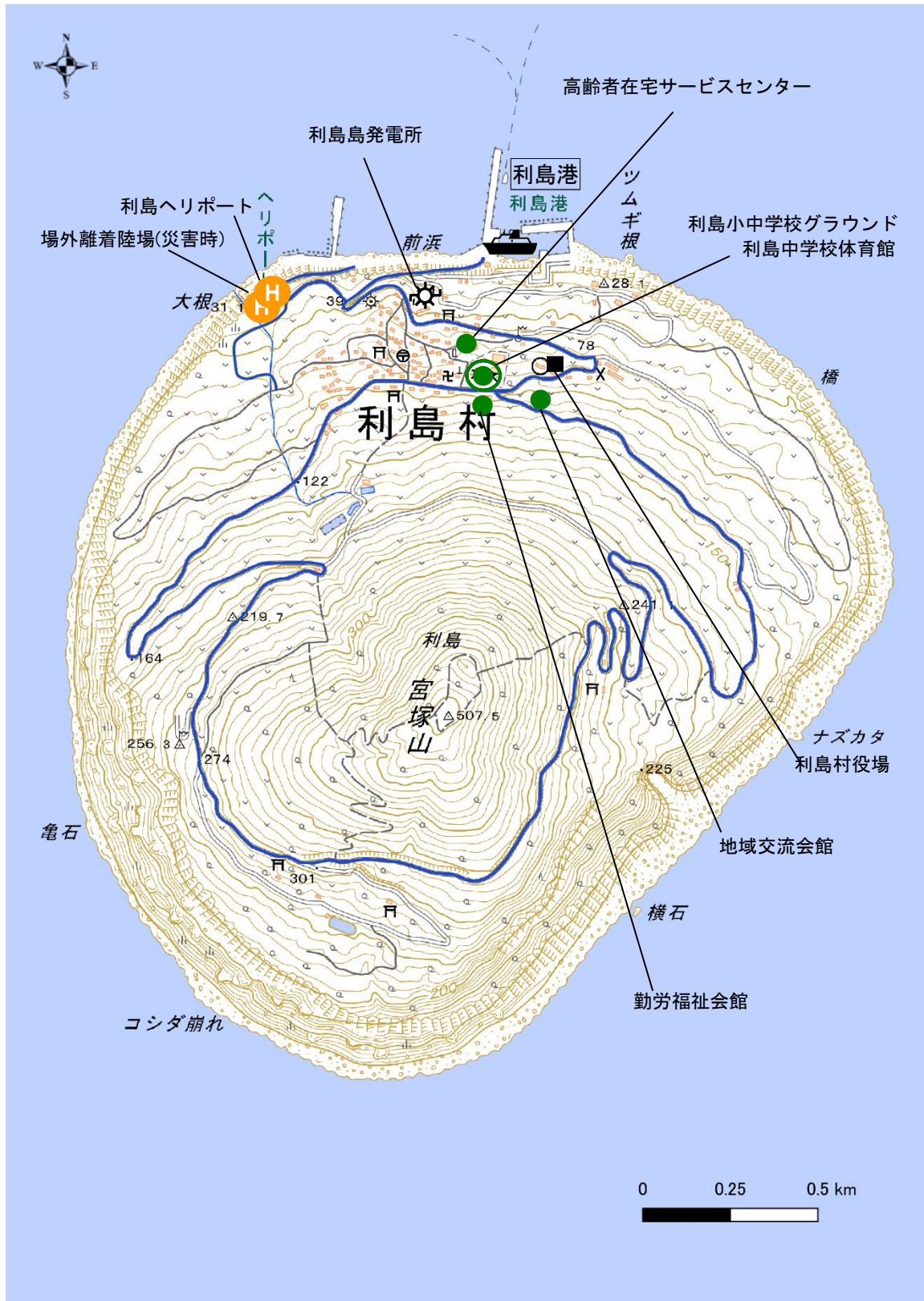
都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、利島港を整備している。なお、利島港は大型船舶の接岸が可能である。

(2) ヘリポート

利島村は、災害時臨時離着陸場候補地として、利島村ヘリポートと場外離着陸場を選定している。

4 備蓄

利島村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、ビスケット、缶詰）、飲料水、毛布等を備蓄している。










 都道	 避難場所	 港湾 ※ □ 枠で囲った施設は大型船舶の接岸が可能
 村役場	 村役場	 発電所
 ヘリポート		

図 防災関連施設等の位置 (利島)

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

コアグループは、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、新島村、神津島村、利島村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団、東京管区气象台が共同で設置している。

表 コアグループの概要

構成員	新島村、神津島村、利島村 支庁（出張所） 警察署（駐在所） 新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団 東京管区气象台
-----	---

2 新島火山防災協議会

新島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、新島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 新島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	新島村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		新島村	新島村新島消防団長	
		利島村	利島村長、利島村消防団長	
		神津島村	神津島村長、神津島村消防団長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、第三管区海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	新島観光協会、神津島観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び新島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 新島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

村は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、又、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

2 来島者への普及啓発

村は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、新島村博物館の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

3 児童・生徒への普及啓発

村は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

第5章 避難促進施設における対応

村防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者又は管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として村地域防災計画に定める。

村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて村長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

村は、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台等と連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

○新島村

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし

(2) 噴火警戒レベル2

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル3

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

○神津島村・利島村

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし

(2) 噴火警戒レベル2

規制なし

(3) 噴火警戒レベル3

規制なし

(4) 噴火警戒レベル4

ア 神津島村や利島村に噴火の影響が及ぶおそれのある場合

一般住民・避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 神津島村や利島村に噴火の影響が及ぶおそれのある場合

一般住民・避難行動要支援者の避難準備もしくは避難の呼びかけ、来島者への避難の呼びかけを行う。

3 新島火山活動の近隣島しょ部への影響

新島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、神津島あるいは利島まで影響を及ぼす可能性があることに留意する。

4 近隣島しょ部の火山活動による新島・式根島への影響

神津島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、新島・式根島まで影響が及ぶ可能性があることに留意し、状況に応じて情報収集や避難の判断を行う。なお、神津島火山における避難対応については、神津島火山避難計画を参照すること。

噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
	活火山であることに留意	火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
噴火ケースと想定される現象	<p>≪新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 弱い噴気や地熱がみられる程度 顕著な噴気や地熱域の出現 <p>≪浅海（100m以浅）における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がない場合） 				
避難対応（新島村）	<p>≪新島・式根島島内における噴火≫</p> <p>必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>一般住民の島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>				
避難対応（神津島村 利島村）	<p>≪神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合≫</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>				
避難対応（新島村）	<p>≪浅海（100m以浅）における噴火≫</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>一般住民の島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>				
避難対応（神津島村 利島村）	<p>≪神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合≫</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>				

※新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。

※火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的噴火が発生する場合がある。また、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。

参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

「噴火警戒レベルと避難対応の目安」では、浅海域で火山現象が見られたときの噴火警戒レベルの判定を、火山現象の影響が及ぶ範囲によって行うこととしている。そこで、火口域ごとの島内への影響の有無を示した参考図を示す。なお、ここに示す分類はあくまでも参考であり、実際の噴火警戒レベルの判定は、気象庁が火山活動の状況を総合的に考慮して行うことに留意する（本-21 噴火警戒レベル判定基準参照）。

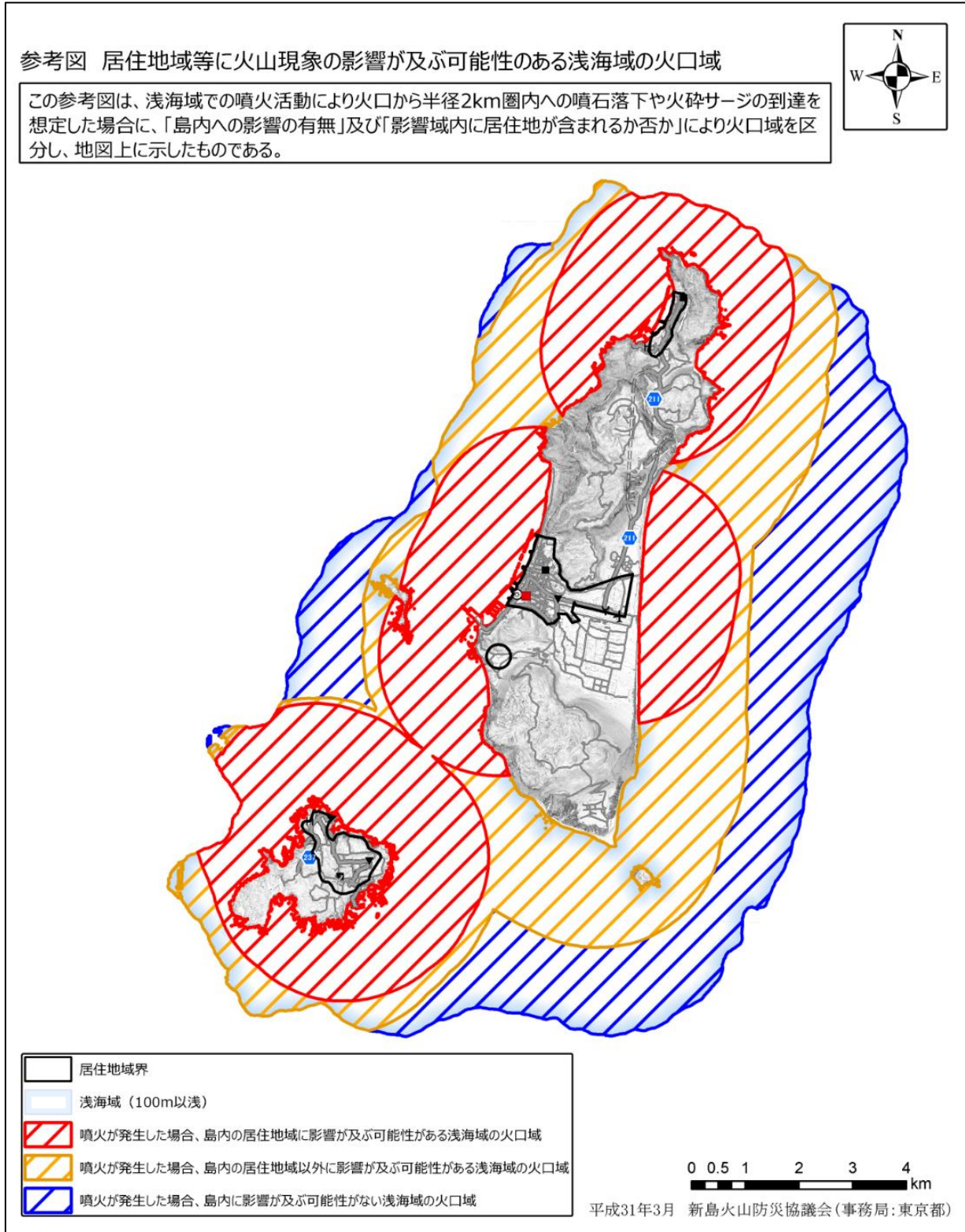


図 参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	新島村	支庁 (出張所)	新島警察署	新島消防団 式根島消防団	都	神津島村	利島村	警察署 (神津島駐在所・利島駐在所)	神津島村消防団	利島村消防団	
レベル5	災害対策本部態勢	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部態勢	災害対策本部 ～ 応急対策本部	災害対策本部態勢	第3非常配備態勢	現場警備本部	災害対策本部態勢	災害対策本部(出動)	
レベル4		応急対策室C			応急対策本部 ～ 災害即応対策本部 ～ 情報連絡態勢						第2非常配備態勢
レベル3		応急対策室B～C			情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢						
レベル2	警戒態勢(第一次及び第二次)	応急対策室A	連絡室設置	警戒態勢(第一次及び第二次)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	第一次～第二次非常配備態勢	第1非常配備態勢	連絡室設置	警戒態勢	—	
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	—	

2 共同検討体制

(1) 平常時

新島村、神津島村、利島村、出張所、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、神津島村消防団、利島村消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

新島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や新島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、新島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	新島村 神津島村 利島村 支庁（出張所） 警察署（駐在所） 消防団 東京管区气象台	・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区气象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、

速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、新島では新島空港、若郷臨時ヘリポート、防衛装備庁航空装備研究所新島支所のヘリポート、式根島では式根島臨時ヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

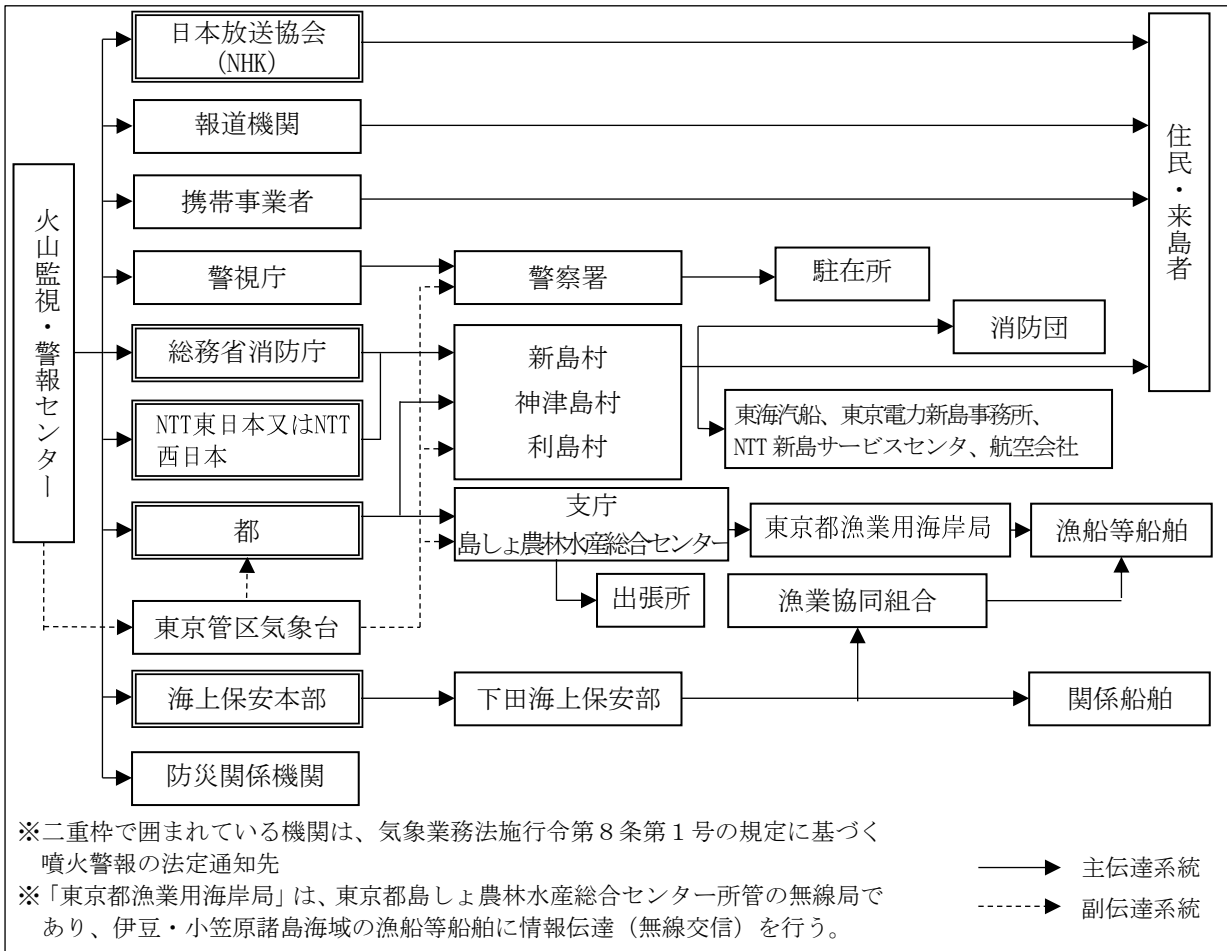


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

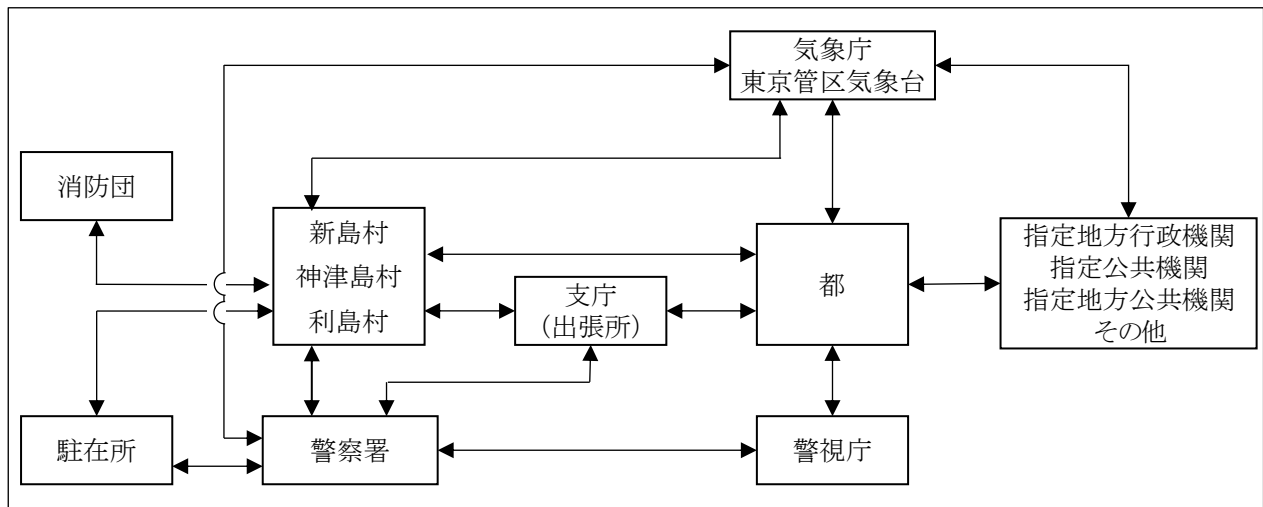


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

新島村長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入力し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、立入規制を行う。立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火ケース	噴火警戒レベル	立入規制の範囲
島内における噴火	レベル5	居住地域までの必要な範囲
	レベル4	
	レベル3	必要に応じて噴気・地熱地帯等の異常発生域周辺
	レベル2	
	レベル1	規制なし
浅海における噴火	レベル5	噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲
	レベル4	
	レベル3	
	レベル2	
	レベル1	規制なし

※立入規制図は、マニュアル編を参照のこと

※立入規制の範囲は、新島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定する。規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流等に注意が必要である。

(2) 都への報告等

新島村長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所には規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁（出張所）は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

新島村、警察署(駐在所)及び消防団は、状況に応じて施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応(新島)

噴火警戒 レベル	対応	施設名	
		新島	式根島
レベル2以上	立入規制範囲内 の場合は退避	<ul style="list-style-type: none"> <管理人あり> ・新島村博物館 ・新島空港ターミナル ・新島港船客待合所 ・特別養護老人ホーム ・さわやか健康センター ・本村診療所 ・新島村勤労福祉会館 ・新島村立新島保育園 ・新島村立新島小学校 ・新島村立新島中学校 ・東京都立新島高等学校 ・若郷診療所 ・ふれあい農園 ・新島ガラスアートセンター ・温泉ロッジ ・間々下温泉 <管理人なし> ・淡井浦海岸 ・羽伏漁港 ・和田浜海岸 ・羽伏浦海岸 ・前浜海岸 ・間々下海岸 ・湯の浜露天温泉 	<ul style="list-style-type: none"> <管理人あり> ・憩の家 ・野伏漁港船客待合所 ・新島村立式根島保育園 ・新島村立式根島小学校 ・新島村立式根島中学校 ・式根島診療所 <管理人なし> ・泊海水浴場 ・小浜漁港 ・大浦海水浴場 ・中の浦海水浴場 ・石白川海水浴場 ・釜の下キャンプ場 ・釜の下海岸 ・松が下雅湯 ・足付温泉 ・式根島港 ・地鉦温泉

※ 一日のうち一部の時間でも管理する者が所在する場合は管理人ありとする。

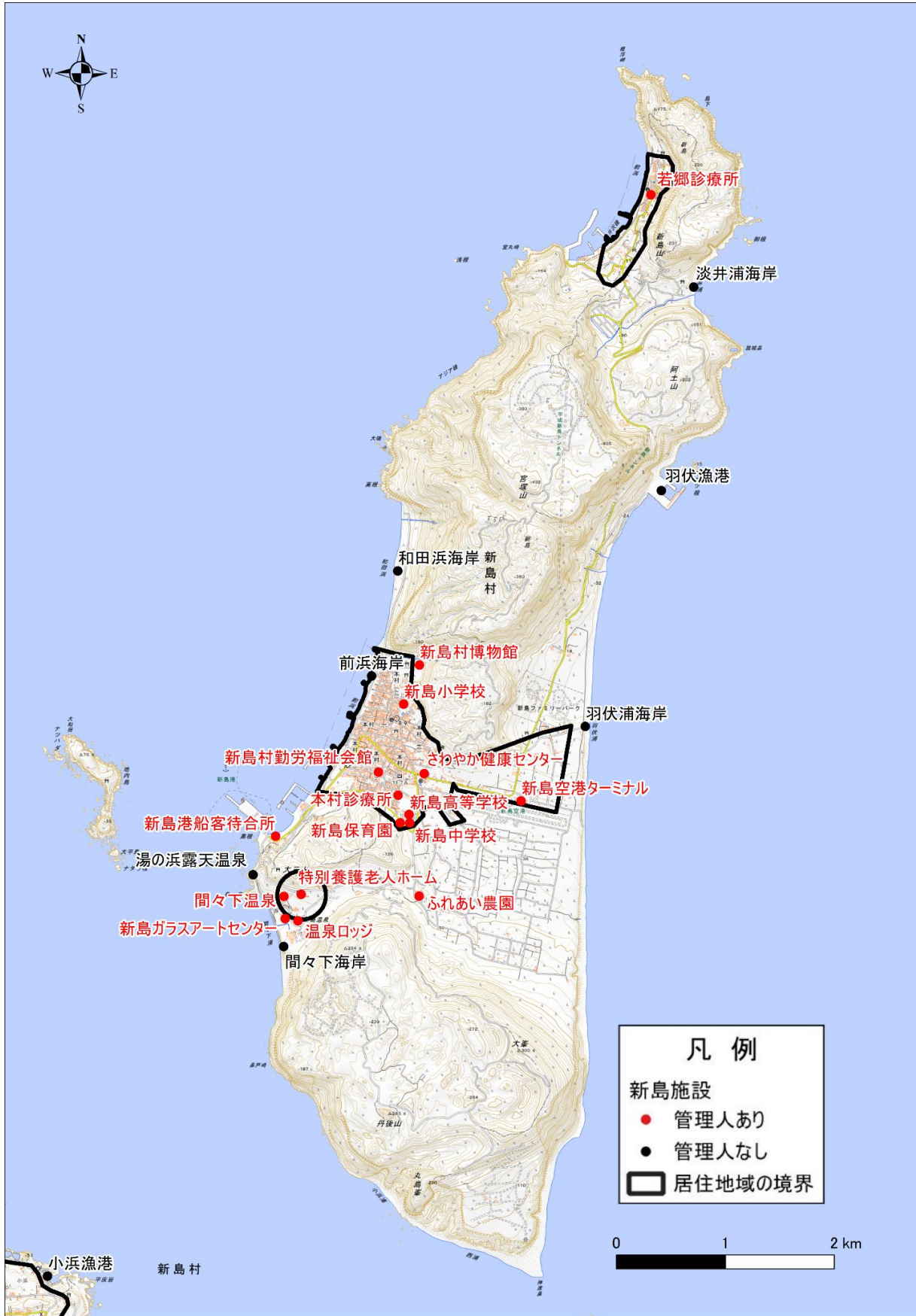


図 必要に応じて退避の誘導を行う施設位置図（新島）

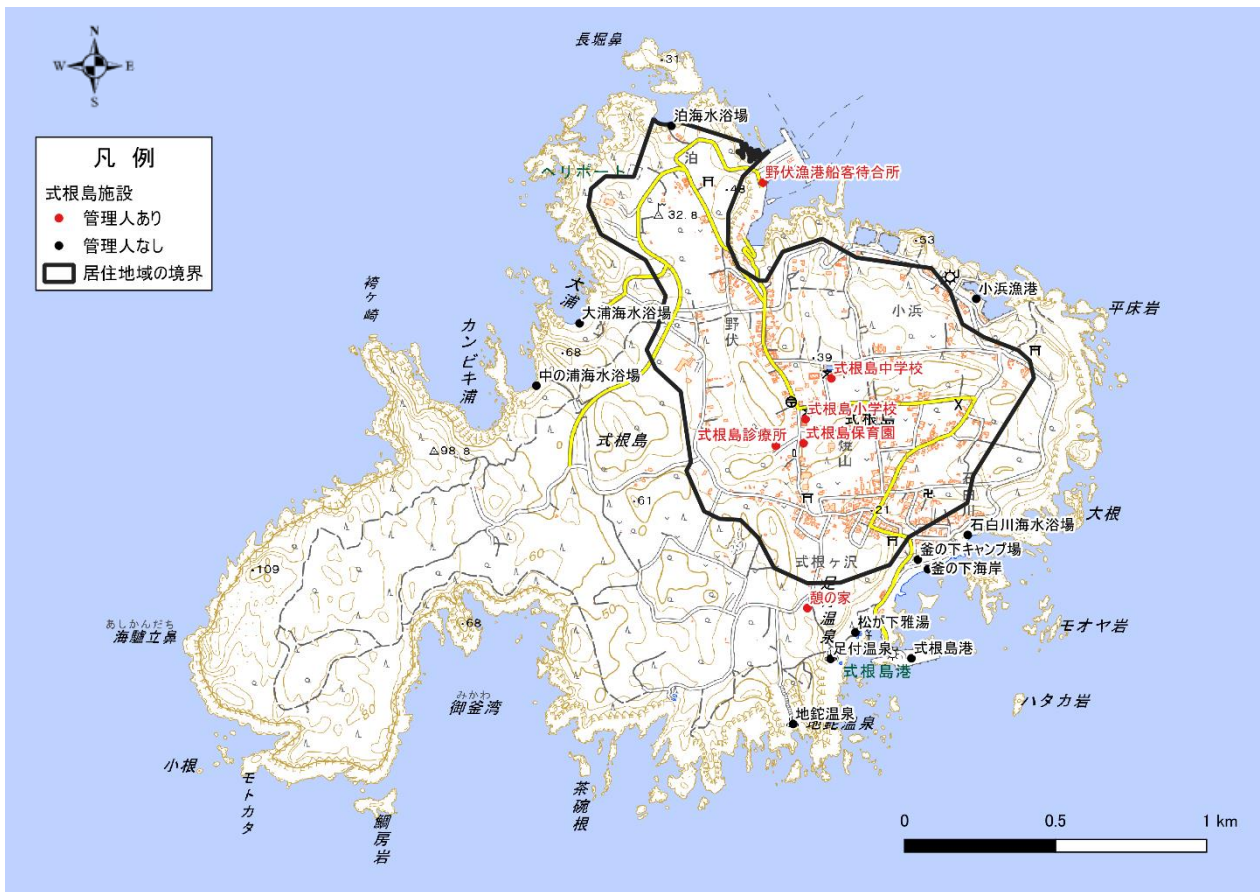


図 必要に応じて退避の誘導を行う施設位置図（式根島）

（５）立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、新島村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

新島村は、立入規制を実施した場合、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

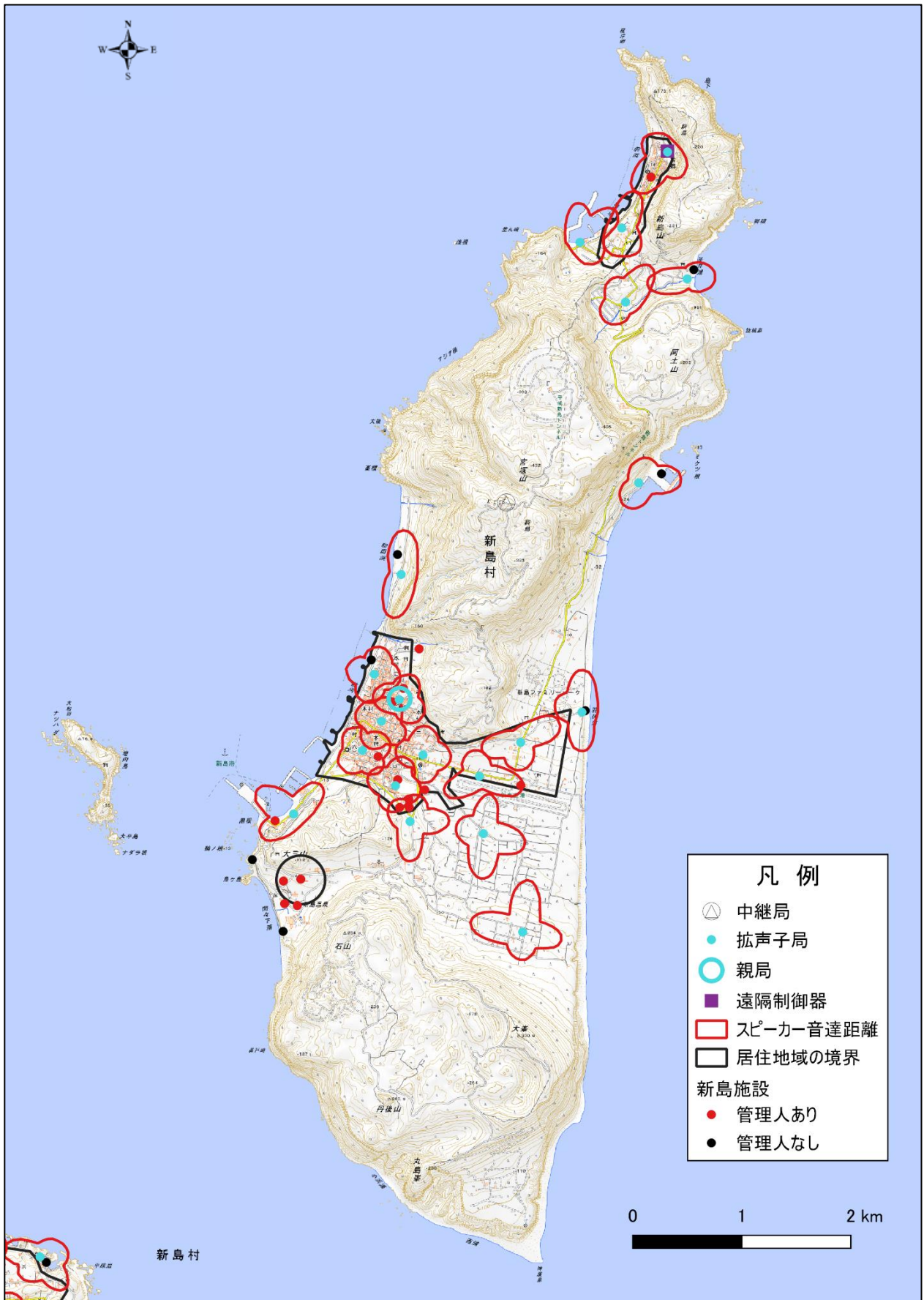


図 新島同報無線施設配置図（新島）

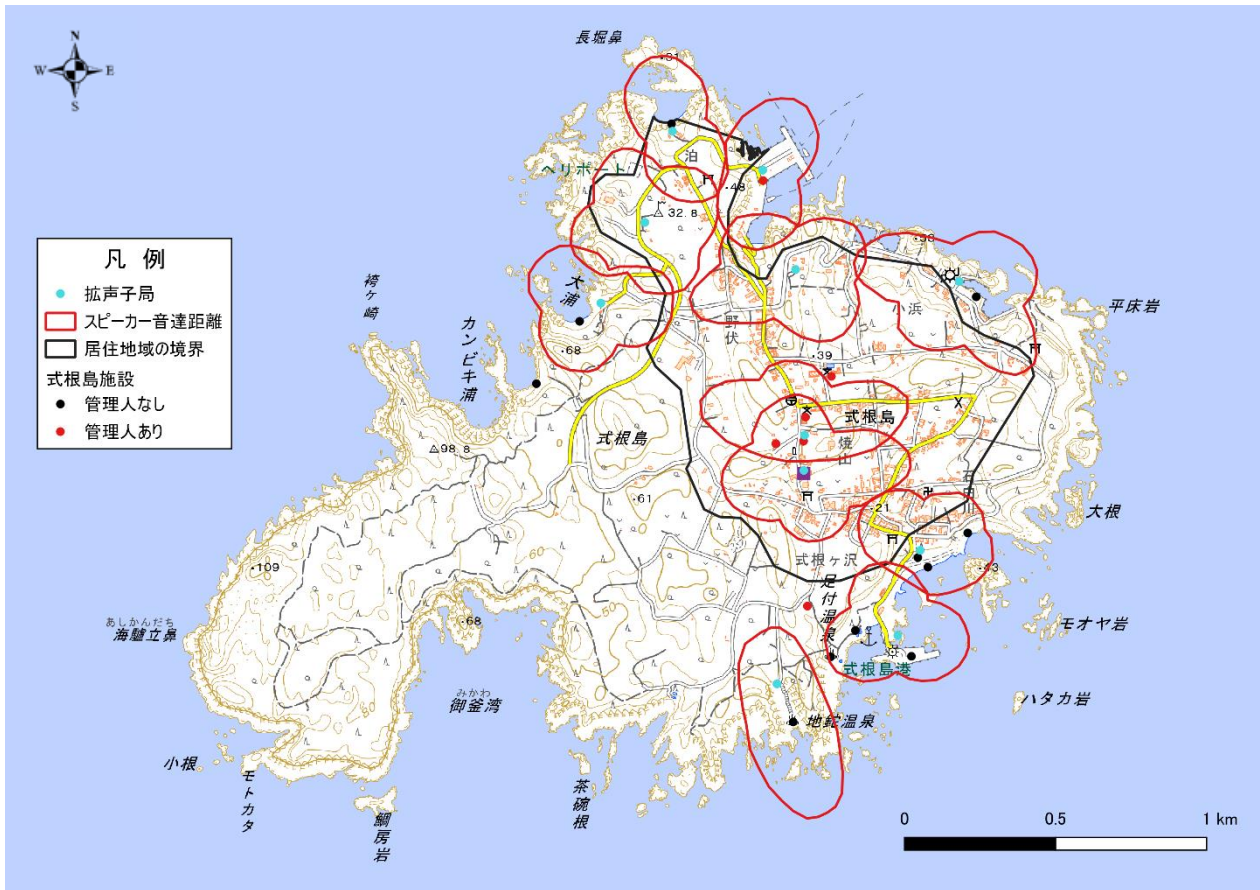


図 新島同報無線施設配置図（式根島）

3 立入者の把握

新島村は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

新島村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 本村、若郷、式根島の全ての地区又は一部の地区
- 火口から居住地域の境界までの全ての範囲又は一部の範囲
- 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に村長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

新島村長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

新島村長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

新島村長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

新島村は、警戒区域を設定した場合、警察署（駐在所）と連携し、住民等への周知を図る。

周知の方法として、新島村は、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、新島村においては、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、本村診療所、式根島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none">○陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性○多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性○新島島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none">○島内の避難所において避難者を収容することが困難○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

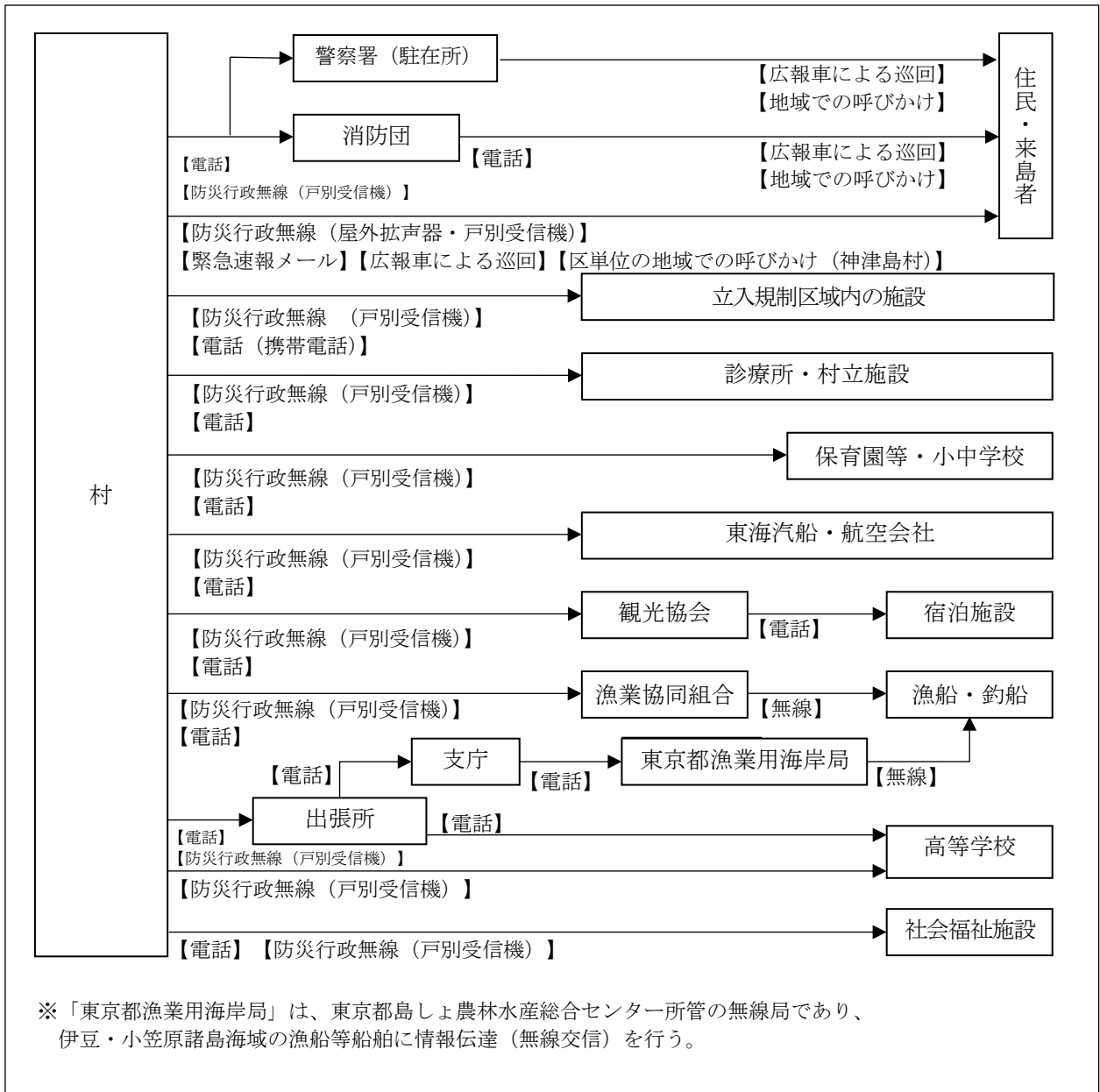


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（村、警察署（駐在所）、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 村

村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常用持ち出し品の準備、避難方法の確認等）
- 関係機関への避難対応準備の連絡
- 村道の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認
- 避難者総数の把握
- 避難所の開設、点検
- 東海汽船、航空会社への避難対応準備の要請
- 避難手順の確認

(2) 支庁（出張所）

支庁（出張所）は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

(3) 警察署（駐在所）・消防団

警察署（駐在所）、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 装備等の点検等
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

2 一般住民の島内避難

○新島村

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

若郷地区の住民は、避難場所に徒歩で集合し、避難場所から本村地区の避難先まで村有バス又は村有船で移送する。

なお、避難対象地域に危険が切迫し、避難場所と避難先を村有バス又は村有船で往復する時間的な余裕がない場合、又は、居住地域の実情により必要な場合は、避難先への直接避難を行う。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始する等、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

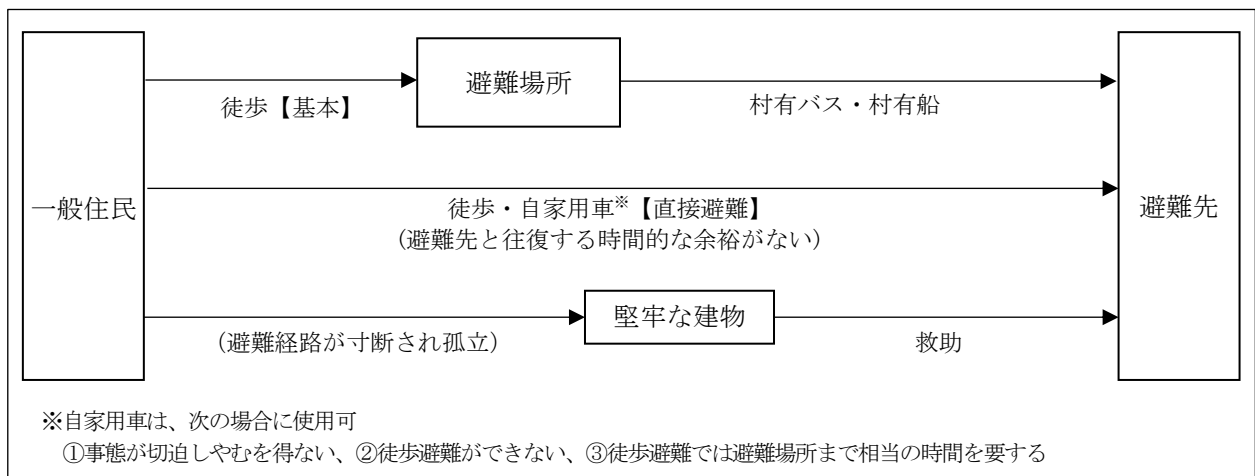


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

村は、移送手段として、バスを確保する。

(3) 避難先

避難先は、村が指定する避難所とする。なお、避難対象地域ごとの避難先は、「表 避難対象地域別避難計画（総括）」のとおりである。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署（駐在所）は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

避難対象地域	人口 ※2	バス台数 ※3	避難誘導者	避難場所	避難先※4
本村	1,893人	100台	・村職員 ・警察官 ・消防団員	—	—
若郷	304人	16台		・旧若小グラウンド ・霞山広場 ・若郷臨時ヘリポート ・若郷避難施設 (2020年度建築予定)	本村 避難所 収容人数 2,450人
式根島	523人	28台		—	—

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 平成31年2月現在

※3 一台当たり19人乗車する場合に移送に要する台数

※4 本村地区、式根島に噴火の影響が及ぶ場合は、島外避難を判断することを想定している。

○神津島村

集落周辺に直接被害が及んでいないが、集落から離れた居住地域に被害が及ぶおそれがある場合は、集落内の避難先へ島内避難を行う。集落に被害が及ぶおそれがある場合又は被害が及んでいる場合は島外避難を基本とする。

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

集落の住民は自宅での待機を基本とする。ただし、集落から離れた地域に住む住民は、集落内の避難先に徒歩又は自家用車で避難する。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始する等、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

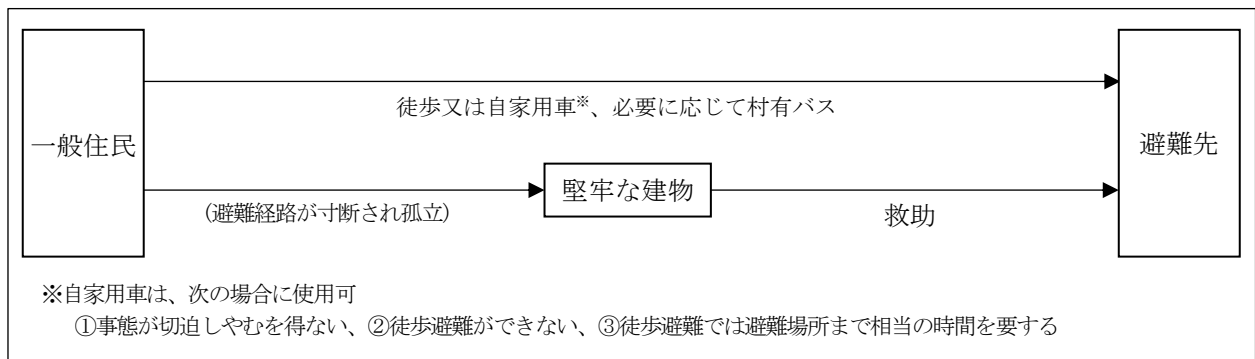


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

村は、移送手段として、バスを確保し、必要に応じて運行させる。

(3) 避難先

避難先は、村が指定する避難所とする。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車

載局・携帯局)を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署(駐在所)は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

○利島村

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

自宅での待機を基本とする。ただし、必要に応じて、村の指定する避難先(堅牢な建物)への避難を呼びかける。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

○ 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合

○ 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

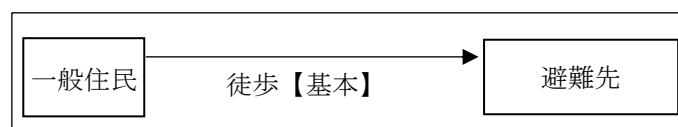


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

村は、移送手段として、車両を確保し、必要に応じて運行させる。

(3) 避難先

避難先は、村が指定する避難収容所とする。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁からの情報(都道の路面状況等)や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報(噴火場所、降灰方向等)を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線(移動局)、警察無線(車載局・携帯局)、消防無線(車載局・携帯局)を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

3 一般住民の島外避難

○新島村

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長（出張所長）を經由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

避難場所に徒歩で避難した後、避難場所から避難港まで状況に応じて村有バス又は村有船で移送、あるいは徒歩で移動する。

なお、次の場合は、自家用車による避難場所までの避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

(イ) 避難経路

避難港までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

(ウ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで村が確保したバス等で移送する。

(エ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

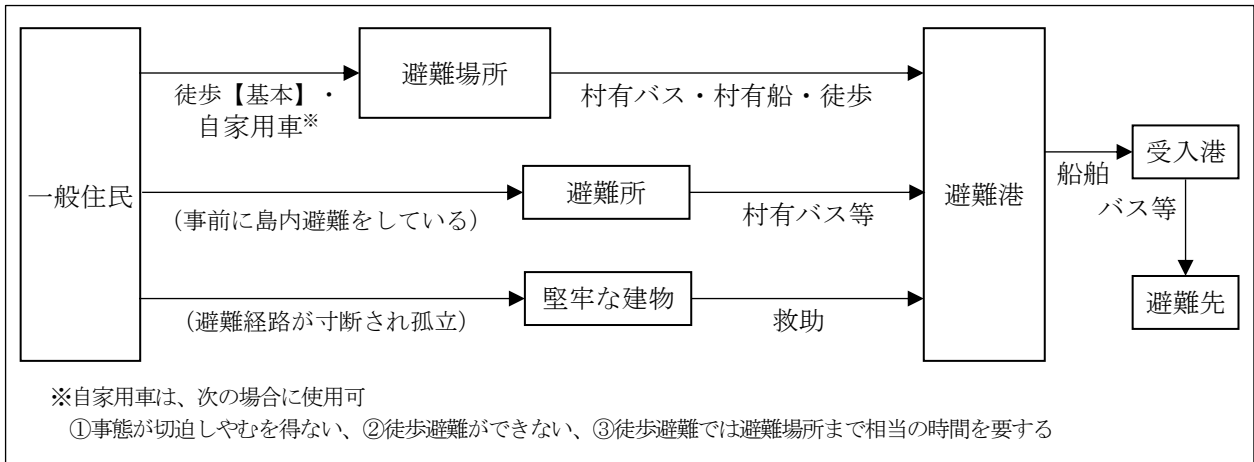


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段としてバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、新島では新島港と羽伏漁港、式根島では式根島港と野伏漁港とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長（出張所長）に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数等を踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区等）や都各局等と調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署（駐在所）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

村は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁（出張所）や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

○神津島村

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長（出張所長）を經由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

神津島港から島外避難をする場合、徒歩による直接避難を基本とする。

三浦漁港から島外避難をする場合、避難場所に徒歩で避難した後、避難場所から三浦漁港まで村有バス等で移送する。なお、三浦漁港付近の住民は、徒歩による直接避難を可とする。

ただし、気象状況により、使用港が神津島港又は三浦漁港のいずれかとなることに留意する。

なお、次の場合は、避難場所への自家用車による避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

(イ) 避難経路

避難港までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

(ウ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで村が確保したバス等で移送する。

(エ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

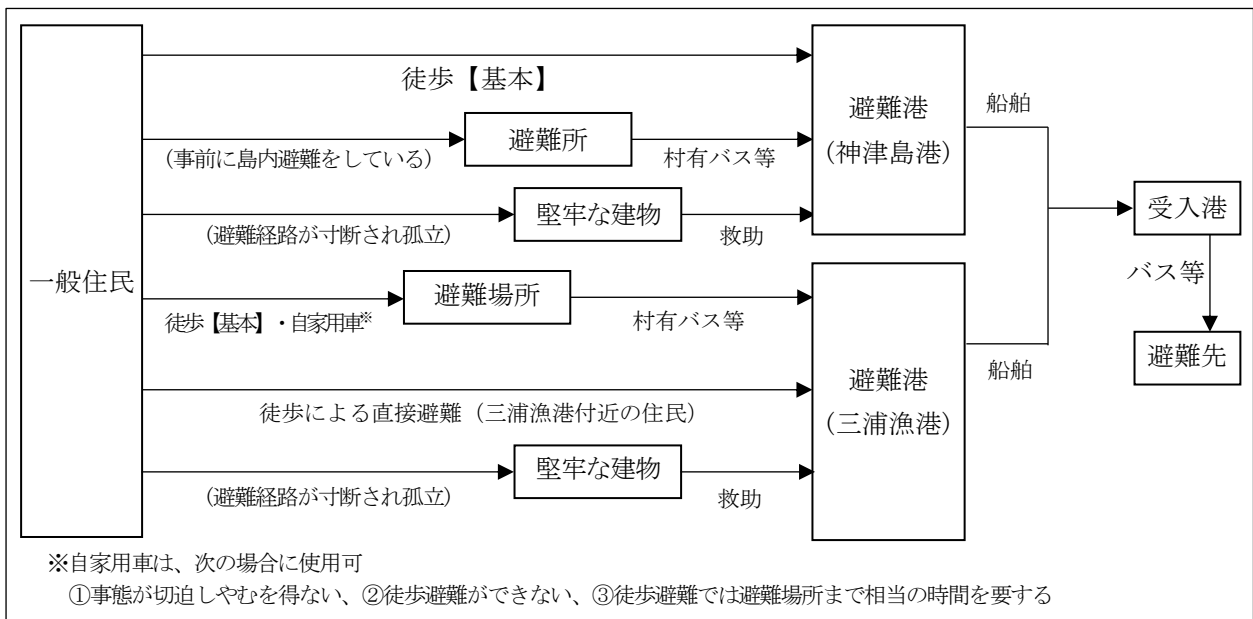


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段としてバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、神津島港及び三浦漁港とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長（出張所長）に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数等を踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区等）や都各局等と調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署（駐在所）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

村は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁（出張所）や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

○利島村

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

各自で指定された避難所に徒歩で集合し、避難港又はヘリポートまで徒歩又は村が確保した車両で移送する。

(イ) 避難経路

避難港又はヘリポートまでの経路は、利島環状線（都道228号線）を基本とする。

(ウ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 航空移送

避難ヘリポートから受入ヘリポートまでは都（総務局）が要請する防災関係機関等のヘリコプターで移送する。

(ウ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

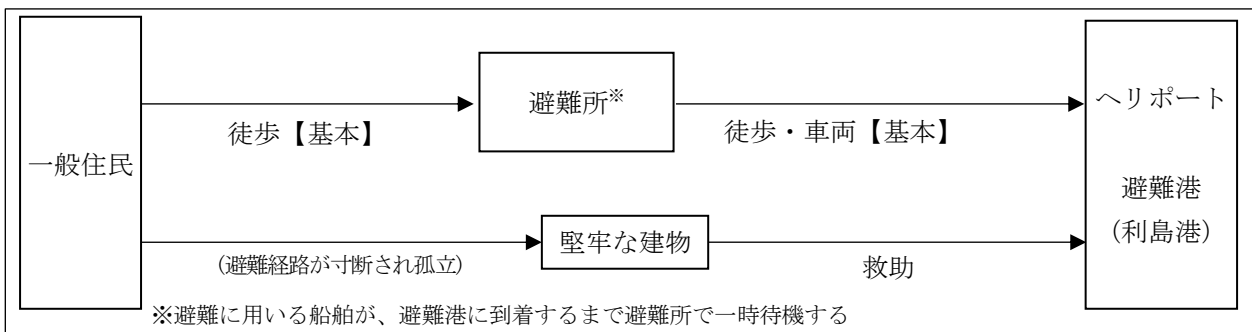


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内の移送手段として、村及び民間の車両を確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。さらに、状況に応じて防災関係機関等に航空移送を要請する。

移送先が伊豆大島の場合、都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等から大島町営バス等を確保する。また、移送先が伊豆大島以外の場合、都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、利島港とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) ヘリポート

ア 避難ヘリポート

避難ヘリポートは、利島ヘリポートと場外離着陸場とする。

イ 受入ヘリポート

受入ヘリポートは大島空港を基本とし、都（支庁）が大島空港内におけるヘリコプターの受入について調整を行う。

(6) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港や受入ヘリポートからの距離や避難者数等を踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区等）や大島町、都各局等と調整し、避難先を決定する。

(7) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官（駐在員）、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、消防団員との引率者及び避難車両の運転手へ避難方向を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署（駐在所）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶及びヘリコプターへの誘導

村は、船舶及びヘリコプターへの誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶及びヘリコプターへの誘導については、支庁や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

○新島村

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁（出張所）は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

○神津島村

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁（出張所）は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

○利島村

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

村	区分	基準
新島村	避難準備	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
	島外避難	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合
利島村 神津島村	避難準備	○噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
	島内避難	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
	島外避難	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

○新島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームとする。なお、地域防災計画の改定により、福祉避難所が指定された場合は、福祉避難所を避難先とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○神津島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、生きがい健康センターとする。ただし、収容できない場合は、開発総合センターに収容する。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

○利島村

避難行動要支援者の島内における避難先は、村の指定する避難所とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

6 来島者の避難

村は、来島者に対して、新島観光協会、神津島観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

7 住民の自主避難

○新島村

(1) 島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として村有バスを運行させる。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

○神津島村

(1) 島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

○利島村

(1) 島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外での自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村及び消防団に所在を把握できる情報を連絡するとともに、ヘリポートや港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、ヘリポートや港までの移動手段として村が確保した車両を運行させる。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

8 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、村に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては村有バスで移動すること。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

村は、噴火による傷病者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所、神津島では神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所、利島では利島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。なお、島内の診療所での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援又は患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、村から要請があった場合、診療所への都医療救護班の派遣等又は島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者又は要救助者が発生した場合、警察署（駐在所）、消防団は、捜索又は救助を行う。また、村は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、村から要請があった場合、関係機関に捜索又は救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁（出張所）及び村は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶、近隣の島等に、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、村に活動内容や規模等を届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

○新島村

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣等のスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置
- 防火対策
- 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策
- 流言対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を經由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を經由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、新島港、羽伏漁港、新島空港、式根島港、野伏漁港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を經由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署（駐在所）は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署（駐在所）は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等呼びかける。

イ 報道機関への対応

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。

火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに定期的に説明を行う仕組みを作る。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署（駐在所）、消防団は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。

○神津島村

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

○ 生活、休憩、更衣等のスペース確保

○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、

授乳室、女性用トイレの設置等の配慮

- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置
- 防火対策
- 燃料(ガソリン、軽油等) 使用時及び保管時の安全対策
- 流言対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、神津島港、三浦漁港、神津島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて生きがい健康センターに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署（駐在所）は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署（駐在所）は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等呼びかける。

イ 報道機関への対応

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。

報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。

火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに毎日定時に説明を行う仕組みを作る。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署（駐在所）、消防団は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。

○利島村

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣等のスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置
- 防火対策
- 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策
- 流言対策

（3）救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

（ア）食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

（イ）生活必需品等の供給

村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

（ウ）食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、利島港、利島村ヘリポート、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、利島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて社会福祉施設等に収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救援に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署（駐在所）は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署（駐在所）は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等呼びかける。

イ 報道機関への対応

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。

報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。

火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに毎日定時に説明を行う仕組みを作る。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署（駐在所）、消防団は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

第1章 マニュアル編の構成

マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表 マニュアル編の構成

<p>第1部 全体・共通事項…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル…………… マ-12</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-12</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-16</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-20</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 避難行動要支援者(避難準備)</p> <p>イ 来島者(島外避難)</p>	<p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-28</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民(避難準備(新島村))</p> <p>イ 避難行動要支援者 (島内避難/島外避難(新島村))</p> <p>ウ 来島者(島外避難(新島村))</p> <p>エ 一般住民(避難準備(神津島村・利島村))</p> <p>オ 避難行動要支援者 (島内避難/島外避難(神津島村・利島村))</p> <p>カ 来島者(島外避難(神津島村・利島村))</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-42</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民(島内避難/島外避難(新島村))</p> <p>イ 避難行動要支援者 (島内避難/島外避難(新島村))</p> <p>ウ 来島者(島外避難(新島村))</p> <p>エ 一般住民(避難準備/島内避難/島外避難 (神津島村・利島村))</p> <p>オ 避難行動要支援者(避難準備/島内避難/ 島外避難(神津島村・利島村))</p> <p>カ 来島者(島外避難(神津島村・利島村))</p> <p>第6章 島外関係機関の対応(島外避難)…………… マ-66</p> <p>1 避難行動要支援者(噴火警戒レベル4・5)</p> <p>2 一般住民(噴火警戒レベル5)</p> <p>《詳細資料》…………… マ-70</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内避難計画(避難対象地域別避難計画) ・島外避難計画(避難港まで) ・島外避難計画(避難港から受入港まで)
--	---

第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル1 活火山であることに留意	レベル2 火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	レベル3 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性
想定される火山現象	≪新島・式根島島内における噴火≫ ・火山性地震は少ない ・弱い噴気や地熱がみられる程度 ・顕著な噴気や地熱域の出現	≪浅海（100m以浅）における噴火≫ ・火山性地震は少ない ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がない場合）	・新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発
避難対応（新島）	≪新島・式根島島内における噴火≫ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</div>		
避難対応（神津島・利島）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 400px;">避難行動要支援者の避難準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 400px;">来島者の島外避難</div>		
避難対応（新島）	≪浅海（100m以浅）における噴火≫	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</div>	
避難対応（神津島・利島）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 400px;">避難行動要支援者の避難準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 400px;">来島者の島外避難</div>		

※新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。

※火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的噴火が発生する可能性がある。また、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。

レベル4

レベル5

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫

- ・新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測
- ・浅い低周波地震が多発
- ・新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大

- ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫
- ・噴火が発生
- ・神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能

- ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合）
- ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生

- ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫
- ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向
- ・居住地域に影響する噴火が発生
- ・神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制

一般住民の避難準備

一般住民の島内避難／島外避難

避難行動要支援者の島内避難／島外避難

来島者の島外避難

一般住民の避難準備

一般住民の避難準備／島内避難／島外避難

避難行動要支援者の避難準備

避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難

来島者の島外避難

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制

一般住民の避難準備

一般住民の島内避難／島外避難

避難行動要支援者の島内避難／島外避難

来島者の島外避難

一般住民の避難準備

一般住民の避難準備／島内避難／島外避難

避難行動要支援者の避難準備

避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難

来島者の島外避難

第3章 防災関係機関の体制

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	新島村	支庁 (出張所)	新島警察署	新島消防団 式根島消防団	都	神津島村	利島村	警察署 (神津島駐在所・利島駐在所)	神津島村消防団	利島村消防団		
レベル5	災害対策本部態勢	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部態勢	災害対策本部 ～ 応急対策本部	災害対策本部態勢	第3非常配備態勢	現場警備本部	災害対策本部態勢	災害対策本部 (出動)		
レベル4		応急対策室C			応急対策本部 ～ 災害即応対策本部 ～ 情報連絡態勢						第2非常配備態勢	災害対策本部 (出動待機)
レベル3		応急対策室B～C			情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢							
レベル2	警戒態勢 (第一次及び第二次)	応急対策室A	連絡室設置	警戒態勢 (第一次及び第二次)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	第一次～第二次 非常配備態勢	第1非常配備態勢	連絡室設置	警戒態勢	—		
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	—		

2 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

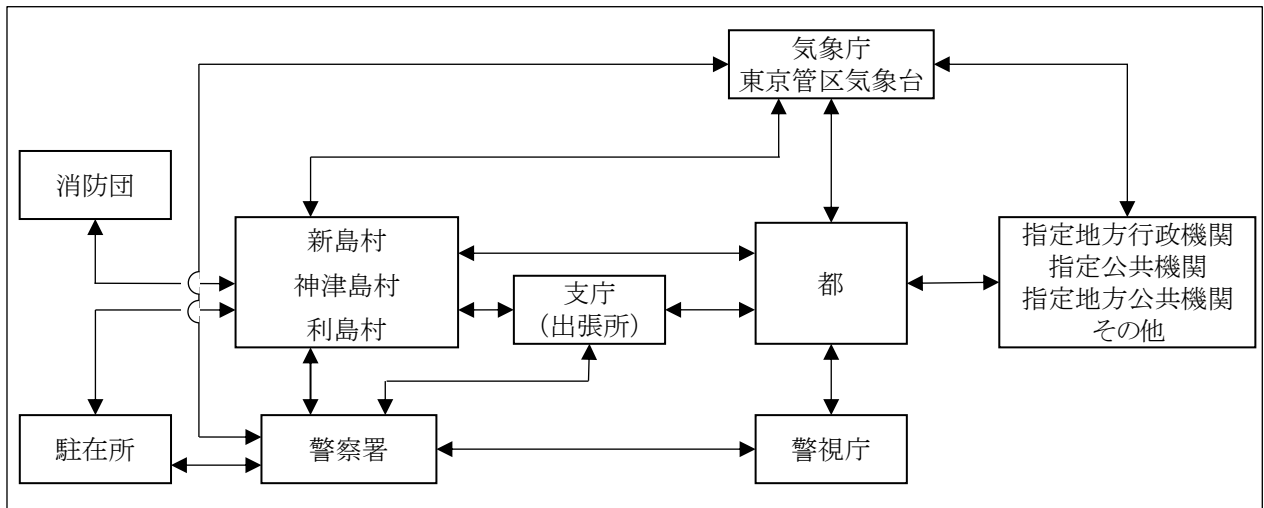


図 情報連絡体制

3 共同検討体制

(1) 平常時

新島村、神津島村、利島村、出張所、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

新島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や新島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、新島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	新島村 神津島村 利島村 出張所 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 火山活動の見通しに関する事項 立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区気象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動が必要となる時期 避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

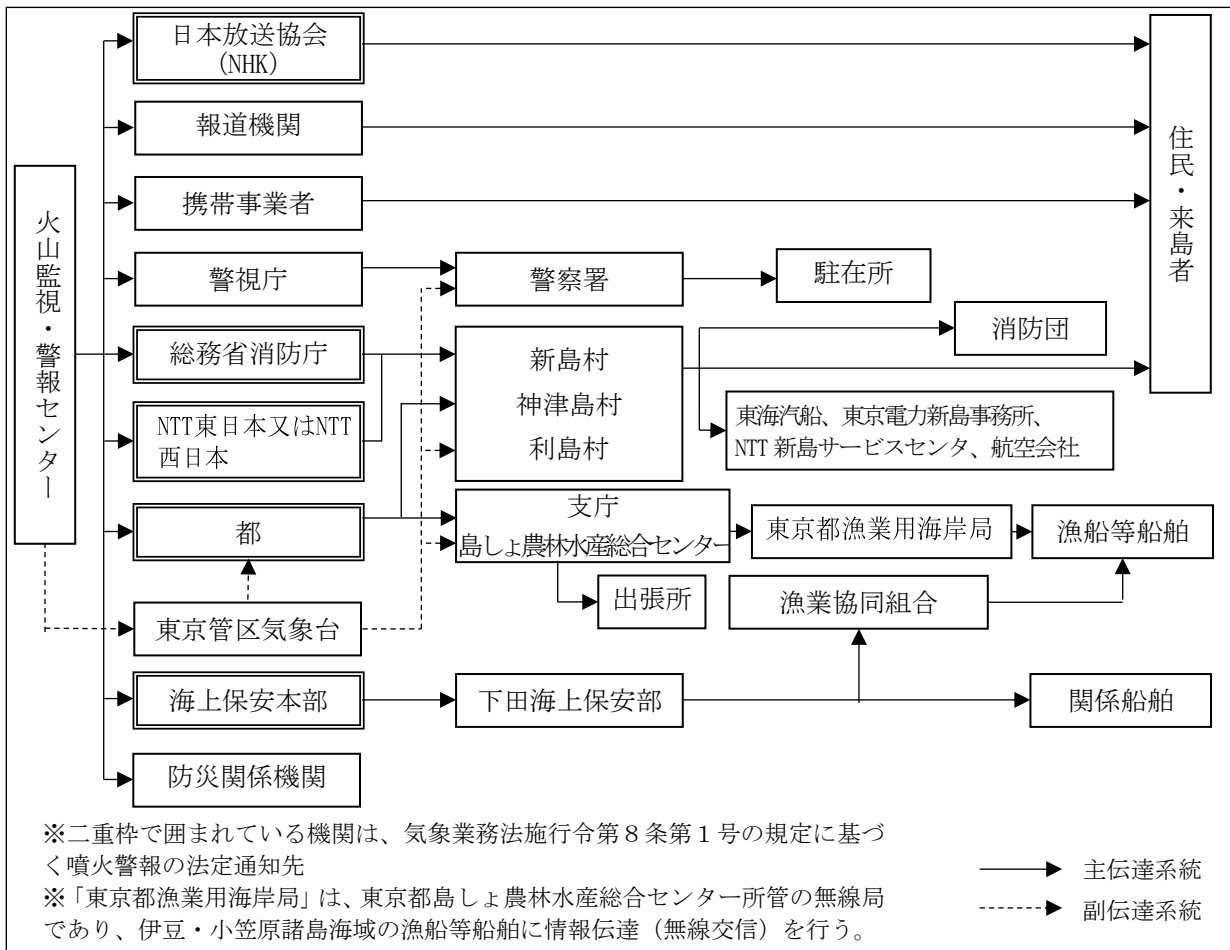


図 噴火警報・予報の伝達系統

2 立入規制の実施

(1) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁（出張所）は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none">○ 陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性○ 多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性○ 新島島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none">○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

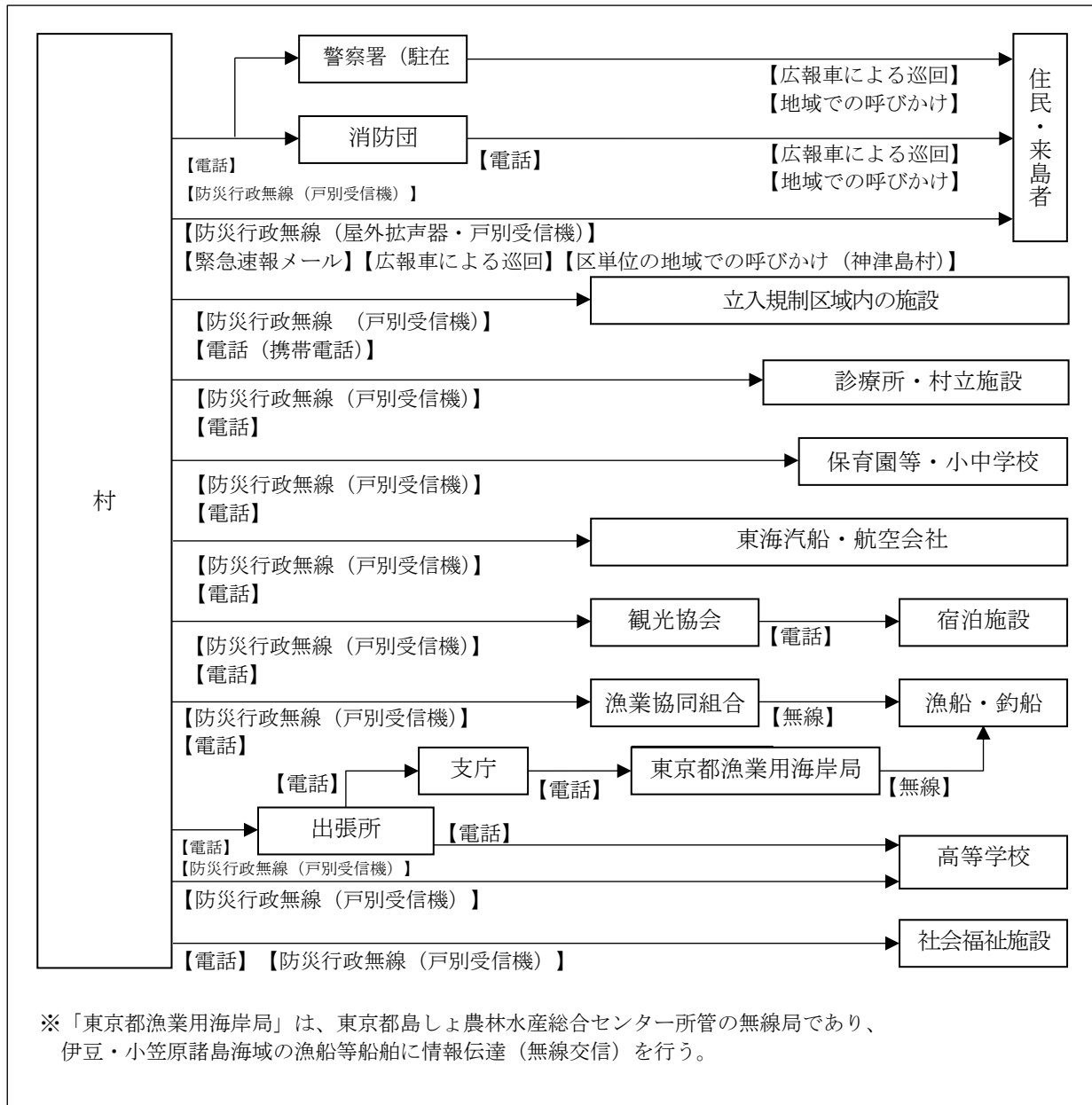


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通知する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。

新島村については、部隊の進出等に係るヘリポートは、新島空港、若郷ヘリポート、式根島ヘリポート、防衛装備庁航空装備研究所新島支所ヘリポート、新島いきいき広場を使用する。

神津島村については神津島空港、ヘリポート、多目的広場、よたね広場、金長運動公園、神津小学校、神津中学校を使用する。

利島村については利島ヘリポート、利島小中学校グラウンドを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第2部 噴火警戒レベル別マニュアル

第1章 噴火警戒レベル1

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

※平常時における対応については、「本編 第2部 平常時からの備え」を参照

※火山の解説情報（臨時）が発表された場合は、「本編 火山活動の状況等の共有 (p24) 及び噴火警報・予報の伝達 (p42)」を参照

噴火警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	火山口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性
想定される火山現象	<p>＜新島・式根島島内における噴火＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 弱い噴気や地熱がみられる程度 <p>＜浅海（100m以浅）における噴火＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な噴気や地熱域の出現 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） 震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発
避難対応（新島）		必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制	避難行動要支援者の避難準備 来島者の島外避難
避難対応（神津島・利島）			
避難対応（新島）		噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制	避難行動要支援者の避難準備 来島者の島外避難
避難対応（神津島・利島）			

2 各機関の活動態勢

新島村	通常態勢
支庁（出張所）	通常態勢
新島警察署	通常態勢
新島消防団 式根島消防団	通常態勢
都	情報監視態勢
神津島村	通常態勢
利島村	通常態勢
警察署（神津島駐在所・利島駐在所）	通常態勢
神津島村消防団	通常態勢
利島村消防団	-

3 各機関の対応

実施項目		新島村	支庁 (出張所)	新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 気象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村 消防団 利島村 消防団	掲載 ページ
現象発生 時対応	□現地情報の 把握、共有	●	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	-

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※上記対応の他、村は、住民・来島者に対して火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。

東京管区気象台は関係機関等に必要な情報提供を行う。

第2章 噴火警戒レベル2

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル1	レベル2	レベル3
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性
想定される火山現象	<p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 弱い噴気や地熱がみられる程度 <p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な噴気や地熱域の出現 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） 震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発
避難対応（新島）		必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制	避難行動要支援者の避難準備 来島者の島外避難
避難対応（神津島・利島）			
避難対応（新島）		噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制	避難行動要支援者の避難準備 来島者の島外避難
避難対応（神津島・利島）			

2 各機関の活動態勢

新島村	警戒態勢（第一次及び第二次）
支庁（出張所）	応急対策室A
新島警察署	連絡室設置
新島消防団 式根島消防団	警戒態勢（第一次及び第二次）
都	情報監視態勢～情報連絡態勢
神津島村	第一次～第二次非常配備態勢
利島村	第1非常配備態勢
警察署（神津島駐在所・利島駐在所）	連絡室設置
神津島村消防団	警戒態勢
利島村消防団	-

3 各機関の対応

実施項目		新島村	支庁	新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 気象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村 消防団 利島村 消防団	掲載 ページ
噴火 警報の 伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	●	●	●	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	●									
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●						●			
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●								
立入 規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	●	△	△	○	△				マ-19
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	●	▲	▲	▲	▲					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲				
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	●		▲	▲						
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	●	▲								
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●									
継続 対応	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	●	△	△	○	△				マ-19
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●									
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	●									
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握	●									
	<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	●		●							

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き(○△)は、噴火警戒レベル1までに実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル2に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。

(1) 立入規制

■立入規制箇所

※火山の活動状況に合わせて、車が転回できる場所等で立入規制を実施する。

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

※神津島、利島は立入規制を実施しない。

■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 規制箇所の巡回
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入規制の報告（支庁から受理） ・ 現地情報の把握、共有

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第3章 噴火警戒レベル3

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル2	レベル3	レベル4
噴火警戒レベル	火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
想定される火山現象	<p>《新島島内における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な噴気や地熱域の出現 <p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島島内に影響が及ぶ可能性がない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 ・ 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） ・ 震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・ 浅い低周波地震が多発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・ 浅い低周波地震が多発 ・ 新島島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大 ・ 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合） ・ 居住地域に影響しない程度の噴火が発生
避難対応（新島）	<p>必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</p>	<p>避難行動要支援者の避難準備</p>	<p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p>
避難対応（神津島）		<p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>
避難対応（新島）		<p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p>	<p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p>
避難対応（神津島）		<p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>

2 各機関の活動態勢

新島村	災害対策本部態勢
支庁（出張所）	応急対策室B～C
新島警察署	現場警備本部
新島消防団 式根島消防団	災害対策本部態勢
都	応急対策本部～災害即応対策本部～情報連絡態勢
神津島村	災害対策本部態勢
利島村	第2非常配備態勢
警察署（神津島駐在所・利島駐在所）	現場警備本部
神津島村消防団	災害対策本部態勢
利島村消防団	災害対策本部（出動待機）

3 各機関の対応

実施項目		新島村	支庁			
			新島村	神津島村 利島村		
噴火警戒 発表時対応	噴火警報 の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	
		<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○			
		<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○			
		<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○	○	
	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△		
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	●		
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	●		
	避難経路 等の確保	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○			
		<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	●	●		
		<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		●		
	防災機能 等の確保	<input type="checkbox"/> 交通規制	▲	▲		
		<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	●	●		
	避難対応	防災機能 等の確保	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	
			<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			
		避難行動要支援者（避難準備）				
		避難対応	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●		
			<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	●		
			<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		
			<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	●		
			<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●		
			<input type="checkbox"/> 情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲	
		来島者（島外避難）				
継続対応		<input type="checkbox"/> 受入準備（島外避難の準備）				
		継続対応	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲	
			<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●		
			<input type="checkbox"/> 人数の把握	●		
			<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	●		
	<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請		●			
	<input type="checkbox"/> 島外避難支援		●	▲		
	<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回		●			
	<input type="checkbox"/> 残留者の確認		●			
継続対応	立入規制		<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○			
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○			
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○			
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	●		

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル3に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。

また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 気象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村 消防団 利島村消防団	掲載 ページ
○	○	○	○	○	○	○	マ-6
				○			
● △ △ △	● △ △ △	○ △ △	● △				マ-24
●							—
● ●	● ●						—
▲	▲	▲	▲				マ-25
● ▲	● ▲						
		▲					
			▲ ●				
▲	▲	▲	▲				マ-26
▲	▲						
▲ ●	▲ ●						
●	●						
●	●	○	●				マ-24
○							

(1) 立入規制

■立入規制図

※火山の活動状況に合わせて、車が転回できる場所等で立入規制を実施する。

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

※神津島・利島は立入規制を実施しない。

■各機関の役割

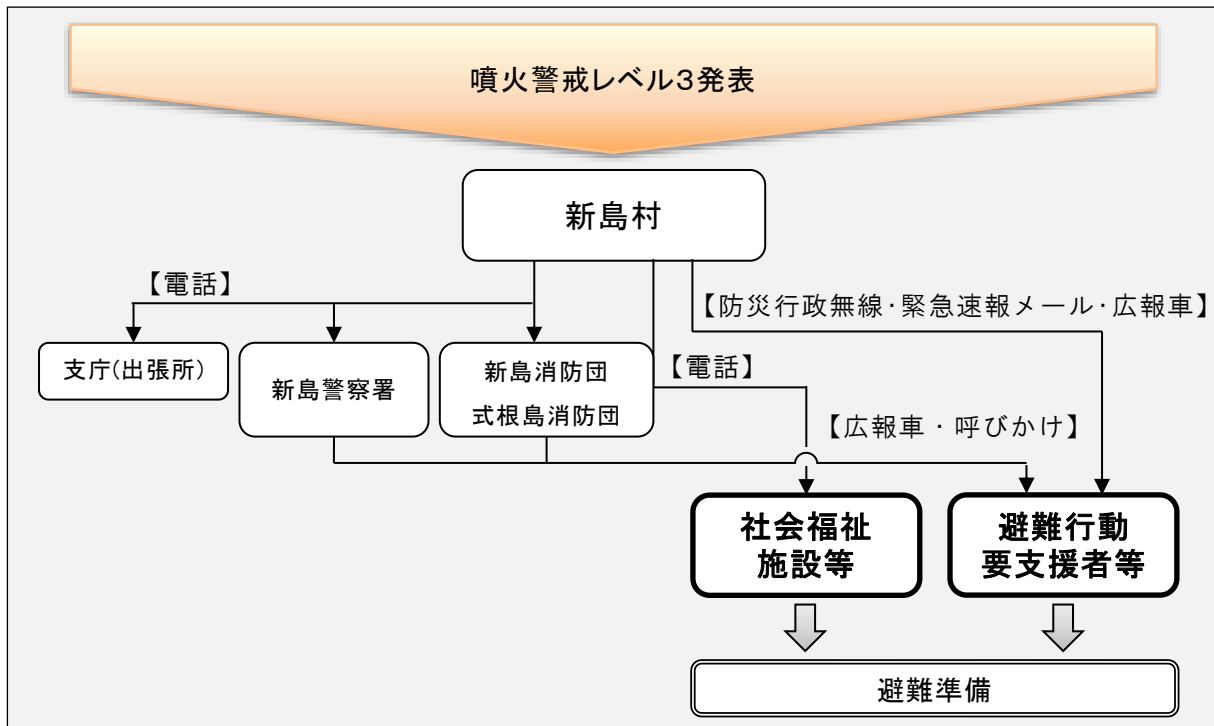
<p>新島村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
<p>支庁 (出張所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
<p>新島警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 規制箇所の巡回
<p>新島消防団 式根島消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
<p>東京管区気象台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理）
<p>都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 避難行動要支援者（避難準備）

■フロー図



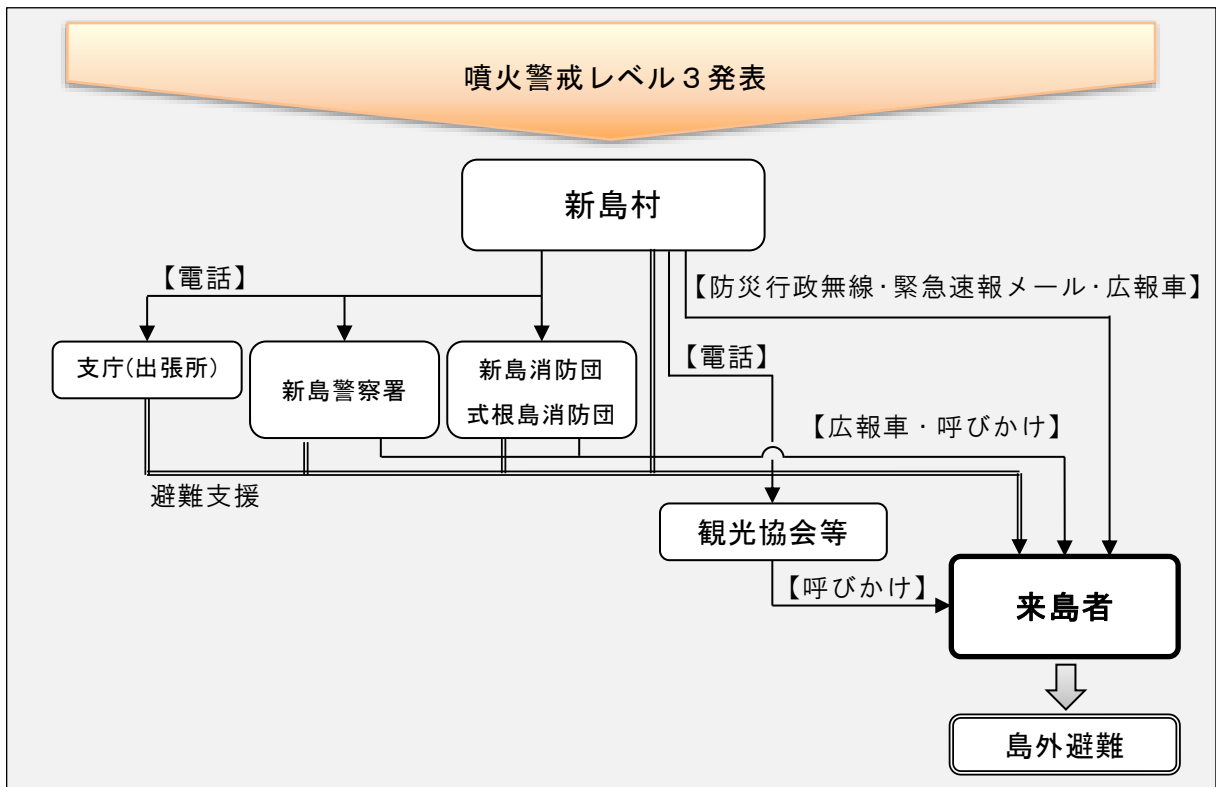
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定 ・ 避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・ 社会福祉施設等への避難準備の伝達（通所介護、特別養護老人ホーム） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有 ・ 島内の避難先の確保 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・ 情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 情報共有、調整（島外避難の準備）
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内の移送経路・方法の検討への協力
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・ 情報共有、調整（島外避難の準備） ・ 受入準備（島外避難の準備）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7 参照） ・ 人数の把握 ・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 島外避難支援 ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）へ報告） ・ 島外避難支援の協力
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第4章 噴火警戒レベル4

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される火山現象	<p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 	<ul style="list-style-type: none"> 新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 噴火が発生 神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能性
	<p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） 震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発 	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合） 居住地域に影響しない程度の噴火が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 居住地域に影響する噴火が発生 神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能性
避難対応（新島）	<p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <p>必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p>	<p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の島内避難／島外避難</p>
	<p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の島内避難／島外避難</p>
避難対応（神津島・利島）	<p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p>	<p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p>
	<p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p>

2 各機関の活動態勢

新島村	災害対策本部態勢
支庁（出張所）	応急対策室C
新島警察署	現場警備本部
新島消防団・式根島消防団	災害対策本部態勢
都	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部
神津島村	災害対策本部態勢
利島村	第3非常配備態勢
警察署 （神津島駐在所・利島駐在所）	現場警備本部
神津島村消防団	災害対策本部態勢
利島村消防団	災害対策本部（出動）

3 各機関の対応

実施項目		新島村	支庁	
			新島村	神津島村 利島村
噴火警報 の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○		
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○	○
避難情報 の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	●	▲	
	<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	●	▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●	●	
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●		
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●	
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	○	
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○		
自衛隊の 災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲	
避難経路 等の確保	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	●	▲	
	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○	●
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○	●
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	▲
防災機能 等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○	●
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	●
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			
避難対応	一般住民（避難準備）			
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	●		
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	●		
	<input type="checkbox"/> 村営バス・村有船の配備	●		
	<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●		
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	●	●	●

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
②主体となる機関に協力を行う機関

*：島外避難の場合のみ

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3までに実施していることを表す。

継続して実施している事項についても噴火警戒レベル4に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。

また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 气象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村 消防団 利島村消防団	掲載 ページ
○	○	○	○	○	○	○	マ-6
				○			
▲	▲	▲	▲				マ-7
●	●						
○	○	○	○				マ-34
△	△	△					
△	△	△	△				
△	△						
			●				マ-10
▲	▲	▲		●			-
○				▲	●		
○	○			●	●	●	-
○	○			●	●	●	
▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	マ-35 (新島村) マ-39 (神津島村 ・利島村)
			▲	●			
●	●			●	●	●	
▲	▲			●	▲	▲	
				●			
				●			
●	●		●	●	●	●	

実施項目		新島村	支庁		
			新島村	神津島村 利島村	
避難対応	避難行動要支援者（避難準備／島内避難／島外避難）				
	□避難準備の決定	○	△	▲	
	□避難準備の決定の報告	○	△	▲	
	□島内関係機関への伝達	○			
	□社会福祉施設等への伝達	○			
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○			
	□避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	○	△	▲	
	□島内の避難先の確保	○			
	□島内の移送経路・方法の検討	○	△	▲	
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	○			
	□情報共有、調整（島外避難の準備）	○	△	▲	
	□受入準備（島外避難の準備）				
	□島内避難／島外避難の決定	●	▲		
	□島内避難／島外避難の決定の報告	●	▲		
	□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*		
	□島内の避難先の確保（島内避難）	○			
	□都漁業用海岸局への伝達		●		
	□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*		
	□島内での避難支援	●	●		
	□島内の避難状況の確認	●	●		
	来島者（島外避難）				
	□島外避難の決定	○	△	▲	
	□島外避難の決定の報告	○	△	▲	
□島内関係機関への伝達	○				
□人数の把握	○				
□島外避難の呼びかけ	○				
□島外避難の強い呼びかけ	●				
□観光協会等への呼びかけの要請	○				
□島外避難支援	○	△	▲		
□観光拠点の巡回	○				
□残留者の確認	○				
継続対応	立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	
		□立入規制の周知	○		
		□立入許可申請の対応	○		
		□立入者の把握	○		
		□規制個所の巡回	○	○	

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 气象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村 消防団 利島村消防団	掲載 ページ
△	△	△		●	▲	▲	マ-36 (新島村) マ-40 (神津島村 ・利島村)
			△	●			
				●			
○	○			●	●	●	
△	△			●	▲	▲	
				●			
		△		●			
			△	●			
			○				
▲	▲	▲					
			▲				
			▲*				
				●			
			●*				
●	●						
●	●						
△	△	△		●	▲	▲	マ-38 (新島村) マ-41 (神津島村 ・利島村)
			△	●			
				●			
△	△			●	▲	▲	
▲	▲			●			
				●			
△	△			●	▲	▲	
○	○			●	●	●	
				●			
○	○	○	○				マ-34
○							

(1) 立入規制

■立入規制図

※火山の活動状況に合わせて、車が転回できる場所等で立入規制を実施する。

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

※神津島、利島は立入規制を実施しない。

■各機関の役割

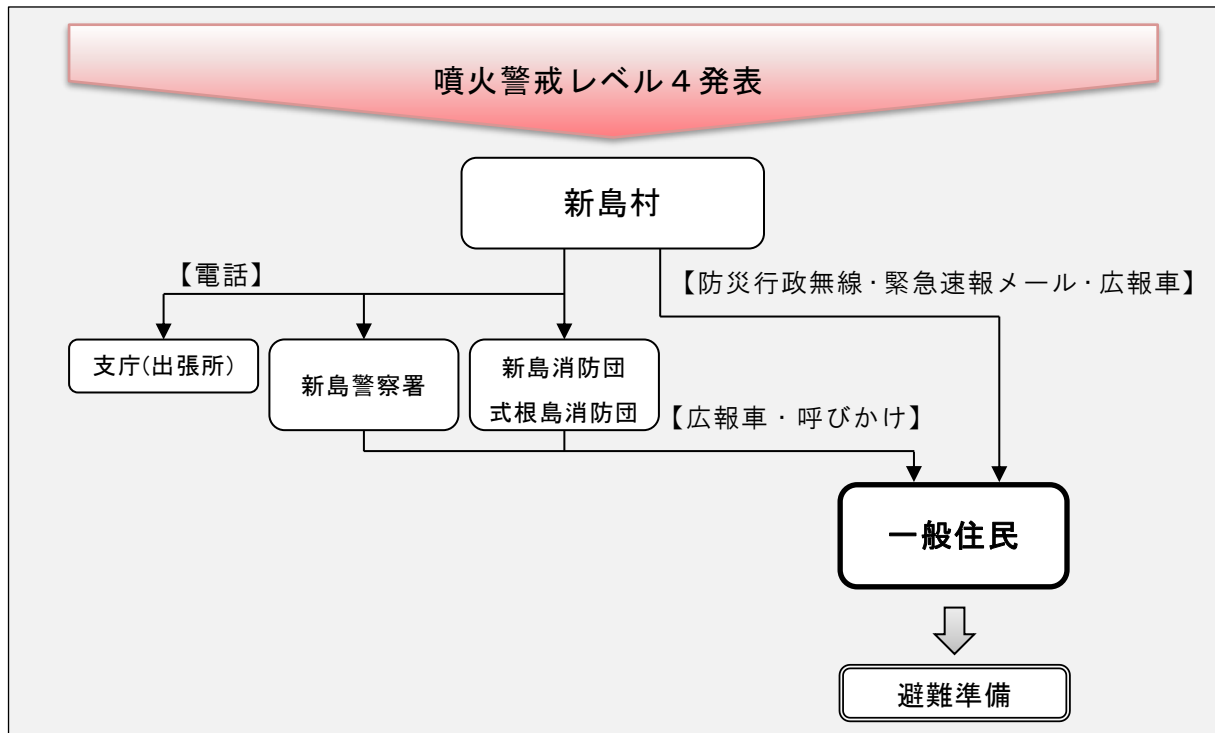
新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 規制箇所の巡回
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 一般住民（避難準備（新島村））

■フロー図



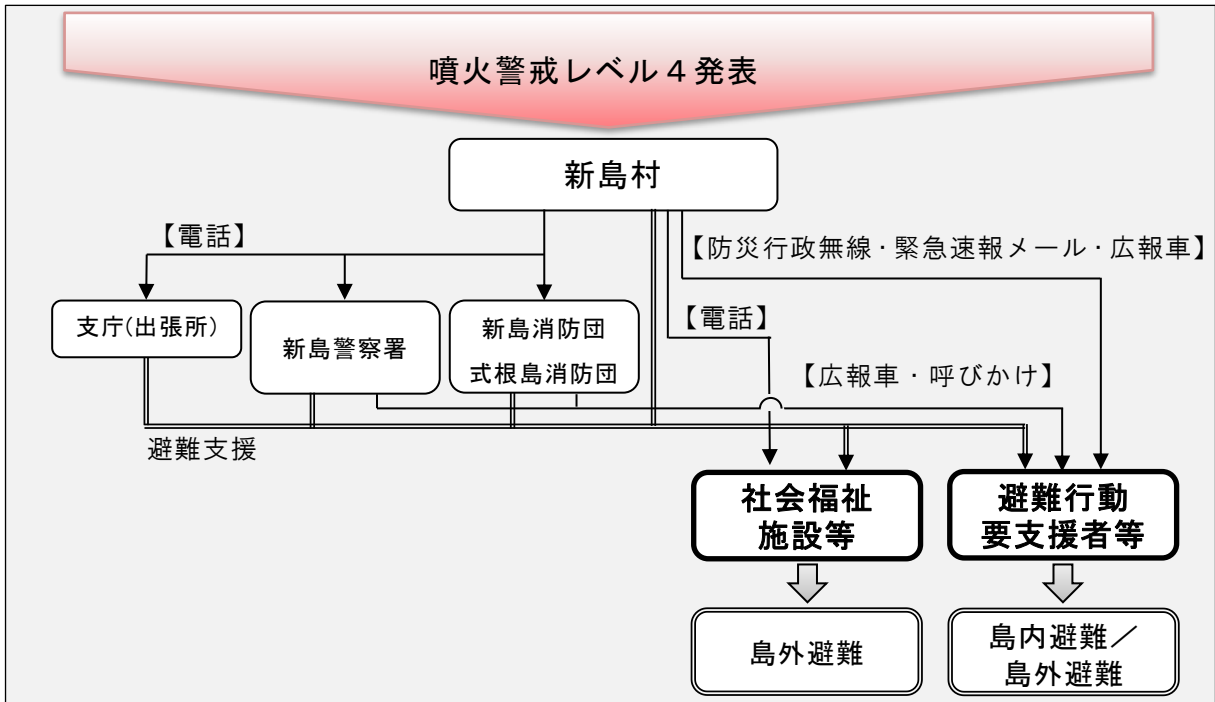
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定 ・ 避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・ 住民への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難所の開設、点検 ・ 村営バス・村有船の配備 ・ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・ 避難手順の確認
支庁 (出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・ 避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難（新島村））

■フロー図



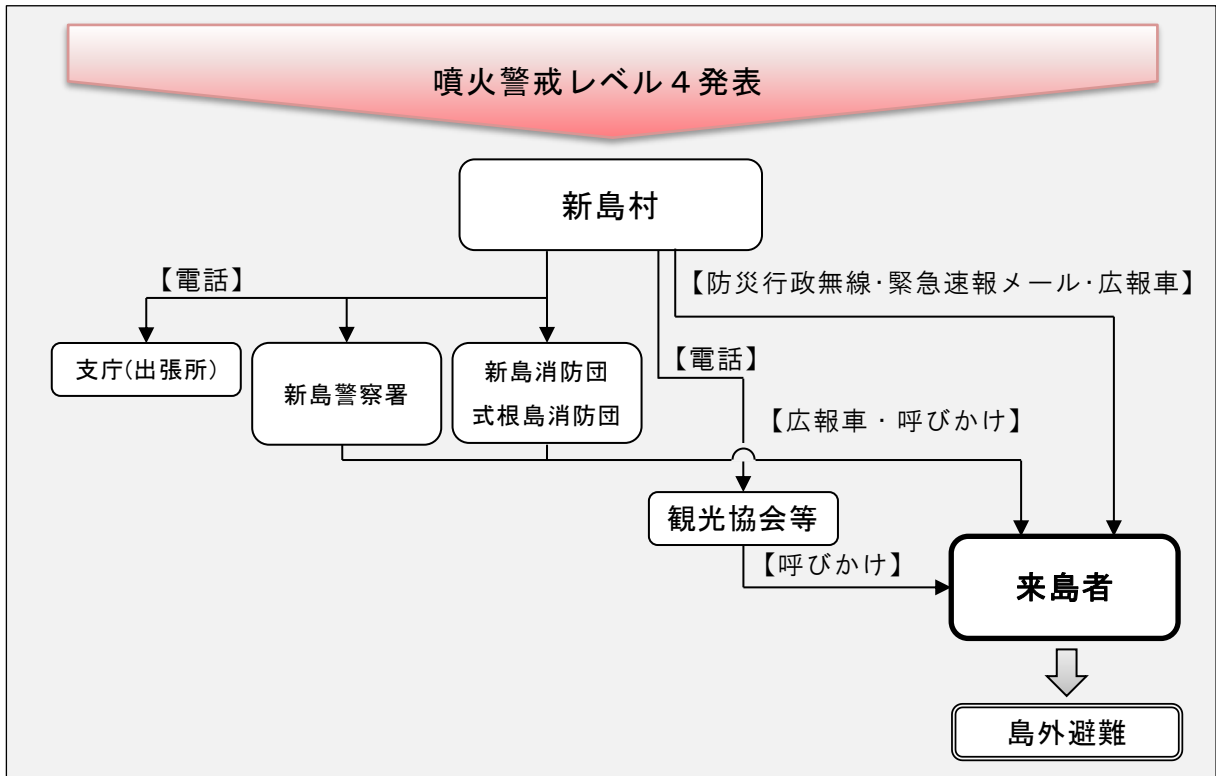
■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定 ・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内の避難先の確保（島内避難） ・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・都漁業用海岸局への伝達 ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	<ul style="list-style-type: none"> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

ウ 来島者（島外避難（新島村））

■フロー図



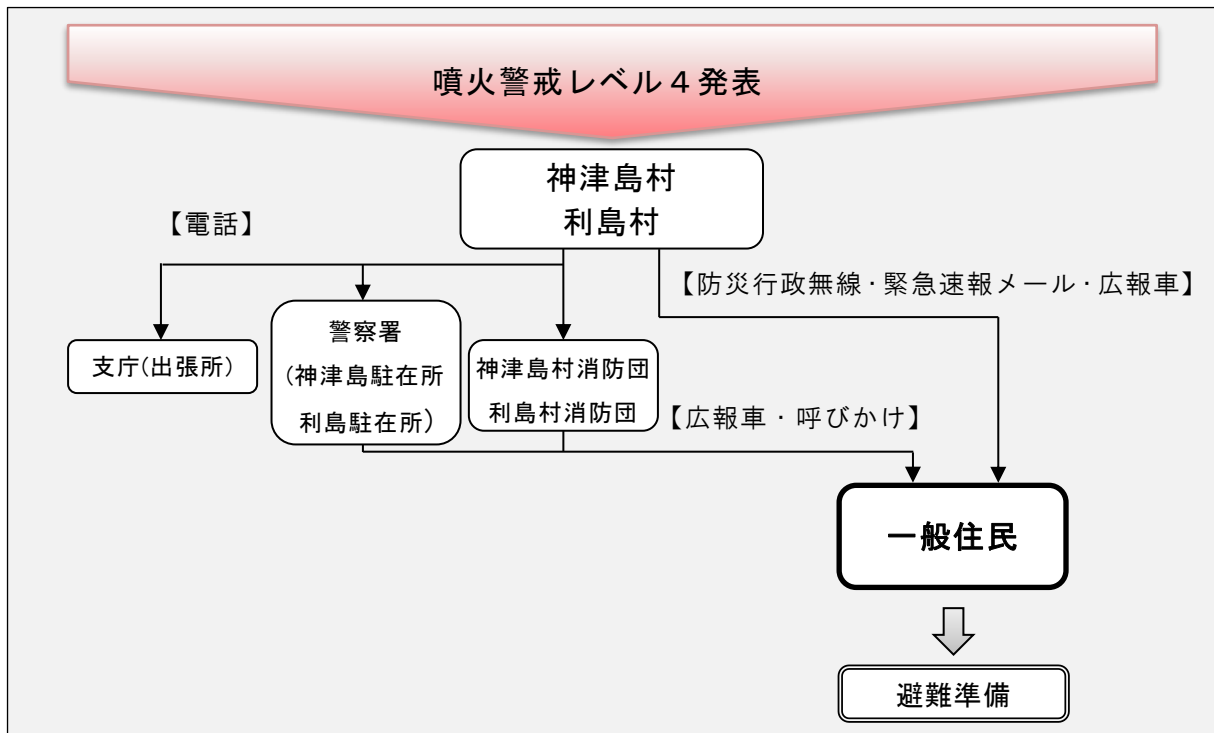
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 人数の把握 ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 島外避難支援 ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外避難支援の協力
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

エ 一般住民（避難準備（神津島村・利島村））

■フロー図



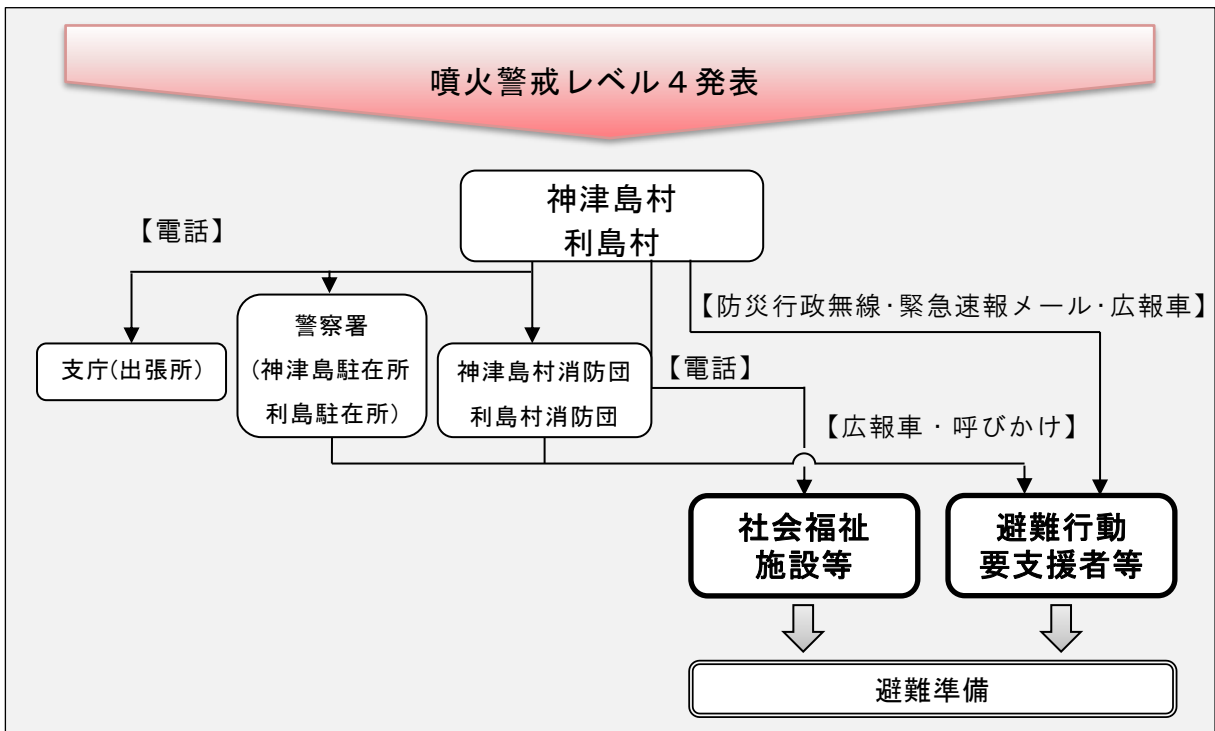
■各機関の役割

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者総数の把握 ・避難所の開設、点検 ・村営バス・村有船の配備 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

オ 避難行動要支援者（避難準備（神津島村・利島村）

■フロー図



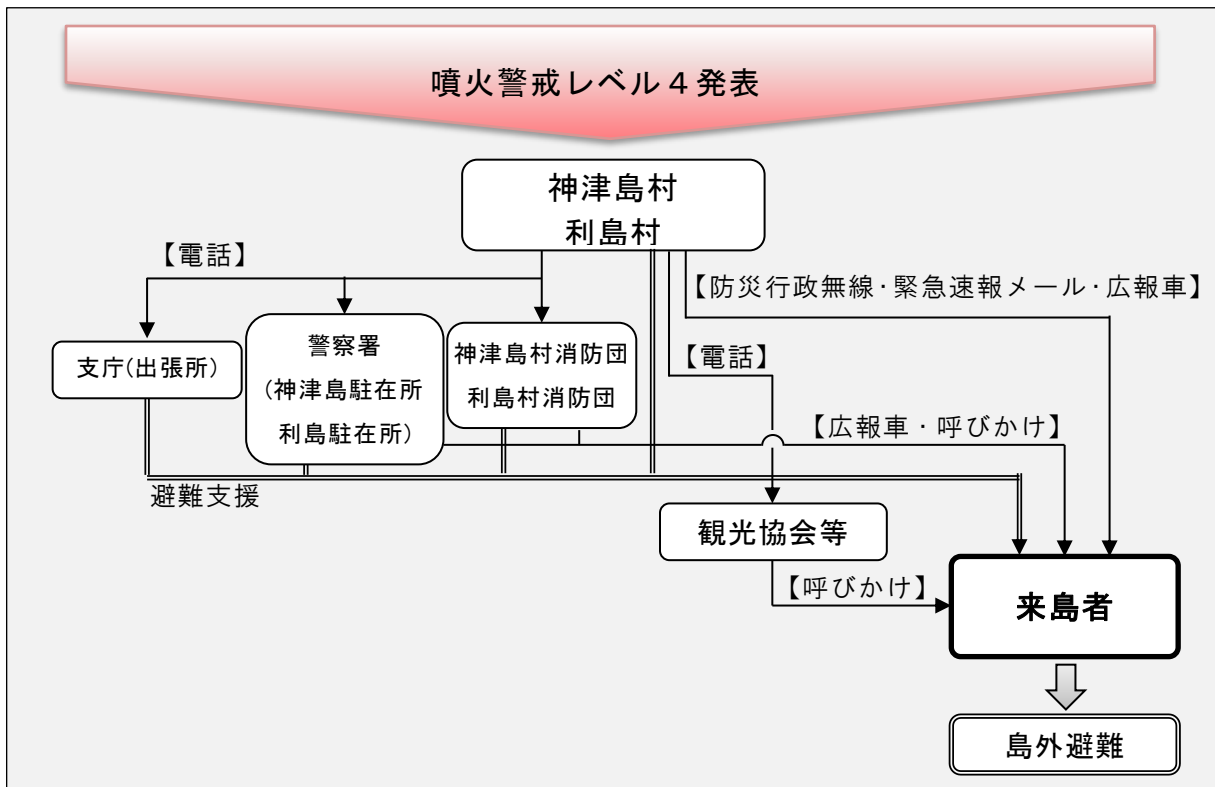
■各機関の役割

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への避難準備の伝達（通所介護、特別養護老人ホーム） ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有 ・島内の避難先の確保 ・島内の移送経路・方法の検討 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁 (出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ・情報共有、調整（島外避難の準備）
警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・情報共有、調整（島外避難の準備） ・受入準備（島外避難の準備）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

カ 来島者（島外避難（神津島村・利島村））

■フロー図



■各機関の役割

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7 参照） ・ 人数の把握 ・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 島外避難支援 ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）へ報告） ・ 島外避難支援の協力
警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第5章 噴火警戒レベル5

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される火山現象	<p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 <p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） 震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発 	<ul style="list-style-type: none"> 新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 浅い低周波地震が多発 新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大 <p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した際に、新島または式根島の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合） 居住地域に影響しない程度の噴火が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 噴火が発生 神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能性 <p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 居住地域に影響する噴火が発生 神津島または利島に影響が及ぶ噴火が発生する可能性
避難対応（新島）	<p>必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p>	<p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p>
避難対応（神津島・利島）		<p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p>
避難対応（新島）		<p>《浅海（100m以浅）における噴火》</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</p>
避難対応（神津島・利島）		<p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>	<p>一般住民の避難準備／島内避難／島外避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備／島内避難／島外避難</p>

2 各機関の活動態勢

新島村	災害対策本部態勢
支庁（出張所）	応急対策室C ～ 地方隊※
新島警察署	現場警備本部
新島消防団 式根島消防団	災害対策本部態勢
都	応急対策本部 ～ 災害対策本部
神津島村	災害対策本部態勢
利島村	第3非常配備態勢
警察署（神津島駐在所・ 利島駐在所）	現場警備本部
神津島村消防団	災害対策本部態勢
利島村消防団	災害対策本部（出勤）

※ 東京都の災害対策本部の現地機関として設置される。

3 各機関の対応

実施項目		新島村	支庁		
			新島村	神津島村 利島村	
噴火警戒発表時対応	噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○	○
	避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	○	△	▲
		<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	○	△	▲
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○	●
		<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○	●
	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	○	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○		
	自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△	▲
	避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	○	△	▲
		<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○	○
		<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	△
	防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			
	避難対応	一般住民（避難準備）※神津島村と利島村のみ			
		<input type="checkbox"/> 避難準備の決定			△
		<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告			△
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達			○
		<input type="checkbox"/> 住民への伝達			
<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握				△	
<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検					
<input type="checkbox"/> 村営バス・村有船の配備					
<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）					
<input type="checkbox"/> 避難手順の確認				○	

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*1：島外避難の場合のみ *2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施していることを表す。

継続して実施している事項についても噴火警戒レベル5に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。

また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 気象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村消防団 利島村消防団	掲載 ページ
○	○	○	○	○	○	○	マ-6
				○			
△	△	△	△	●			マ-7
				●			
○	○			●			
○	○	○	○				マ-50
△	△	△					
△	△	△	△				
△	△						
			○	●			マ-10
△	△	△		●	▲	▲	-
				○			
○				△	○		
○	○			○	○	○	-
○	○			○	○	○	
		△		○	△	△	マ-57 (神津島村 ・利島村)
			△	○			
				○			
				○	○	○	
				○	△	△	
				○			
				○			
			○	○	○	○	

実施項目		新島村	支庁	
			新島村	神津島村 利島村
噴火警戒 発表時 対応	避難対応			
	一般住民（島内避難）			
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●	●
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握	○	△	
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	
	<input type="checkbox"/> 村営バス・村有船の配備	○		
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○		
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●		
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		
	<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		
	<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		
	一般住民（島外避難）			
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●	●
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握	○	△	△
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 村営バス・村有船の配備	○		
	<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保			
	<input type="checkbox"/> 避難港の決定、報告	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		
	<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●		
<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	
<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●			
<input type="checkbox"/> 島内の残留者の確認	●			
<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	
<input type="checkbox"/> 避難先の決定				
<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●			

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 气象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村消防団 利島村消防団	掲載 ページ
▲	▲	▲		●	▲	▲	マ-51 (新島村) マ-57 (神津島村 ・利島村)
			▲	●			
				○			
○	○			○	○	○	
△	△			○	△	△	
○	○		○	○	○	○	
				○			
				○			
				●			
▲	▲			●			
▲	▲			●			
●	●			●	●	●	
●	●			●	●	●	
●	●			●	●	●	
▲	▲	▲		●	▲	▲	マ-51 (新島村) マ-57 (神津島村 ・利島村)
			▲	●			
			▲	●			
				○			
○	○			○	○	○	
△	△			○	△	△	
○	○		○	○	○	○	
				○			
			●	●			
		▲		●			
▲	▲		▲	●	▲	▲	
▲	▲			●	▲	▲	
▲	▲			●	▲	▲	
●	●			●	●	●	
●	●			●	●	●	
			●	●			
			●	●			

実施項目		新島村	支庁		
			新島村	神津島村 利島村	
噴火警戒発表時対応	避難対応	避難行動要支援者（避難準備／島内避難／島外避難）※避難準備は神津島村と利島村のみ			
		<input type="checkbox"/> 避難準備の決定	○	△	△
		<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告	○	△	△
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		
		<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	○	△	△
		<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	○		
		<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△	△
		<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	○		
		<input type="checkbox"/> 情報共有、調整（島外避難の準備）	○	△	△
		<input type="checkbox"/> 受入準備（島外避難の準備）			
		<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定	○	△	▲
		<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△	▲
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○*	△*	▲*
		<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○		
		<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○	●
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○*	△*	▲*
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	●
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	●
	来島者（島外避難）				
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△	△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○			
	<input type="checkbox"/> 人数の把握	○			
	<input type="checkbox"/> 島外避難の強い呼びかけ	○			
	<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○			
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○	△	△		
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○				
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	○				
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○		
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○		
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○		
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	

新島警察署	新島消防団 式根島消防団	東京管区 気象台	都	神津島村 利島村	警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	神津島村消防団 利島村消防団	掲載 ページ
△	△	△		○	△	△	マ-54 (新島村) マ-61 (神津島村 ・利島村)
			△	○			
				○			
○	○			○	○	○	
△	△			○	△	△	
				○			
		△		○			
			△	○			
			○	●	▲	▲	
△	△	△	△	●			
			△*	●*			
				○			
			○*	●*			
○	○			●	●	●	
○	○			●	●	●	
△	△	△		○	△	△	マ-56 (新島村) マ-65 (神津島村 ・利島村)
			△	○			
				○			
△	△			●	▲	▲	
				○			
△	△			○	△	△	
○	○			○	○	○	
				○			
○	○	○	○				マ-50
○							

(1) 立入規制

■立入規制図

※火山の活動状況に合わせて、車が転回できる場所等で立入規制を実施する。

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

※神津島、利島は立入規制を実施しない。

■各機関の役割

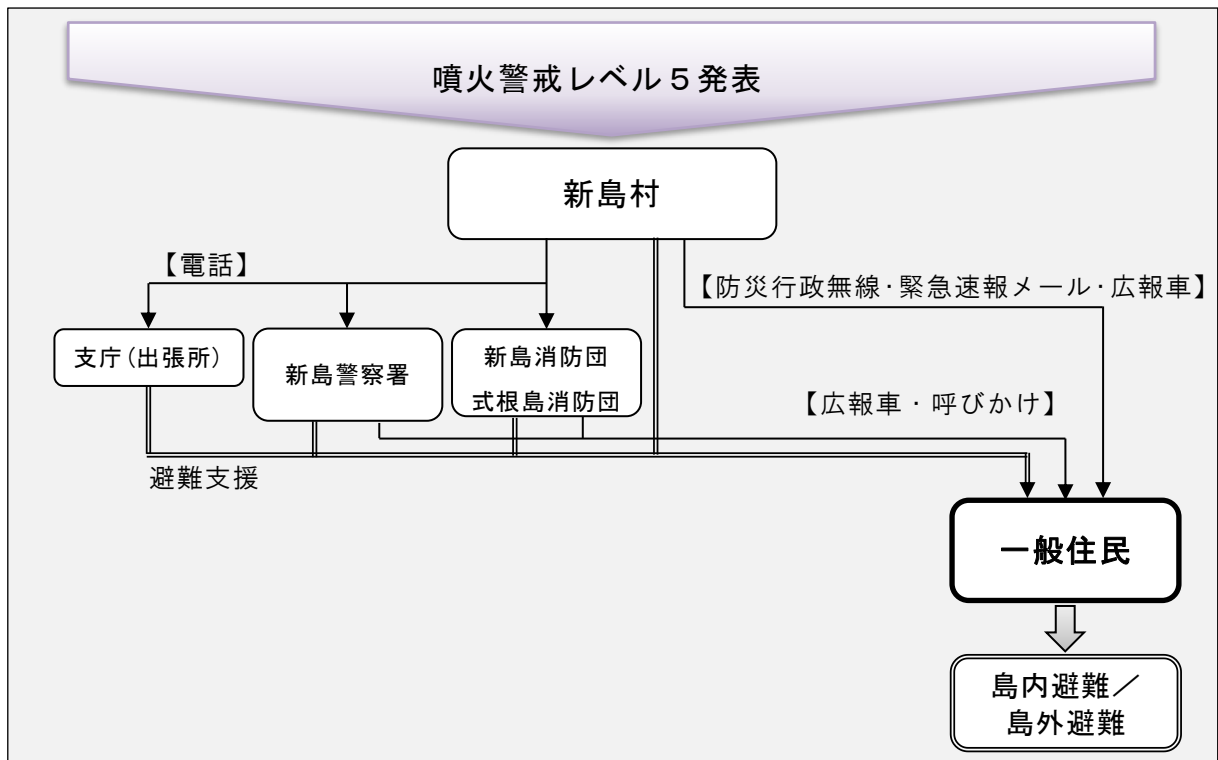
<p>新島村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
<p>支庁 （出張所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
<p>新島警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 規制箇所の巡回
<p>新島消防団 式根島消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理） ・ 規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
<p>東京管区 気象台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の通知（村から受理）
<p>都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の把握、共有 ・ 立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 一般住民（島内避難／島外避難（新島村））

■フロー図



■各機関の役割（島内避難）

<p>新島村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定 ・ 島内避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（マ-7参照） ・ 住民への島内避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バス・村有船の配備 ・ 避難所の開設、点検 ・ 避難所の決定 ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>支庁 （出張所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校） ・ 都漁業用海岸局への伝達 ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける
<p>新島警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>新島消防団 式根島消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定の報告（支庁から受理） ・ 避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

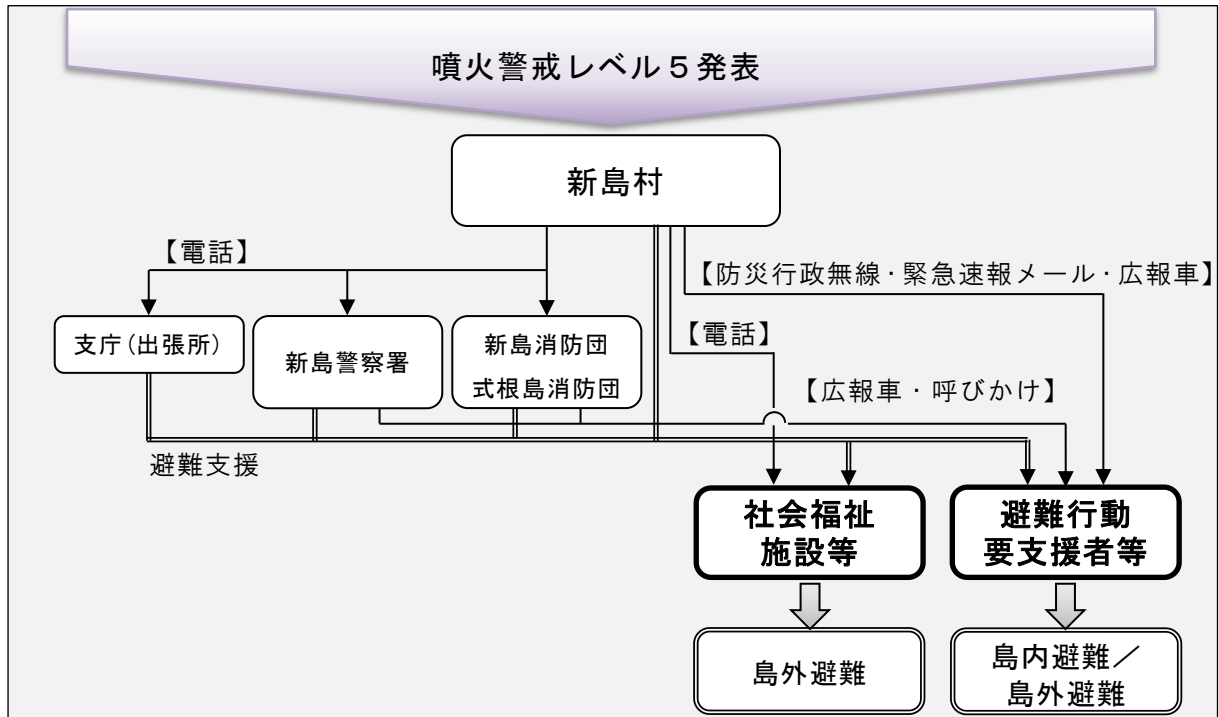
■各機関の役割（島外避難）

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 住民への島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バス・村有船の配備 ・ 避難港の決定、報告（報告先：支庁） ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 引率者の選定 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 乗船リストの作成 ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認 ・ 避難先別の避難者振り分け
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校） ・ 都漁業用海岸局への伝達 ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難港決定の報告 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の避難完了の確認
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難港の決定への協力
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難（新島村））

■フロー図



■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定 ・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内の避難先の確保（島内避難） ・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁（出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・都漁業用海岸局への伝達 ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	◎島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

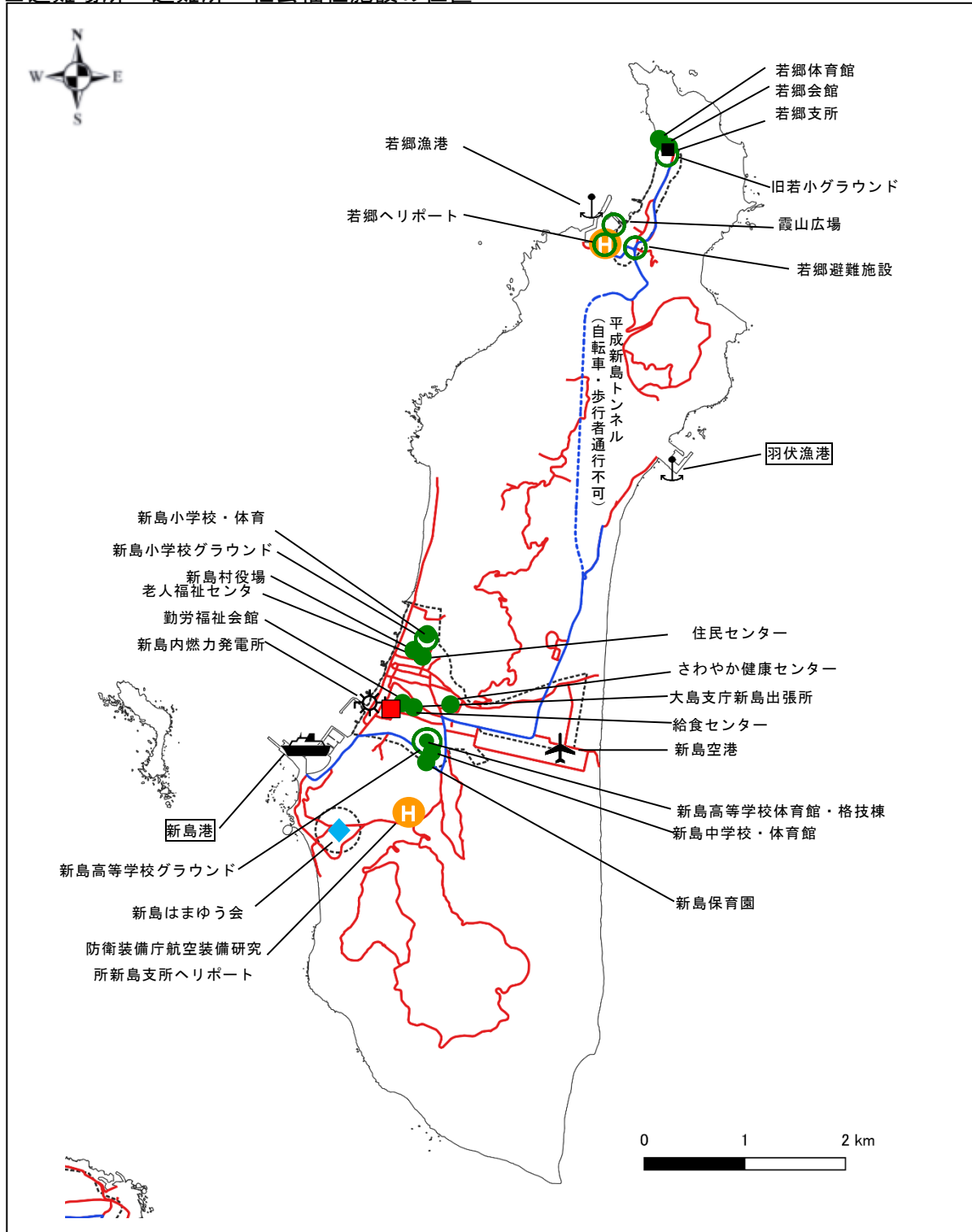
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 社会福祉施設等一覧

(令和元年8月現在)

施設名	定員・病床数	事業内容
新島はまゆう会	38床	通所介護、住宅介護支援、訪問介護、地域包括支援、短期入所生活保護

■ 避難場所・避難所・社会福祉施設の位置

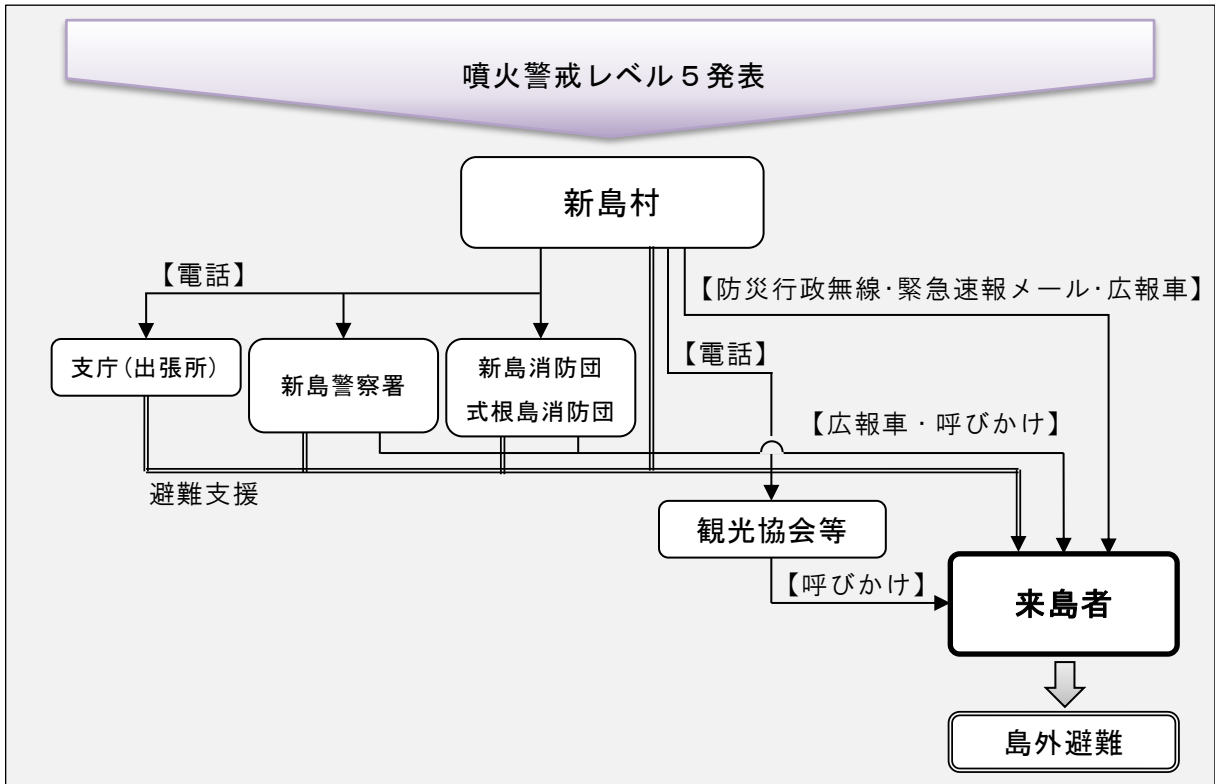


	都道		避難場所		港湾	※ □ 枠で囲った施設は大型船舶の接岸が可能
	主な村道		避難所		漁港	
	出張所		社会福祉施設等		空港	
	村役場・支所		ヘリポート		発電所	

ウ 来島者（島外避難（新島村））

※来島者が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



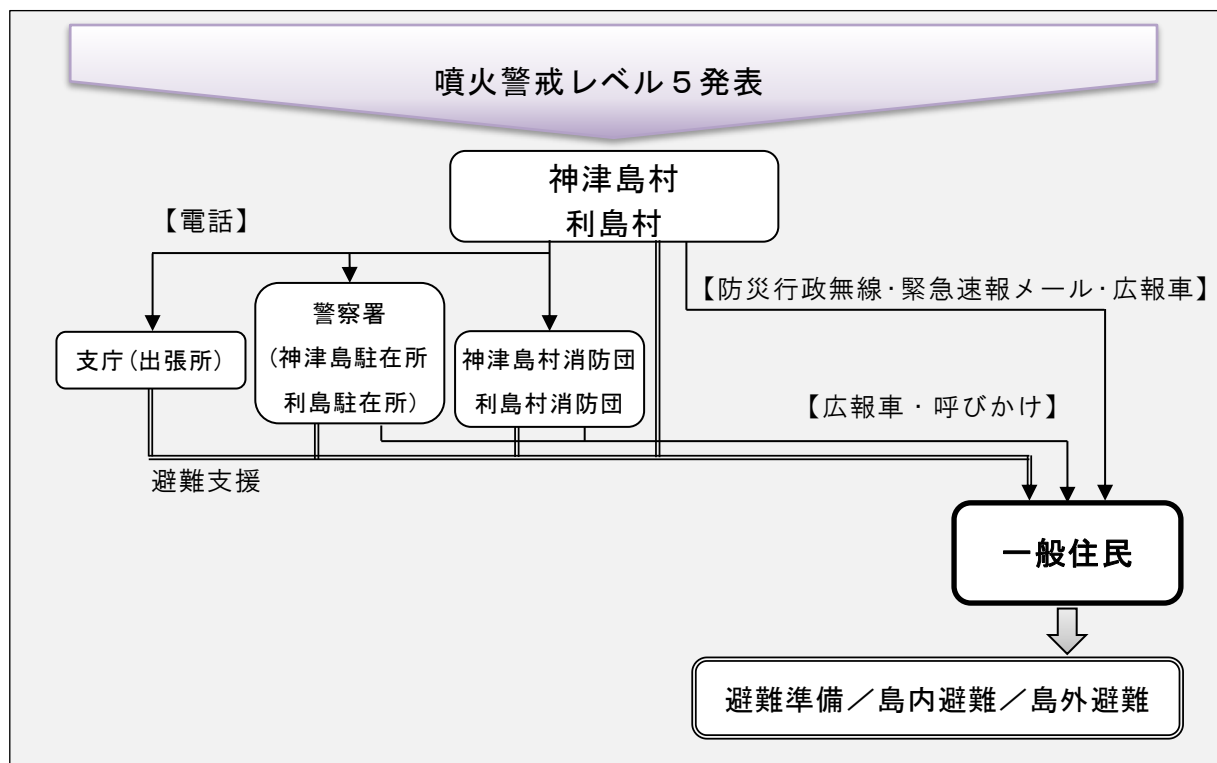
■各機関の役割

新島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 人数の把握 ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 島外避難支援 ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外避難支援の協力
新島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
新島消防団 式根島消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

エ 一般住民（避難準備／島内避難／島外避難（神津島村・利島村））

■フロー図



■各機関の役割（避難準備）

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者総数の把握 ・避難所の開設、点検 ・村営バス・村有船の配備 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（島内避難）

<p>神津島村 利島村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定 ・ 島内避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（マ-7参照） ・ 住民への島内避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バス・村有船の配備 ・ 避難所の開設、点検 ・ 避難所の決定 ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>支庁 （出張所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校） ・ 都漁業用海岸局への伝達 ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける
<p>警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>神津島村消防団 利島村消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
<p>都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難の決定の報告（支庁から受理） ・ 避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

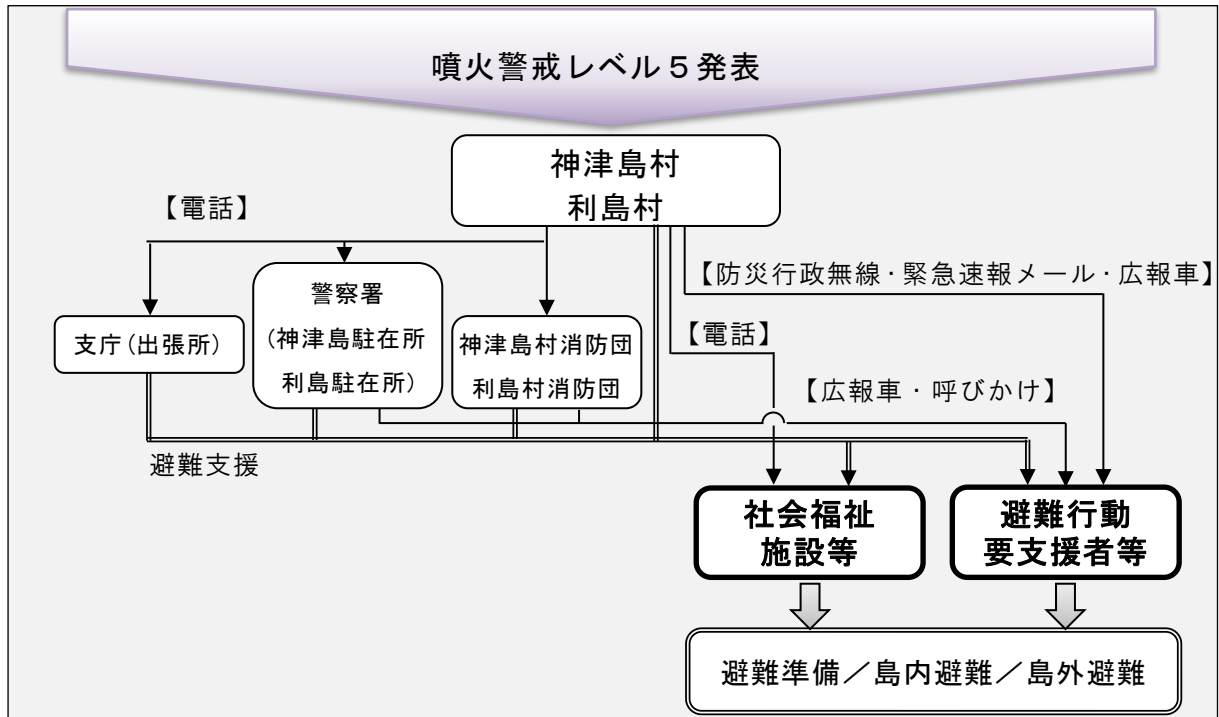
■各機関の役割（島外避難）

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 住民への島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バス・村有船の配備 ・ 避難港の決定、報告（報告先：支庁） ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 引率者の選定 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 乗船リストの作成 ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認 ・ 避難先別の避難者振り分け
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校） ・ 都漁業用海岸局への伝達 ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難港決定の報告 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の避難完了の確認
警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者総数の把握の協力 ・ 避難手順の確認 ・ 避難者リストの共有を受ける ・ 島内の避難誘導の協力（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
東京管区气象台	・ 避難港の決定への協力
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

オ 避難行動要支援者（避難準備／島内避難／島外避難（神津島村・利島村））

■フロー図



■各機関の役割（避難準備）

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への避難準備の伝達（通所介護、特別養護老人ホーム） ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有 ・島内の避難先の確保 ・島内の移送経路・方法の検討 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ・情報共有、調整（島外避難の準備）
警察署 （神津島駐在所 利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む）の共有を受ける
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・情報共有、調整（島外避難の準備） ・受入準備（島外避難の準備）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（島内避難／島外避難（◎：島外避難のみ））

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難／島外避難の決定 ・ 島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内の避難先の確保（島内避難） ・ 島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達 ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ◎ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
支庁 （出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ◎ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・ 都漁業用海岸局への伝達 ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・ 島内の移送経路・方法の検討 ◎ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
警察署 （神津島駐在所・利島駐在所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内の移送経路・方法の検討への協力
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

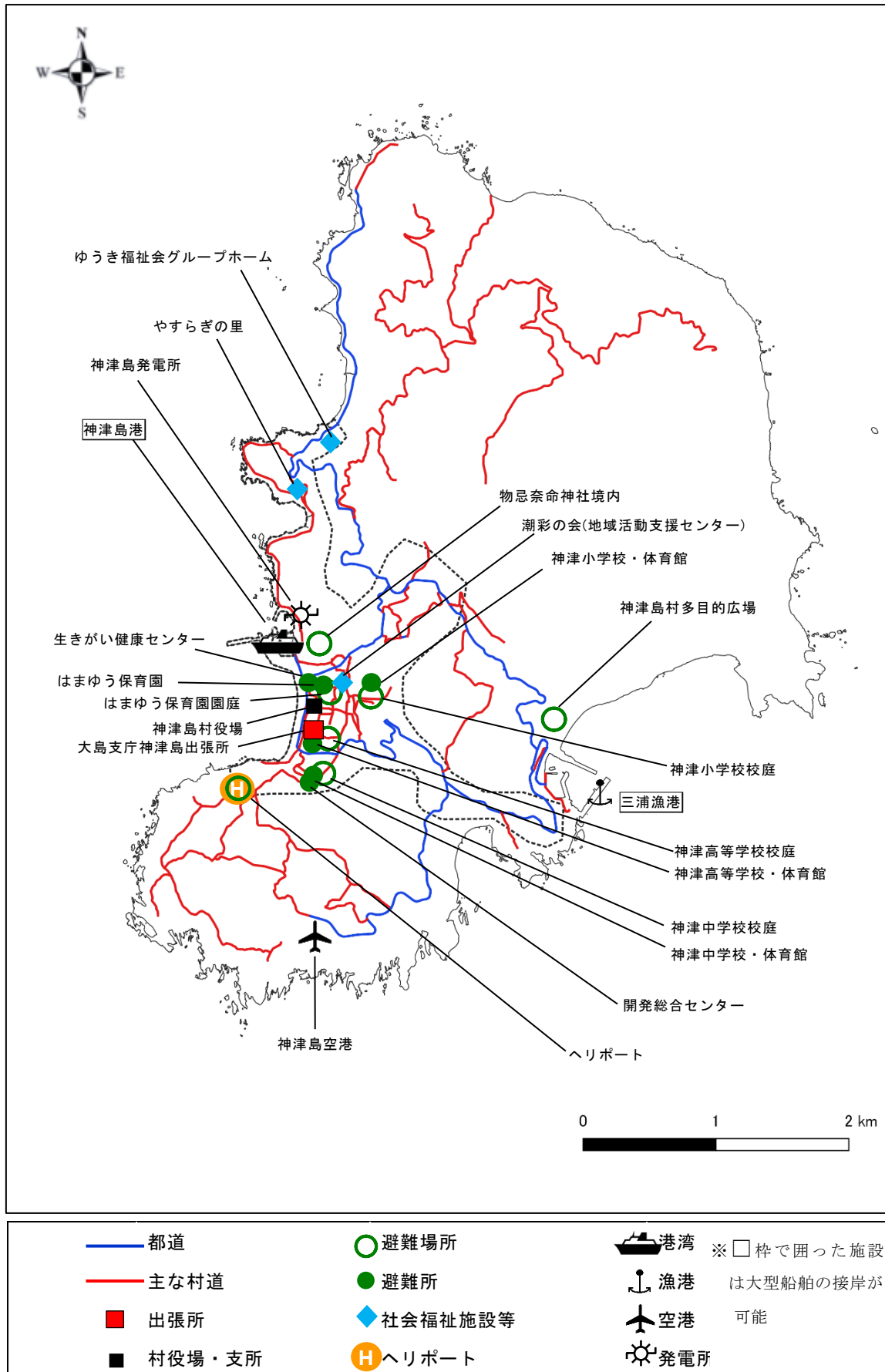
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 社会福祉施設等一覧

(令和元年8月現在)

施設名	定員・病床数	事業内容
ゆうき福祉会 グループホーム	11人	障害者共同生活援助
やすらぎの里 (特別養護老人ホーム)	34人	入所
やすらぎの里	6人	短期入所
やすらぎの里	30人	通所
やすらぎの里	12人	高齢者生活支援ハウス
潮彩の会 (地域活動支援センター)	13人	

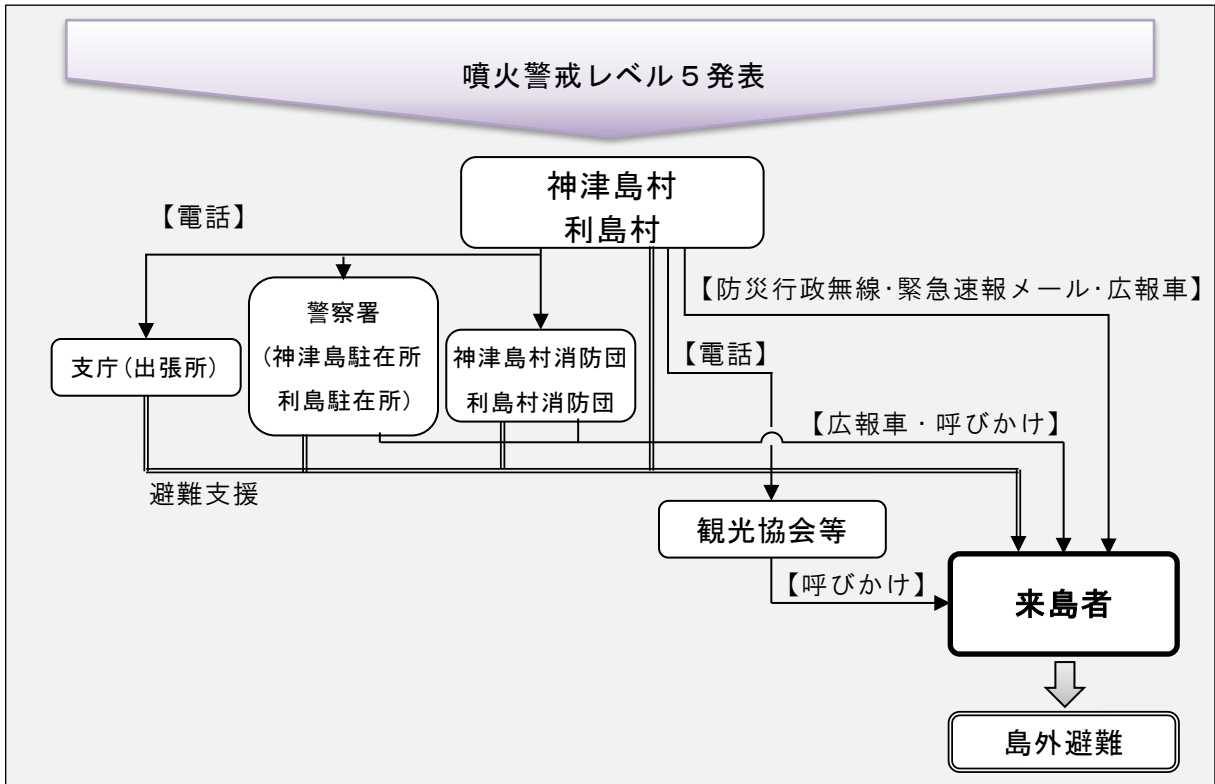
■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図



カ 来島者（島外避難（神津島村・利島村））

※来島者が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

神津島村 利島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・ 人数の把握 ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、緊急速報メール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 島外避難支援 ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外避難支援の協力
警察署 (神津島駐在所 利島駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
神津島村消防団 利島村消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島外避難支援の協力 ・ 観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等	
島外避難の準備	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●															
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲	▲													
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●		●													
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	●	▲	▲													
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議	●		●													
	<input type="checkbox"/> 避難先の決定			●				▲							▲	▲	▲
	<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保		●	●		●			▲*	▲	▲	▲					
	<input type="checkbox"/> 受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲		●											
	<input type="checkbox"/> 受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*					▲			
島外への移送	<input type="checkbox"/> 船舶による移送	▲		●						●	●	●					
	<input type="checkbox"/> 航空機による移送			●					▲*	●	●						
受入港から避難先までの移送	<input type="checkbox"/> 受入港等から避難先への誘導			●				▲									
	<input type="checkbox"/> バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲	
	<input type="checkbox"/> 受入態勢の整備			●										●	●	●	
	<input type="checkbox"/> 避難状況の確認	●		●													

●：主体となる機関

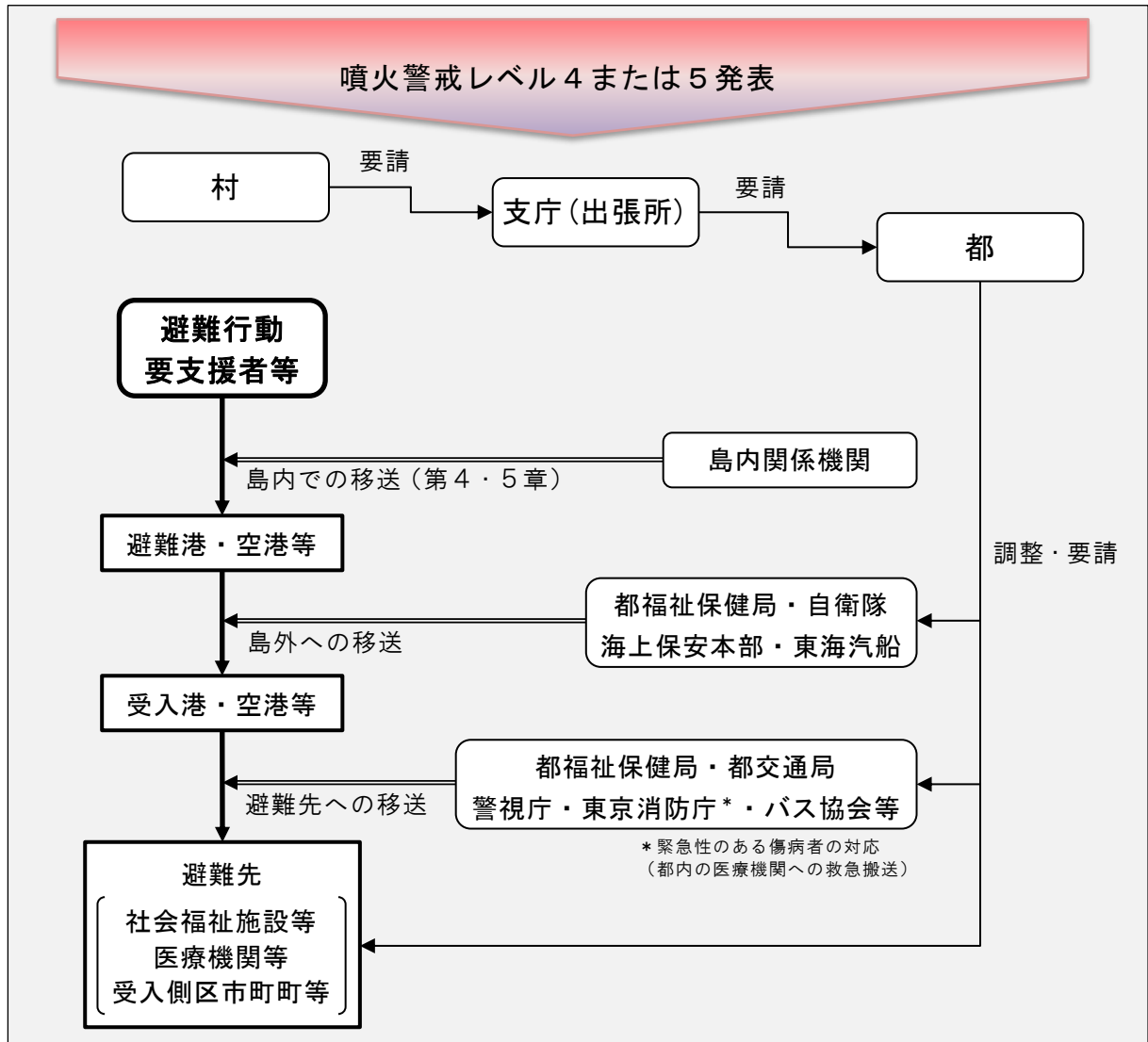
▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

■ フロー図



2 一般住民（噴火警戒レベル5）

■各機関の対応（一般住民の島外避難）

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	受入側区市町村等
島外避難の準備	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●												
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲											
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	●											
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲										
	<input type="checkbox"/> 避難先の決定		●	●				▲						▲
	<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保		●	●		●				▲	▲	▲		
	<input type="checkbox"/> 受入港の調整		▲	▲		●								
	<input type="checkbox"/> 受入港から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*					▲
	<input type="checkbox"/> 近隣県との調整		●											
島外への移送	<input type="checkbox"/> 船舶による移送	▲		●						●	●	●		
	<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●		●										▲
	<input type="checkbox"/> 受入港での誘導			●				▲						
受入港から避難先までの移送	<input type="checkbox"/> 受入港から避難先への誘導			●				▲						
	<input type="checkbox"/> バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲	▲
	<input type="checkbox"/> 受入態勢の整備			●										●
	<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●										●

●：主体となる機関

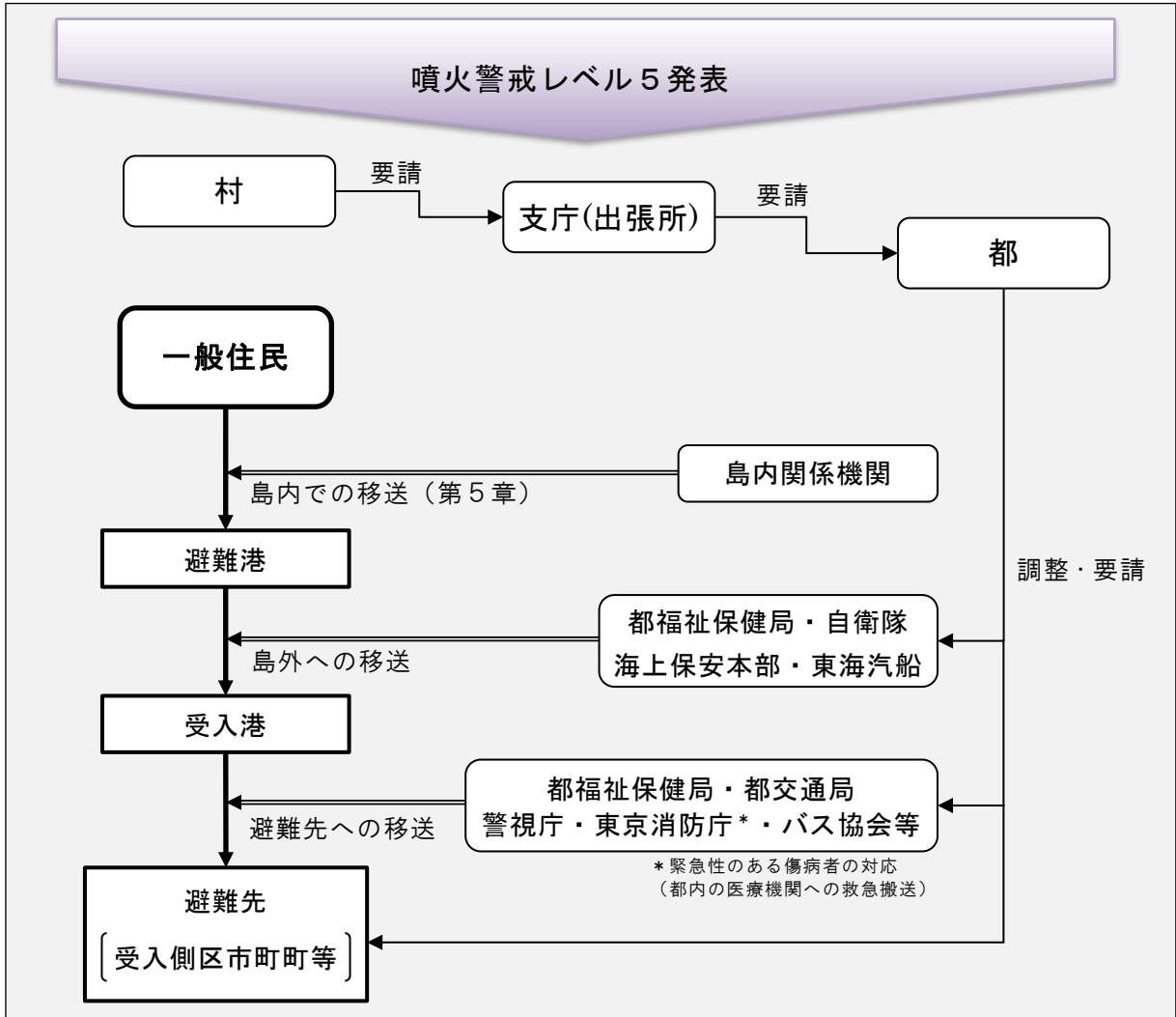
▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※島外避難の準備は噴火警戒レベル4から実施することもある。

※一般住民の島外避難における島内での対応は、第4章・第5章を参照のこと。

■フロー図



《詳細資料》島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

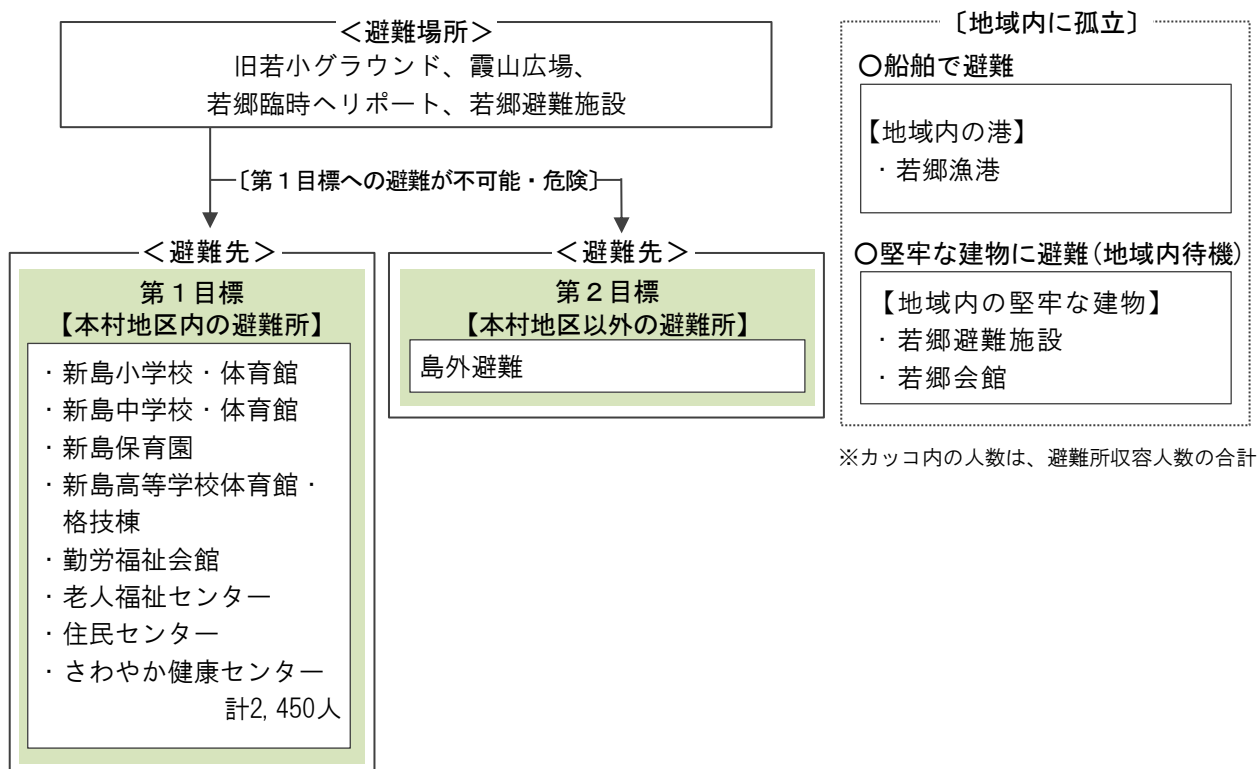
1) 若郷地区に被害が及ぶ場合

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
304人	延べ16台	町職員・警察官・消防団員

- 一台当たり19人乗車する場合に移送に要する台数
- 本村地区、式根島に噴火の影響が及ぶ場合は、島外避難を判断することを想定している。

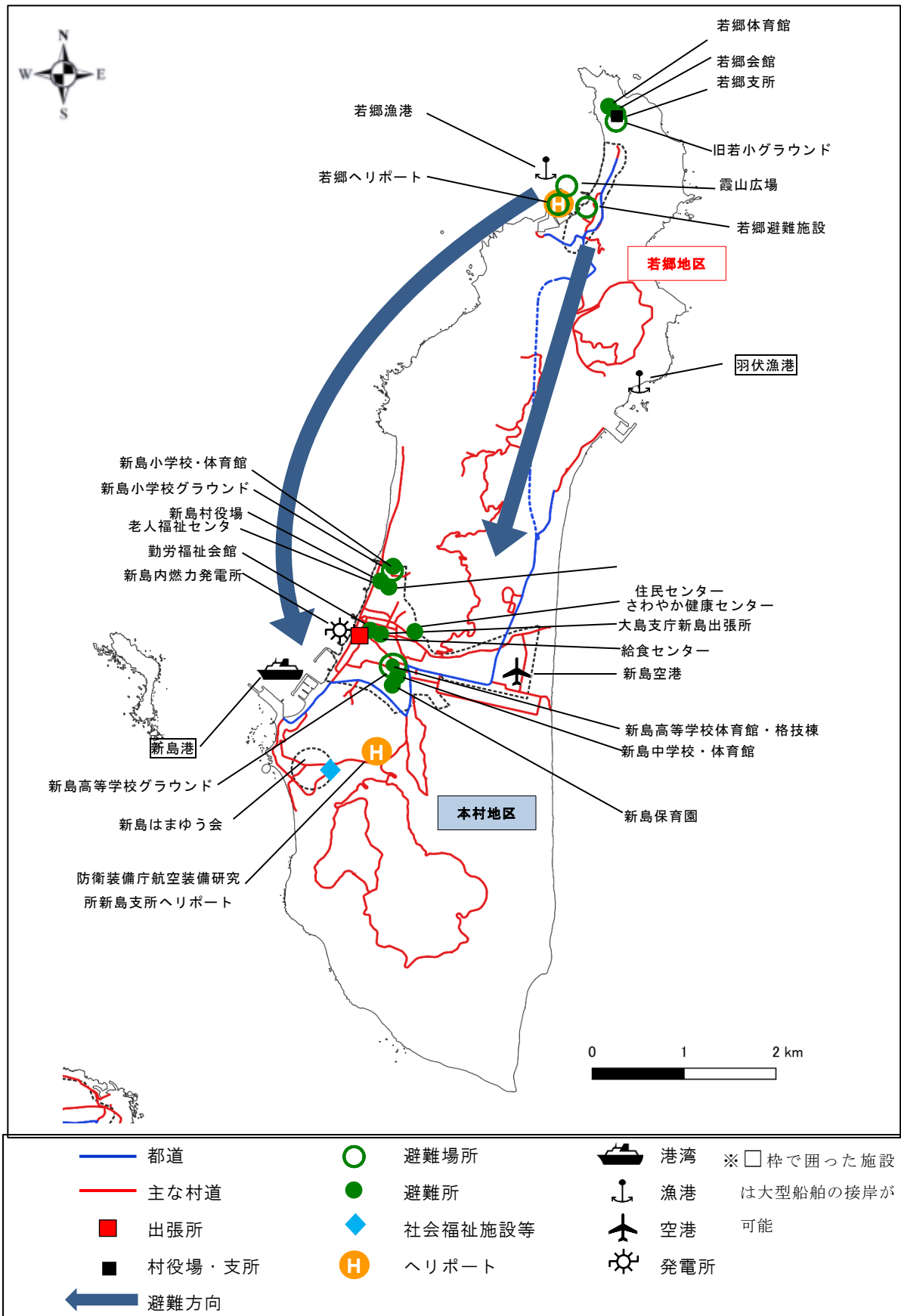
■避難方法（状況別）



■留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域まで影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 「島外避難の判断要素」（マ-6）に該当する場合は、本村地区、式根島の住民も含め、島外避難を行う必要がある。天候により、新島港、羽伏漁港、式根島港、野伏漁港が使用できないことも想定し、迅速な判断が必要である。
- 火山灰や火山活動に伴う地震による道路被害等によって、本村地区方向への通行が困難になる可能性がある。その場合、若郷地区内の堅牢な建物内に留まるか、若郷漁港から本村地区に移動または島外避難するかの判断が必要である。コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、決定する。

■避難情報（避難場所から避難先まで）



《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

○新島

■各地区から避難港までの距離・所要時間（徒歩とバスを想定した場合の目安）

地区 (避難場所名)		新島港			羽伏漁港		
		距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)	距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)
若郷	旧若小グラウンド	9.9km	165分	20分	6.5km	108分	13分
	若郷ヘリポート	8.9km	148分	18分	6.0km	100分	12分
	霞山広場	8.9km	148分	18分	6.0km	100分	12分
	若郷避難施設	8.5km	142分	17分	5.5km	92分	11分
本村	新島高等学校 グラウンド	1.8km	30分	4分	4.6km	77分	9分
	新島小学校 グラウンド	2.2km	37分	4分	4.5km	75分	9分
地区 (避難場所名)		式根島港			野伏漁港		
		距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)	距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)
式根島	式根島小学校 グラウンド	1.2km	20分	2分	1.2km	20分	2分
	式根島中学校 グラウンド	1.3km	22分	3分	1.2km	20分	2分
	式根島ヘリポート	2.3km	38分	5分	0.7km	12分	1分

※所要時間は、徒歩は時速3.6km、バスは時速30kmの走行で計算した。

■各地区から避難港までの距離・所要時間（村有船を想定した場合の目安）

地区 (港)		新島港		羽伏漁港		式根島港		野伏漁港	
		距離	所要時間	距離	所要時間	距離	所要時間	距離	所要時間
若郷	若郷漁港	7.5km	15分	7.5km	15分	14km	28分	11km	22分
本村	新島港	—	—	15km	30分	7.5km	15分	5.0km	10分
式根島	式根島港	7.5km	15分	14km	28分	—	—	4.0km	8分
	野伏漁港	5.0km	10分	15km	30分	4.0km	8分	—	—

※所要時間は、時速30kmの運航で計算した。

■避難港までの避難にかかる所要時間

所要時間を算出したケースを下記に示す。

なお、結論としては（１）は（２）と比べ、短時間で避難が可能となる。

（１）本村地区と式根島で徒歩移動により避難する場合
（若郷地区の住民は村有バスと村有船、自家用車で避難）

（２）全住民が村有バスと村有船により避難する場合
（徒歩移動を想定していない）

（１） 本村地区と式根島で徒歩移動により避難する場合
（若郷地区の住民は村有バスと村有船、自家用車で避難）

① 本村地区と若郷地区が同時に避難する場合
（本村地区は徒歩移動、若郷地区はバス６台と自家用車４８台を利用）

② 若郷地区が避難港までの移送に村有船を使用する場合
（本村地区は徒歩移動、若郷地区は村有船１隻とバス６台、自家用車２３台を利用）

③ 若郷地区が事前に本村地区に島内避難していた場合（全住民徒歩避難）

④ 式根島が避難する場合（式根島の全住民徒歩で避難）

	地区	全避難港が使用可能		新島港のみ使用可能		羽伏漁港のみ使用可能	
		避難先	総所要時間	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間
①	本村	新島港	73分	新島港	73分	羽伏漁港	84分
	若郷						
②	本村		48分		84分		
	若郷						
③	本村		45分		89分		
	若郷						
	地区	全避難港が使用可能		式根島港のみ使用可能		野伏漁港のみ使用可能	
		避難先	総所要時間	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間
④	式根島	野伏漁港	22分	式根島港	42分	野伏漁港	22分

(2) 全住民が村有バスと村有船により避難する場合（徒歩移動を想定していない）

- ① 本村地区と若郷地区が同時に避難する場合（村有バスのみを利用）
- ② 若郷地区が先に避難し、その後本村地区が避難する場合（村有バスのみを利用）
- ③ 若郷地区が避難港までの移送に村有船を使用する場合（村有バスと村有船を利用）
- ④ 若郷地区が事前に島内避難していた場合（村有バスのみを利用）
- ⑤ 式根島が避難する場合（村有バスのみを利用）

	地区	全避難港が使用可能		新島港のみ使用可能		羽伏漁港のみ使用可能	
		避難先	総所要時間	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間
①	本村	新島港	450分	新島港	450分	羽伏漁港	576分
	若郷						
②	本村		423分		423分		563分
	若郷						
③	本村	300分	300分	467分			
	若郷						
④	本村	348分	348分	541分			
	若郷						
	地区	全避難港が使用可能		式根島港のみ使用可能		野伏漁港のみ使用可能	
		避難先	総所要時間	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間
⑤	式根島	野伏漁港	196分	式根島港	280分	野伏漁港	196分

総所要時間の算出条件

- バス8台（新島6台、式根島2台）の利用を想定する。
- バスの定員は19人/台を想定する。
- 自家用車の定員は4人/台を想定する。
- バス及び自家用車の速度は時速30kmでの走行を想定する。
- バスの乗降にかかる時間は各5分とする。
- 自家用車の乗降にかかる時間は各1分とする。
- 所要時間が最も短くなるよう、各地区の人口に応じてバス6台を配分する。
- 村有船1隻の利用を想定する。
- 村有船の定員は100人/隻を想定する。
- 村有船の速度は時速30kmでの運航を想定する。
- 村有船の乗降にかかる時間は各5分とする。
- 歩行速度は時速3.6kmとする。
- 住民のみの避難を想定する。（来島者は含まない）
- 全避難港が使用可能な場合、避難にかかる所要時間が短くなる港の利用を想定する。
- 避難先が同じ場合は時間が長い方を総所要時間とする。
- ケース（1）では、バスと船のほかに自家用車の利用を想定する。なお、必要となる自家用車の台数は、1度に若郷地区の住民が避難することができる台数とする。

■全住民が村有バスと村有船により避難する場合の避難港までの最適な輸送

- 全地域が同時に避難する場合、若郷地区の避難に村有船を使用した場合が最も所要時間が短くなる。
- 各パターンで所要時間が最も短くなる場合のバスの配分は以下のとおりである。

○全地域が同時に避難する場合（村有船を使用できる場合）

⇒（２）のケース③に該当

	本村	若郷	式根島
バスの配分	6台	1隻	2台

○全地域が同時に避難する場合（村有船を使用できない場合&新島港が使用できる場合）

⇒（２）のケース①に該当（全避難港又は新島港のみ使用可能の場合）

	本村	若郷	式根島
バスの配分	4台	2台	2台

○全地域が同時に避難する場合（村有船を使用できない場合&新島港が使用できない場合）

⇒（２）のケース①に該当（野伏漁港のみ使用可能の場合）

	本村	若郷	式根島
バスの配分	5台	1台	2台

■留意事項

- 避難する前に大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合は、堅牢な建物等への緊急的な避難が必要である。
- 避難する途中で大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生する可能性がある。そのため、事前に、避難経路周辺の堅牢な建物等、緊急的に避難する場所を把握しておく必要がある。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。そのため、事前に、道路の被害状況の収集および避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保しておく必要がある。
- 大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合、通常の通信手段が利用できなくなる可能性がある。そのため、事前に、複数の連絡手段の確保等の対応策を検討しておく必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的噴火が発生した場合等では、住民と来島者が同時に避難する可能性もあるため、避難のタイミングと方法について早期の判断が必要である。
- 算出した総所要時間は目安であり、避難時はさらに時間がかかる場合がある。

○神津島

■各地区から避難港までの距離・所要時間（目安）

各地区 (避難場所名)	神津島港			三浦漁港		
	距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)	距離	所要時間 (徒歩)	所要時間 (バス)
1区2区 (物忌奈命神社境内)	0.6km	10分	3分	3.9km	65分	16分
3区4区6区7区10区 (村立神津小学校校庭)	1.1km	19分	5分	3.8km	64分	16分
5区 (はまゆう保育園園庭)	0.9km	14分	4分	4.2km	70分	17分
8区 (都立神津高等学校校庭)	1.4km	24分	6分	4.1km	69分	17分
9区 (村立神津中学校校庭)	1.6km	28分	7分	4.0km	67分	16分

※所要時間は、徒歩は時速3.6km、バスは時速15kmの走行で計算した。

■避難港までの避難にかかる所要時間

所要時間を算出したケースを下記に示す。

- (1) 全地区の住民が徒歩移動により避難する場合
- (2) 全地区の住民がバスのみで避難する場合

	全避難港が使用可能		神津島港のみ使用可能		三浦漁港のみ使用可能	
	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間	避難先	総所要時間
(1)	神津島港	29分	神津島港	29分	三浦漁港	71分
(2)		235分		235分		480分

総所要時間の算出条件

- バス6台の利用を想定する。
- バスの定員は40人/台を想定する。
- バスの速度は時速15kmでの走行を想定する。
- バスの乗降にかかる時間は各5分とする。
- 歩行速度は時速3.6kmとする。
- 所要時間が最も短くなるよう、各地区の人口に応じてバス6台を配分する。
- 住民のみの避難を想定する。(来島者は含まない)
- 全避難港が使用可能な場合、避難にかかる所要時間が短くなる港の利用を想定する。
- 自宅から避難港まで移動する場合は、対象の地区の避難場所から避難港までの所要時間を採用する。

■村有バスによる避難港までの最適な輸送

- 全地区が同時に避難する場合、所要時間が最も短くなる場合のバスの配分は以下のとおりである。

	1区 2区	3区 4区 6区 7区 10区	5区	8区	9区
バスの配分	1台	2台	1台	1台	1台

■留意事項

- 避難する前に大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合は、堅牢な建物等への緊急的な避難が必要である。
- 避難する途中で大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生する可能性がある。そのため、事前に、避難経路周辺の堅牢な建物等、緊急的に避難する場所を把握しておく必要がある。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。そのため、事前に、道路の被害状況の収集および避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保しておく必要がある。
- 大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合、通常の通信手段が利用できなくなる可能性がある。そのため、事前に、複数の連絡手段の確保等の対応策を検討しておく必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的噴火が発生した場合等では、住民と来島者が同時に避難する可能性もあるため、避難のタイミングと方法について早期の判断が必要である。
- 算出した総所要時間は目安であり、避難時はさらに時間がかかる場合がある。

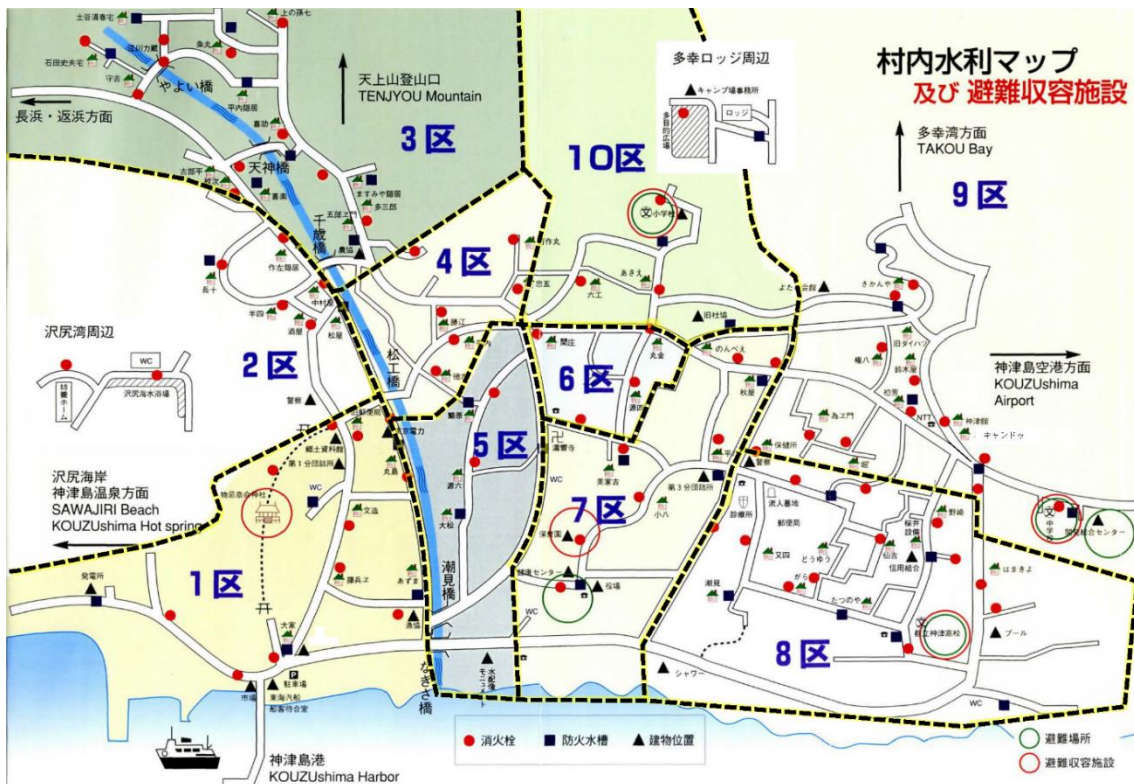


図 地区分け（神津島）

○利島

■各地域から避難港までの距離・所要時間（目安）

地区	避難場所	利島港		利島ヘリポート	
		距離	所要時間	距離	所要時間
集落	利島小中学校グラウンド	1.0km	17分	0.85km	14分

※所要時間は、時速 3.6km の徒歩移動で計算した。

■避難港までの避難にかかる所要時間

所要時間を算出したケースを下記に示す。

- (1) 全地区の住民が利島港に避難する場合
- (2) 全地区の住民が利島ヘリポートに避難する場合

	避難先	総所要時間
(1)	利島港	19分
(2)	利島ヘリポート	16分

※所要時間は、時速 3.6km の徒歩移動で計算した。

※住民のみの避難を想定する。（来島者は含まない）

■留意事項

- 降灰時のヘリコプター運航は困難であると考えられるため、避難方法については早期の判断が必要である。
- 利島港から避難するか、利島ヘリポートから避難するかの判断は、コアグループ又は合同会議において協議の上、決定する。
- 降灰後、ヘリコプターによって避難する際には、重機等を用いてヘリポート上の灰を取り除く必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的噴火が発生した場合等では、住民と来島者が同時に避難する可能性もあるため、避難のタイミングと方法について早期の判断が必要である。
- 算出した総所要時間は目安であり、避難時はさらに時間がかかる場合がある。

《詳細資料》島外避難計画（避難港から受入港まで）

避難港から受入港までの移送手段は、東海汽船、協定締結団体（神新汽船等）、海上保安本部、自衛隊等から確保した船舶の利用を想定している。ここでは、東海汽船が所有する2隻の大型客船と神新汽船が所有する1隻の貨客船の利用を想定した。

■避難港から受入港までの距離・所要時間（目安）

○新島

避難港	受入港	距離	片道所要時間※1		
			さるびあ丸	橘丸	あぜりあ
新島港	東京	158km	260分	275分	—
	横浜	136km	215分	235分	—
	伊豆大島	46km	75分	80分	—
	熱海	86km	140分	150分	—
	下田	42km	—	—	90分

○神津島

避難港	受入港	距離	片道所要時間※1		
			さるびあ丸	橘丸	あぜりあ
神津島港	東京	175km	290分	300分	—
	横浜	152km	240分	270分	—
	伊豆大島	62km	105分	110分	—
	熱海	97km	160分	170分	—
	下田	53km	—	—	115分

○利島

避難港	受入港	距離	片道所要時間※1		
			さるびあ丸	橘丸	あぜりあ
利島港	東京	141km	230分	245分	—
	横浜	119km	190分	205分	—
	伊豆大島	29km	50分	50分	—
	熱海	65km	105分	115分	—
	下田	33km	—	—	70分

※1 所要時間は、次の条件により計算した。

- ・ さるびあ丸：20ノット（約38km/h）
- ・ 橘丸：19ノット（約35km/h）
- ・ あぜりあ：15.2ノット（約28km/h）

■新島・神津島・利島の島外避難にかかる所要時間の算出

1 はじめに

新島・神津島・利島においては、新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶ可能性があることから避難のためのリードタイムが短く、迅速な避難が必要となる。

また、3島の避難は島外避難を基本としており、島外避難にかかる所要時間を事前に想定しておくことは、実際の避難対応を検討するうえで重要である。ここでは、最も利用が想定される東海汽船が所有する2隻の大型客船（さるびあ丸・橘丸）と神新汽船が所有する1隻の貨客船（フェリーあぜりあ）の情報を基に、島外避難にかかる所要時間を算出した。

2 船の諸元

東海汽船所有の大型客船さるびあ丸と橘丸、神新汽船所有の貨客船フェリーあぜりあの諸元を下記に示す。

船名	総トン数 (トン)	航海速度 (ノット)	航行区域	全長 (m)	乗船可能 人数(人)
さるびあ丸	約6,200	20 (約38km/h)	限定沿海 限定近海 近海	118.0	1,343 693 284
橘丸	5,681	19 (約35km/h)	限定沿海 限定近海	118.0	1,000 596
フェリーあぜりあ	495	15.2 (約28km/h)	限定沿海	63.0	240

令和2年2月現在

3 各島の人口

各島の人口を下記に示す。なお、所要時間の算出には観光客は含めず、各島の住民のみを島外避難させることを想定した。

	新島	神津島	利島
人口 (人)	2,720	1,894	321

4 島外避難にかかる所要時間

火山噴火の状況に応じて想定される以下の7ケースにおける島外避難にかかる所要時間を下記に示す。なお、一定の条件下で算出した目安の時間であることに留意が必要である。

所要時間は島民全員が避難港から出港するまでの時間として以下の条件で算出した。

- (1) さるびあ丸(1,343人)、橘丸(1,000人)、フェリーあぜりあ(240人)を利用
- (2) 利用する船舶に乗船客がない
- (3) 乗下船に各40分かかる

避難ケース	避難対象町村	避難対象人数	避難先	所要時間
1	新島村	2,720人	東京	約8時間
2	神津島村	1,894人		約2時間30分～6時間30分
3	利島村	321人		約1時間30分～4時間30分
4	新島村 神津島村	4,614人	東京	約13～17時間
			横浜	約11～15時間
			伊豆大島	約7時間～11時間
			熱海	約9～13時間
5	新島村 利島村	3,041人	東京	約10～13時間
			横浜	約8～9時間30分
			伊豆大島	約5時間30分～6時間30分
			熱海	約7～8時間30分
6	神津島村 利島村	2,215人	東京	約3時間30分～6時間30分
7	新島村 神津島村 利島村	4,935人	東京	約13時間30分～17時間30分
			横浜	約11時間30分～15時間30分
			伊豆大島	約7時間30分～11時間30分
			熱海	約10～13時間30分

■留意事項

○東海汽船所有の船舶は伊豆諸島の生活を支える重要なライフラインであるため、避難に利用する場合は、都と東海汽船において、運航状況等を考慮して協議する必要がある。

なお、乗客が乗船している場合は、都と東海汽船において、乗客の取り扱いについて協議する必要がある。特に就航中の場合は、最寄りの港に乗客を降ろすことも含め協議する必要がある。

- 伊豆大島の港を利用する場合は、大島町及び港湾管理者との協議が必要となる。
- 横浜港を利用する場合は、神奈川県及び港湾管理者との協議が必要となる。
- 熱海港及び下田港を利用する場合は、静岡県及び港湾管理者との協議が必要となる。
- 航路を外れる場合は、関東運輸局からの認可が必要となる。

○島外避難では、来島者が残留している場合や、一度に住民全員を避難させることができない場合もあるため、避難のタイミングと方法については早期の判断が必要である。

なお、避難に時間を要する場合や特に緊急避難が必要な場合は、以下についても検討する。また、旅客船(ジェット船)は夜間運航ができないことに注意する必要がある。

- 大型客船・貨客船以外の旅客船(ジェット船)・漁船等の利用
- 海上保安本部・自衛隊への海上移送・航空移送の要請

【附属資料】

資料第1 火山観測体制

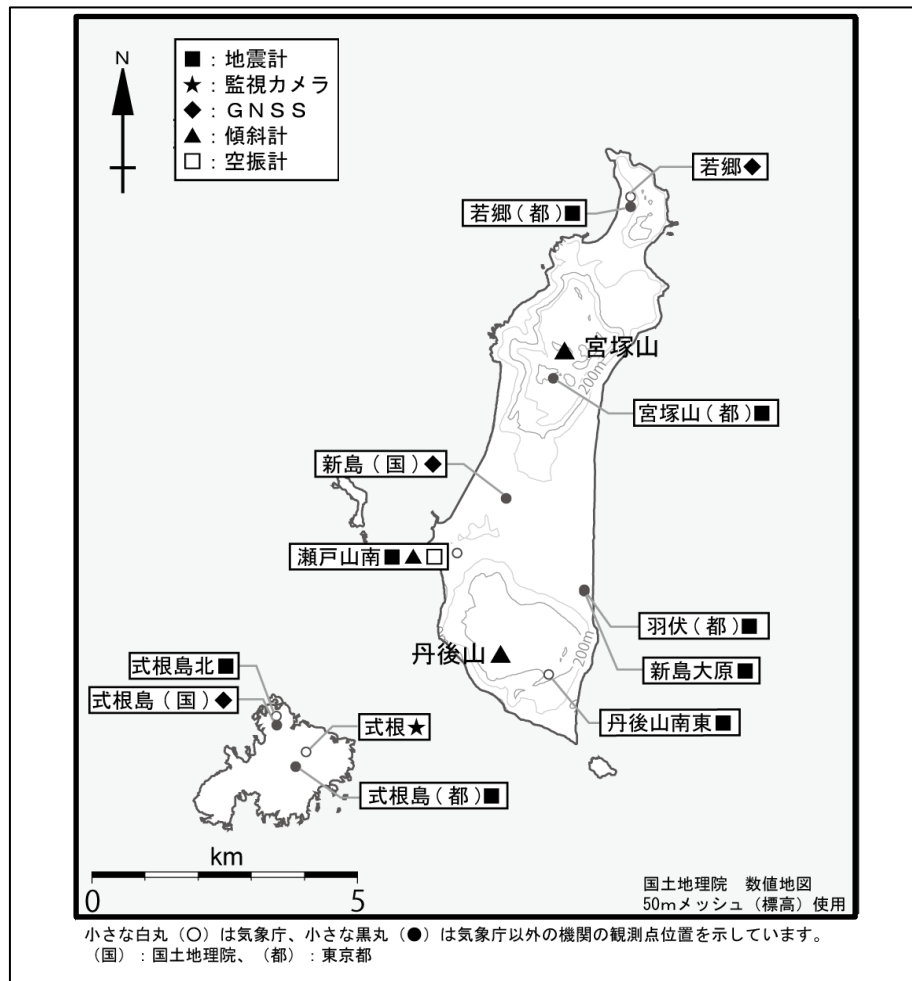


図 観測点配置図（気象庁，令和2年1月現在）

表 機関別観測機器内訳※（気象庁，令和2年1月現在）

島名	気象庁	防災科学技術研究所	国土地理院	東京都	村
新島	<ul style="list-style-type: none"> 地震計 2 地震計(検知網) 1 傾斜計 1 GNSS 1 監視カメラ 1 空振計 1 	<ul style="list-style-type: none"> 地震計 2 	<ul style="list-style-type: none"> GNSS 1 	<ul style="list-style-type: none"> 地震計 3 震度計 1 	<ul style="list-style-type: none"> 震度計 1
式根島	<ul style="list-style-type: none"> 地震計(検知網) 1 		<ul style="list-style-type: none"> GNSS 1 	<ul style="list-style-type: none"> 地震計 1 震度計 1 	

※ 「図 観測点配置図」には気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視するために使用している観測点が表示されているものであり、「表 機関別観測機器内訳」とは必ずしも一致しない。

資料第2 島内の防災関連施設等

○新島村

1 避難場所

地区名	避難場所	所在地
若郷	旧若小グラウンド	若郷 1-4
	若郷ヘリポート	若郷野原霞山
	霞山広場	若郷 10
	若郷避難施設（建設中）	若郷野原淡井道南 4
本村	新島小学校グラウンド	本村 2-1-1
	新島高等学校グラウンド	本村 4-10-1
式根島	式根島小学校グラウンド	式根島 244
	式根島中学校グラウンド	式根島 166
	式根島ヘリポート	式根島 910

新島村意見照会結果（令和元年度）

2 避難所

地区名	避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) ※1
本村	新島小学校・体育館	本村 2-1-1	約 537	888
	新島中学校・体育館	本村 4-10-12	約 1,122	680
	新島保育園	本村 4-11-4	約 501	303
	新島高等学校体育館	本村 4-10-1	約 894	541
	新島高等学校格技棟	本村 4-10-1	約 787	477
	勤労福祉会館	本村 5-6-1	約 705	425
	老人福祉センター（青葉会館）	本村 1-8-2	約 162	98
	住民センター	本村 1-1-1	約 283	171
	さわやか健康センター	本村 3-12-8	約 213	129
	若郷会館	若郷 1-4	約 405	245
	新島はまゆう会特別養護老人ホーム	新島村字瀬戸山 116-2	—	38
式根島	式根島小学校・体育館	式根島 244	約 453	507
	式根島中学校・体育館	式根島 166	約 504	561
	開発総合センター	式根島 253	約 288	174
	福祉センター	式根島 253	約 58	35

新島村地域防災計画（平成31年度修正）

※1 収容人数は3.3㎡で2人として算出

3 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
新島港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	〃	-6.0	80	500 t 級
	物揚場	-3.0	200	小型船
式根島港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	物揚場	-3.0	80	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船
	〃	-4.5	51	小型船
	〃	-3.0	448	小型船
羽伏漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級
	〃	-3.0	295	小型船
野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000 t 級
	〃	-3.0	380	小型船
小浜漁港	岸壁	-3.0	93	小型船
	物揚場	-2.0	110	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

(2) 空港・ヘリポート

ア 新島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積 18ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (62台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、 自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画（令和元年度版）

イ 若郷ヘリポート

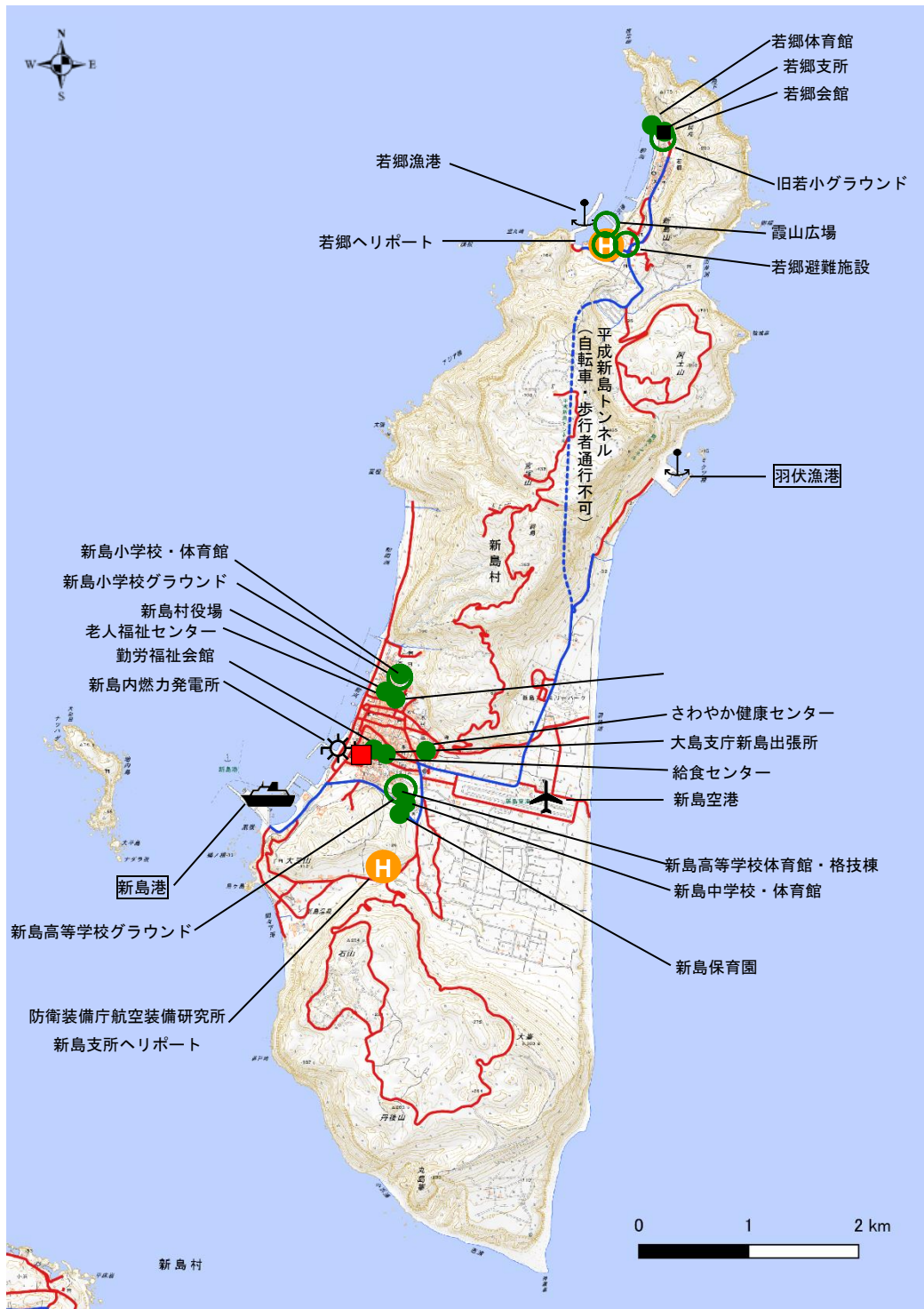
住所	面積 (㎡)	避難場所指定	管理者
若郷字野原霞山79番	2,500		新島村

東京都地域防災計画（令和元年度版）

ウ 式根島ヘリポート

住所	面積 (㎡)	避難場所指定	管理者
式根島910	1,600		新島村

東京都地域防災計画（令和元年度版）



	都道		避難場所		港湾	※□枠で囲った施設は大規模船舶の接岸が可能
	主な村道等		避難所		漁港	
	出張所		ヘリポート		空港	
	村役場・支所				発電所	

図 防災関連施設等の位置 (新島)



図 防災関連施設等の位置（式根島）

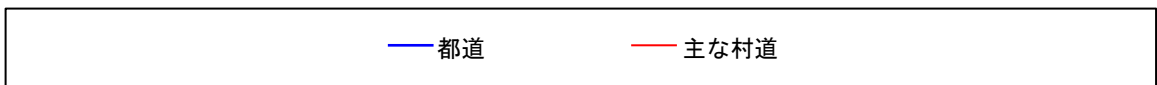
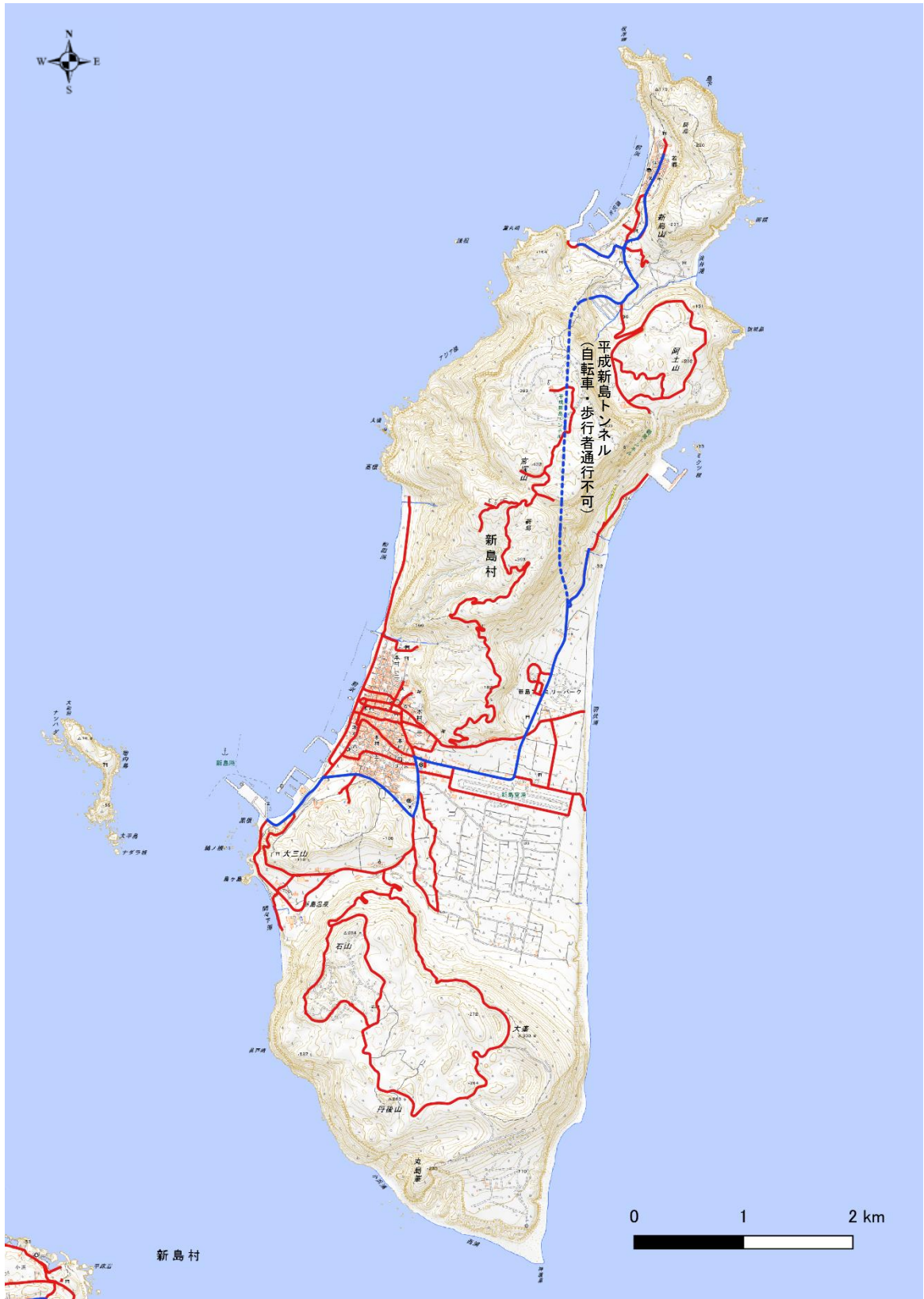


図 道路網（新島）

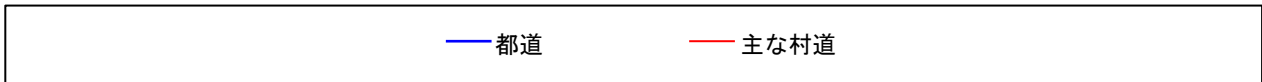
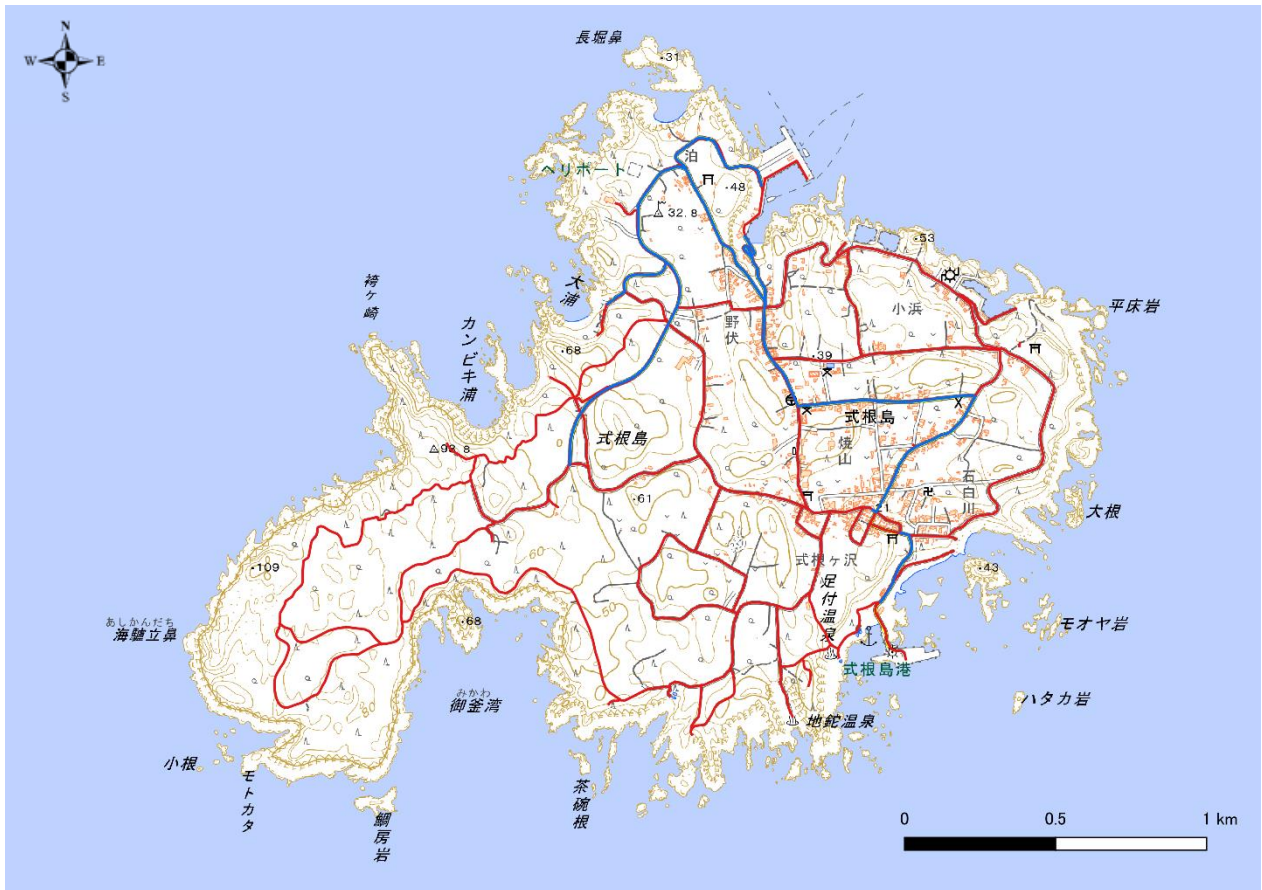


図 道路網 (式根島)

○神津島村

1 避難場所

地区	避難場所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)
1区2区	物忌奈命神社境内	神津島村 41	約 2,000	2,000
3区4区 6区10区	神津小学校校庭	神津島村 807	約 3,065	3,065
5区	はまゆう保育園園庭	神津島村 902	約 987	987
7区8区	神津高等学校校庭	神津島村 1620	約 7,364	7,364
9区	神津中学校校庭	神津島村 1741	約 8,057	8,057
	神津島村ヘリポート	字鷗穴 157	約 3,600	3,600
	神津島村多目的広場	字榎が沢	約 10,000	10,000

神津島地域防災計画 (平成26年)

※収容人数は1㎡で1人として算出

2 避難所

地区	避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) ※1
1区5区 6区	はまゆう保育園	神津島村 902	約 519	一時 628 長期 314
	生きがい健康センター	神津島村 903	約 241	一時 348 長期 174
2区3区 4区7区	神津小学校・体育館	神津島村 807	約 2,343	一時 2,020 長期 1,010
8区10区	神津中学校・体育館	神津島村 1741	約 1,324	一時 780 長期 390
9区	神津高等学校・体育館	神津島村 1620	約 5,035	一時 4,000 長期 2,000
区外	開発総合センター	神津島村 1761	約 792	一時 956 長期 478

神津島地域防災計画 (平成26年)

※1 収容人数は3.3㎡で2人として算出

3 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000 t 級
	物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

イ 漁港

港名	区分	水深（m）	延長（m）	
三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000 t 級
	〃	-5.0	150	500 t 級
	〃	-3.0	766	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

(2) 空港・ヘリポート

ア 神津島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場（44台） [航空保安施設] 対空通信施設（羽田リモート）、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画（令和元年度版）

イ 神津島ヘリポート

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
神津島村字鷗穴157	625		神津島村

東京都地域防災計画（令和元年度版）

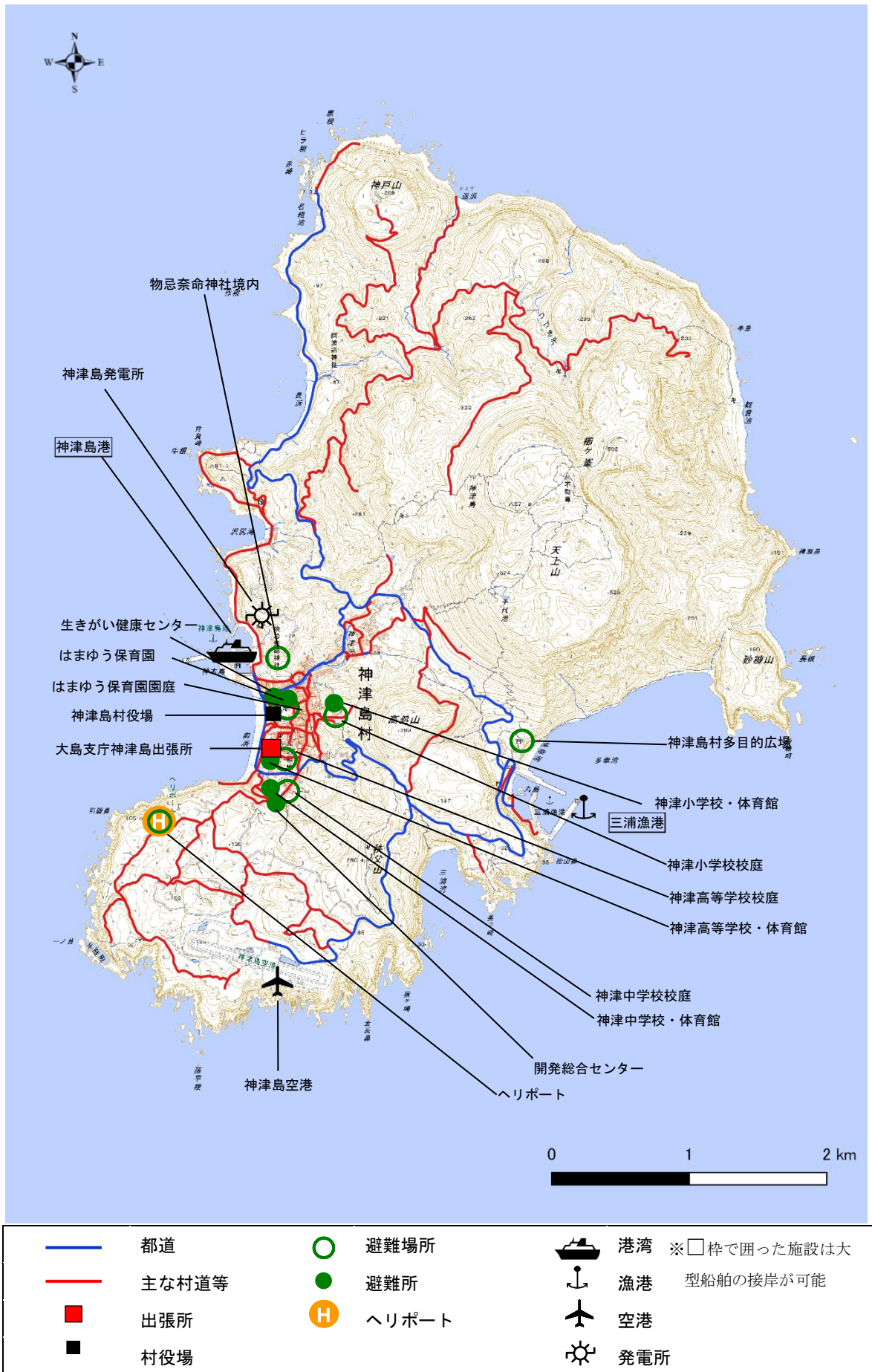


図 防災関連施設等の位置（神津島）



図 道路網（神津島）

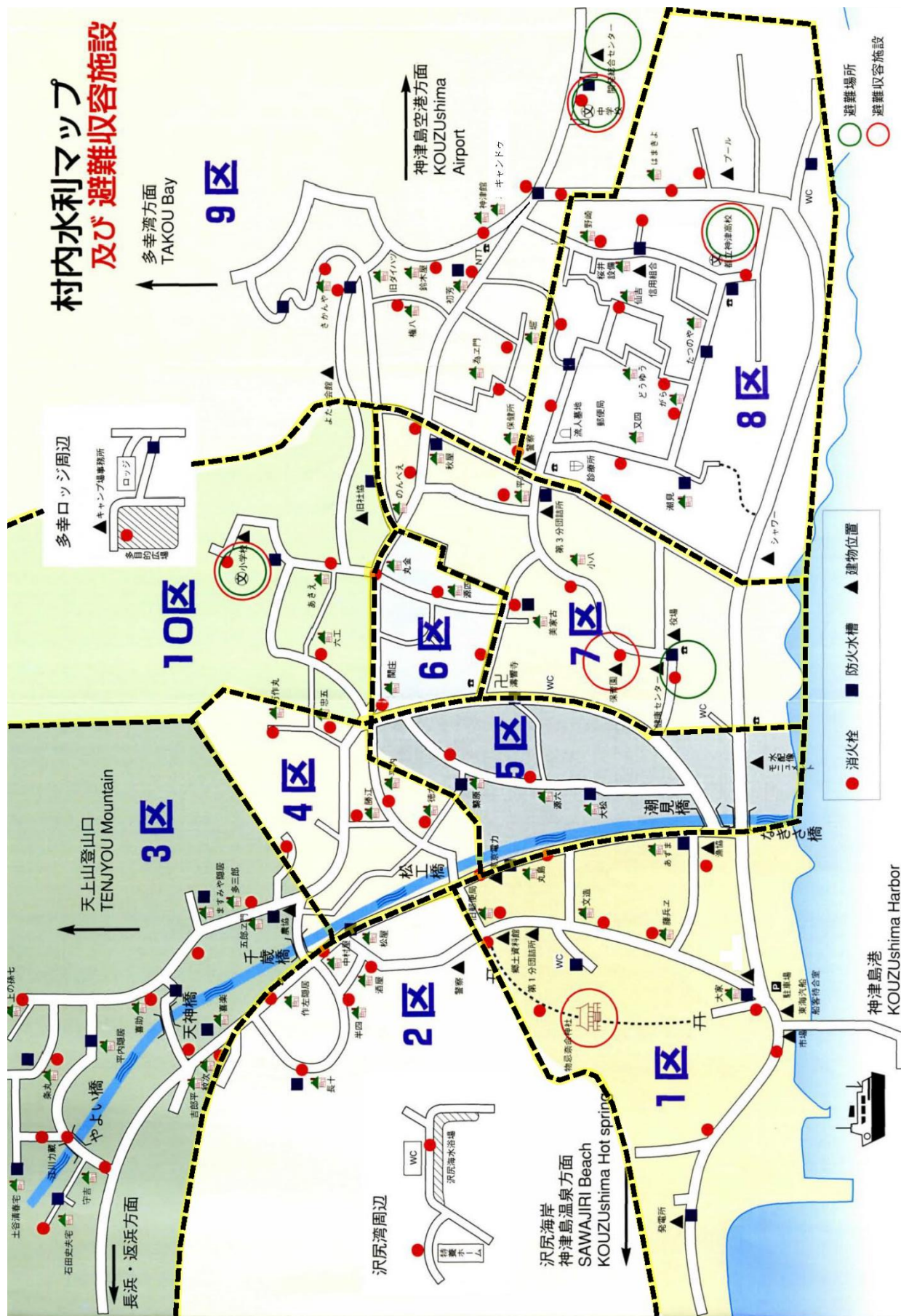


図 地区分け (神津島)

○利島村

1 避難場所

地区名	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)
集落	利島小中学校グラウンド	利島村 13 番地	約 3,515	3,515

利島地域防災計画（平成25年度・第2回修正）

※収容人数は1㎡で1人として算出

2 避難所

地区名	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) ※1
集落	利島中学校体育館	利島村 13 番地	約 845	短期 300 長期 50
	勤労福祉会館	利島村 1351 番地	約 519	短期 50 長期 25
	高齢者在宅サービスセンター	利島村 105 番地	約 315	短期 50 長期 25
	地域交流会館	利島村 863 番地	約 381	短期 50 長期 25

利島村地域防災計画（平成平成25年度・第2回修正）

※1 収容人数は3.3㎡で2人として算出

3 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
利島港	岸壁	-7.5	450	5,000 t 級
	〃	-6.0	80	500 t 級
	物揚場	-3.0	137	小型船

東京都地域防災計画（令和元年度版）

(2) 空港・ヘリポート

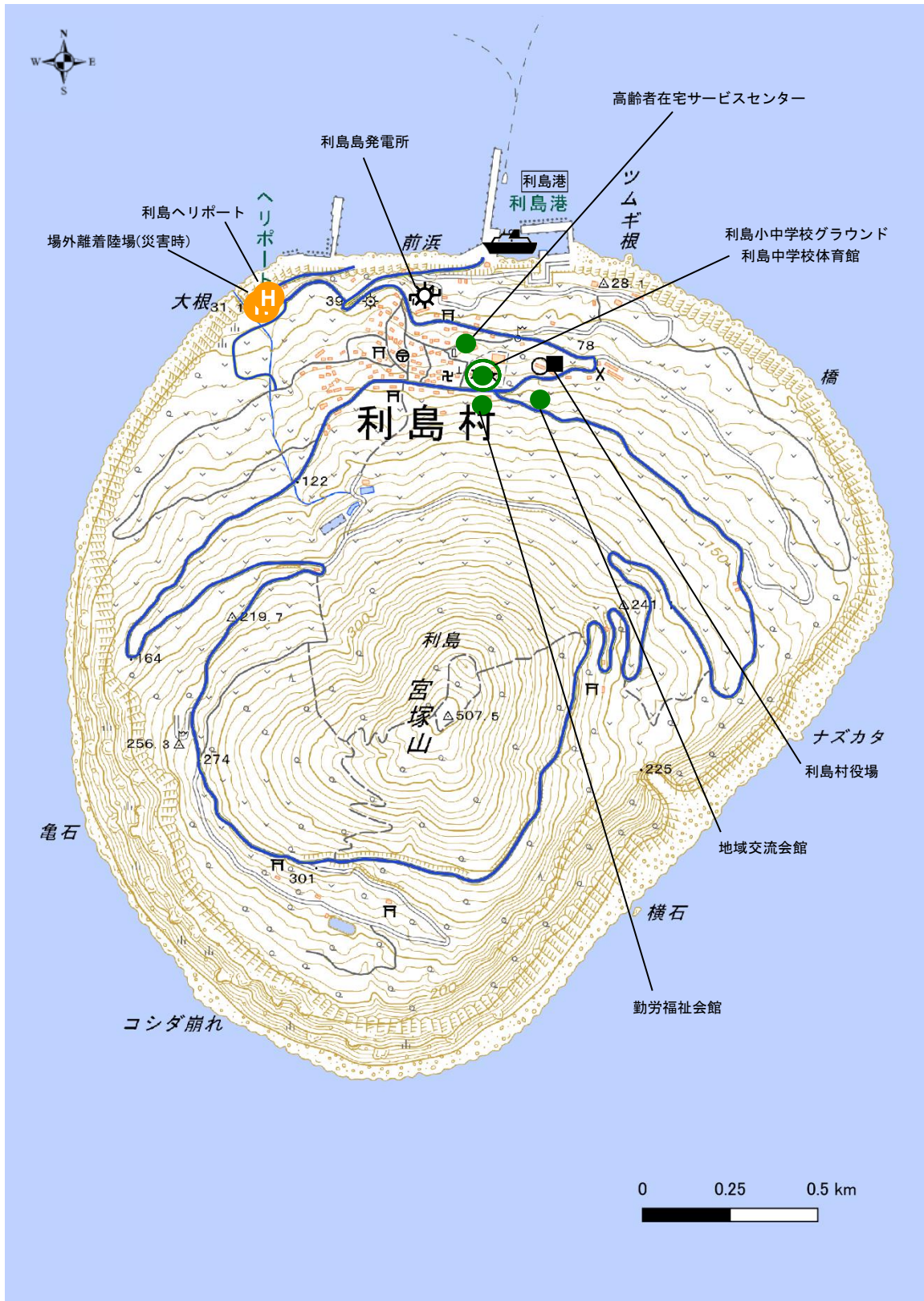
ア 利島ヘリポート

住所	面積 (㎡)	避難場所指定	管理者
利島村1709番地	5,906.19	なし	利島村

イ 場外離着陸場（災害時使用）

住所	面積 (㎡)	避難場所指定	管理者
利島村1725番地	5,164	なし	利島村

東京都地域防災計画（令和元年度版）










	都道		避難所		港湾	※ □ 枠で囲った施設は大
	村役場		避難場所			型船舶の接岸が可能
	ヘリポート		発電所			

図 防災関連施設等の位置（利島）

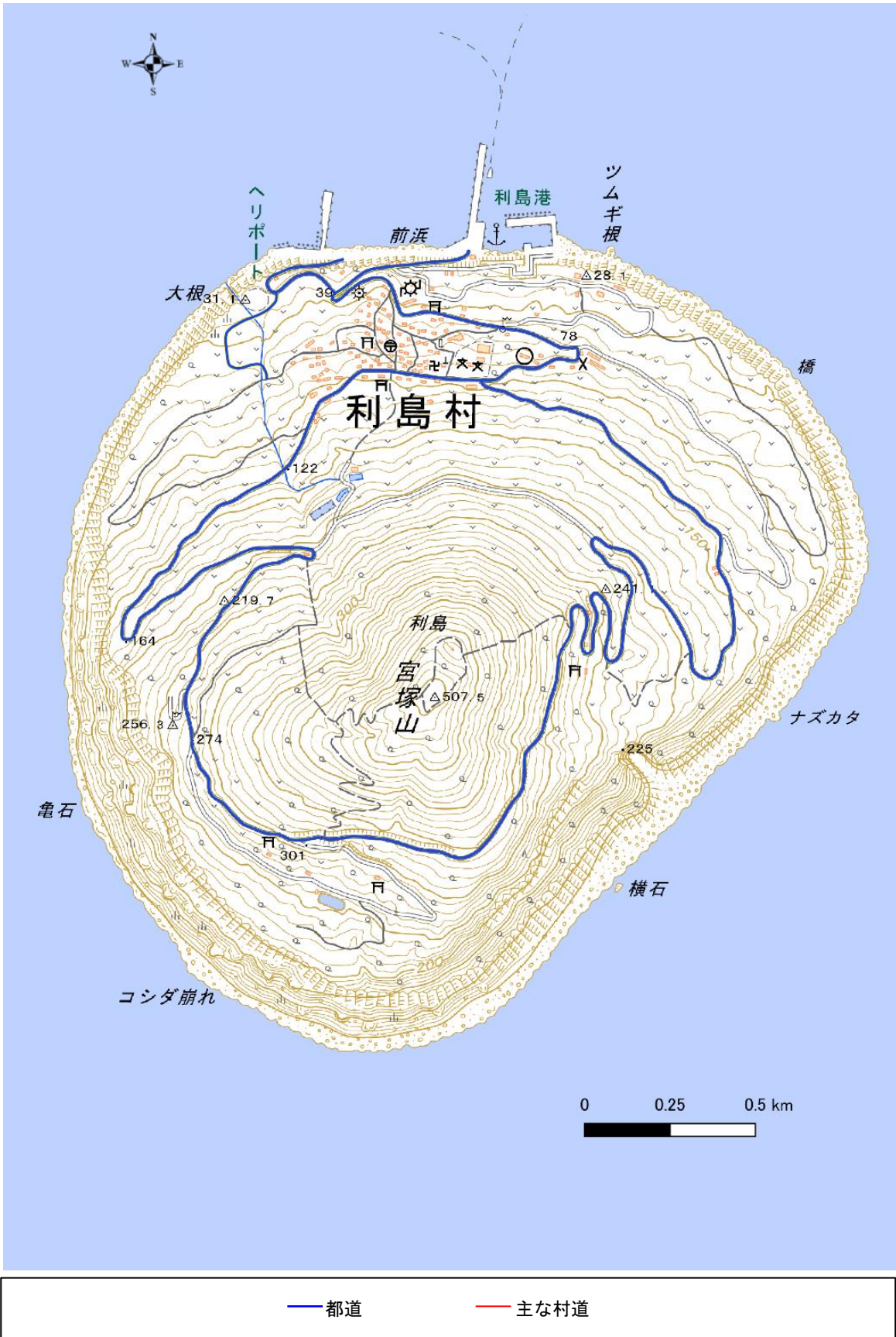


図 道路網（利島）

資料第3 東京港係留施設

ふ 頭 名	水 深	対象船舶	バース	
	(m)	(DWT)	数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5	6,000	4	876
	～-8.5	～16,000 GT		
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

資料第4 移送手段

1 バス（村営バス）

○新島

番号	乗車定員 (人)
1	29
2	26
3	24
4	24
5	15
6	15
7	10
8	10
合計	153

令和元年12月現在

○神津島

番号	種別	車型	乗車定員 (人)	座席定員 (人)	
				正席	補助席
1	普通	エルガミオ	60	27	—
2	普通	コミュニーター	14	13	—
3	普通	コースター	26	19	6
4	普通	リエッセ	29	22	6
5	普通	コースター	29	22	6
6	普通(納入待ち)	エルガミオ	58	—	—
合計			216	—	—

令和元年12月現在

2 船舶

(1) 東海汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	約6,200	限定沿海 限定近海 近海	118	5.4	1,343 639 284	○
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド結	176	限定沿海	27.43	1.56	241	○
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

令和2年9月現在

イ 運航基準

(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5 m	5 m	5 m	4 m

令和元年12月現在

(イ) 旅客船 (ジェット船)

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路 変更等		反転・避泊・入港地 変更		当直体制の 強化	目的地航行 継続中止	翼走の 中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド結 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下

令和2年9月現在

(2) 神新汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船兼 自動車航送船	フェリーあぜりあ	485	限定近海	63.6	3.1	240	○

令和元年12月現在

イ 運航基準

		航路
フェリーあぜりあ	風速	16m/s
	波高	3m

令和元年12月現在

(3) 新島村村有船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
旅客船	にしき	69	25.15	1.83	100	○

令和元年12月現在

(4) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	4.5
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0
		いず	1,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
	巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	4.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	4.3
	たまかぜ	26	20	4.5	
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部

(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

☎045-211-1118 (代表)

☎045-211-0774 (運用司令センター)

(5) 海上自衛隊 (横須賀)

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

項目		機体名				
		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタウェストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット&ホイットニーカタ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

(2) 警視庁

区 分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280 kn/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			4:00
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg			1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg		4218 kg
座席数	8席	8 席			14 席		17 席	14 席		13 席		21 席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）									
使用燃料	航空用ジェットA-1													
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s			18 m/s	23 m/s			18 m/s	23 m/s	18 m/s		未定	18 m/s
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○				—		○		—					
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg										
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—					未定	3600kg
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—						3人
投光機（サーチライト）	○	○						—						○
拡声器（スピーカー）	○	○						—					○	
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—						
備 考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

令和2年1月現在

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽 田 航 空 基 地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「おおすみ」搭載機	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種		性 能				飛行制限		装備 部隊	
		巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km		最低雲高 m
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上 自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空 自衛隊
	UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
新島村役場	新島村本村 1-1-1	04992-5-0240
式根島支所	新島村式根島 255-1	04992-7-0444
神津島村役場	神津島村 904	04992-8-0011
新島警察署	新島村本村 3-13-4	04992-5-0381
神津島南駐在所	神津島村 1091	04992-8-0037
神津島北駐在所	神津島村 125	04992-8-0033
利島村役場	利島村 248	04992-9-0011
利島村駐在所	利島村 315	04992-9-0009
大島支庁新島出張所	新島村本村 6-4-24	04992-5-0281
大島支庁神津島出張所	神津島村 1204	04992-8-0311

令和元年12月現在

2 医療機関

名称	所在地	電話番号
本村診療所	新島村本村 4-10-3	04992-5-0083
若郷診療所	新島村 5 新島村若郷 1	04992-5-0185
式根島診療所	新島村式根島 311-1	04992-7-0019
神津島村診療所	神津島村 1009-1	04992-8-1121
利島村診療所	利島村 105	04992-9-0016

令和元年12月現在

3 学校等

(1) 保育園

名称	所在地	電話番号
新島保育園	新島村本村 2-1-1	04992-5-0544
式根島保育園	新島村式根島 246	04992-7-0135
はまゆう保育園	神津島村 902	04992-5-0229
利島保育園	利島村 1542	04992-9-0224

令和元年12月現在

(2) 小中学校

名称	所在地	電話番号
新島小学校	新島村本村2-1-1	04992-5-0009
式根島小学校	新島村式根島244	04992-7-0009
新島中学校	新島村本村4-10-12	04992-5-0045
式根島中学校	新島村式根島166	04992-7-0017
神津小学校	神津島村807	04992-8-0009
神津中学校	神津島村1741	04992-8-0585
利島小中学校	利島村87	04992-9-0021

令和元年12月現在

(3) 高等学校

名称	所在地	電話番号
新島高等学校	新島村本村4-10-1	04992-5-0091
神津高等学校	神津島村1620	04992-8-0706

令和元年12月現在

4 社会福祉施設

○新島

種別	名称	所在地	電話番号
通所介護	新島はまゆう会	新島村字瀬戸山 116-2	04992-5-1612
短期入所	新島はまゆう会	新島村字瀬戸山 116-2	04992-5-1612

令和元年12月現在

○神津島

種別	名称	所在地	電話番号
通所介護	やすらぎの里	神津島村沢尻 11-1	04992-8-1171
入所介護	やすらぎの里	神津島村沢尻 11-1	04992-8-1171
短期入所	やすらぎの里	神津島村沢尻 11-1	04992-8-1171
特別養護老人ホーム	やすらぎの里	神津島村沢尻 11-1	04992-8-1171

令和元年12月現在

5 その他

名称	所在地	電話番号
防衛装備庁航空装備研究所新島支所	新島村字水尻	04992-5-0385
新島観光協会	新島村黒根	04992-5-0001
式根島観光協会	新島村式根島 923	04992-7-0170
神津島観光協会	神津島村 37-2 まっちゃんれセンター内	04992-8-0321
にいじま漁業協同組合	新島村若郷 83	04992-5-0781
にいじま漁業協同組合本村事業所	新島村本村 6-7	04992-5-0010
にいじま漁業協同組合式根島事業所	新島村式根島 935	04992-7-0006
神津島漁業協同組合	神津島村 36	04992-8-0007
利島村漁業協同組合	利島村 13	04992-9-0326
東京電力パワーグリッド株式会社 新島事務所	新島村本村 6-8-10	04992-5-0183
東京電力パワーグリッド株式会社 神津島事務所	神津島村 112	04992-8-0031
東海汽船株式会社 新島営業所	新島村黒根	04992-5-0187
東海汽船株式会社 式根島営業所	新島村式根島 918	04992-7-0357
東海汽船株式会社 神津島営業所	神津島村 37-2	04992-8-1111

令和元年12月現在

資料第6 広報文例・表示板等例

1 広報文例

○新島村

(1) 立入規制

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[規制区域の範囲]への立入を禁止します。[対象者]は、直ちに規制範囲から退避してください。
- ・規制区域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- ・ For this reason, entry to the [restricted area] is prohibited.
- ・ People in the restricted area must evacuate immediately.
- ・ Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(2) 警戒区域

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う警戒区域の設定についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[警戒区域の範囲]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんは、直ちに区域外に退避してください。
- ・警戒区域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- ・ For this reason, we have designated [restricted area] as an evacuation zone.
- ・ People in the evacuation zone must evacuate immediately.
- ・ Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Niijima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(4) 島内避難

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。
- ・[避難場所の名称]から、徒歩で[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Nijijima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Village Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].
- ・ Residents of [target area] should evacuate to [evacuation site name] on foot.
- ・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Nijijima Village bus.
- ・ It is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(5) 島外避難

- ・こちらは防災にいじまです。
- ・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。
- ・住民の皆さんは、徒歩で[避難場所名]に避難してください。
- ・徒歩で[避難港]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防の役員等の指示に従ってください。

- ・ This is an announcement from the Niijima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.
- ・ All residents should evacuate to [evacuation site] on foot.
- ・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.
- ・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the Village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

○神津島村

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災神津島です。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Kozushima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(2) 島内避難

- ・こちらは防災神津島です。
- ・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。
- ・[避難場所の名称]から、バスで[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Village Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].
- ・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
- ・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Kozushima Village bus.
- ・ It is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(3) 島外避難

- ・こちらは防災神津島です。
- ・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。
- ・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所名]に避難してください。
- ・徒歩で[避難港]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。

- ・ This is an announcement from the Kozushima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.
- ・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.
- ・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.
- ・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

○利島村

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは利島村防災行政無線です。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Toshima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Toshima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(2) 島内避難

- ・こちらは利島村防災行政無線です。
- ・村役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示(緊急)]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名称]に避難してください。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Toshima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Village Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].
- ・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
- ・ It is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(3) 島外避難

- ・こちらは利島村防災行政無線です。
- ・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。
- ・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所名]に避難してください。
- ・徒歩で[避難港]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。

- ・ This is an announcement from the Toshima Village Office.
- ・ We will announce a state of volcanic activity.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so village office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.
- ・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.
- ・ We will evacuate to [evacuation port] on foot.
- ・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・ When evacuating, please follow the instruction of the village, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

【規制実施前】

立入禁止の例

噴火警報が発表された場合の対応について
Restrictions put into action when a volcanic alert issued
火山喷发警报发布时的应对方法
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

新島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、皆さんの安全のために、[規制範囲]の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Niijima-volcano is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

新島火山仍然是活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

니 이지마 화산은 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로, 니 이지마 화산 폭발경보(분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제범위의 출입을 금지합니다.



○年○月 新島村

警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について
Restrictions put into action when a volcanic alert issued
火山喷发警报发布时的应对方法
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

新島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Niijima-volcano is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

新島火山仍然是活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

니 이지마 화산은 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로, 니 이지마 화산 폭발 경보(분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



○年○月 新島村

【規制開始後】

立入禁止の例

【規制範囲（例：火口から〇km以内）】の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域，禁止入内

제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、新島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。皆さんの安全のために、[規制範囲]の立ち入りを禁止します。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Niijima-volcano.

Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.

現在，日本気象庁发布了新島火山噴發警報（〇級）。
为了您的安全，切勿踏入限制区域（火山口方圆〇km）。

현재 니 이지마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지
마십시오.



〇年〇月 新島村

警戒区域設定の例

【規制範囲（火口から〇km以内）】の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域，禁止入内

제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、新島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Niijima-volcano.

Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

現在，日本気象庁发布了新島火山噴發警報（〇級）。

为了您的安全，切勿踏入警戒区域（火山口方圆〇km）。

私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

현재 니 이지마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에 (분화구에서 〇 km 이내)는
절대로 들어가지마십시오.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



〇年〇月 新島村

(2) 規制看板

通行（立入禁止）の例

これより先の通行を禁止します。

No Passage This Way.

前方禁止通行

여기부터의 통행을 금지합니다.

現在、新島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。

また、[警戒区域/立入禁止区域]への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Niiijima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了新岛火山喷发警报（○级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 니 이지마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행을 금지합니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



○年○月 新島村

通行注意の例

これより先の通行に注意してください。

Pay attention to enter the area from here onwards.

前方谨慎通行

여기부터의 통행에 주의해 주십시오.

現在、新島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるので、これより先の通行には十分注意してください。

また、[警戒区域/立入禁止区域]への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Niiijima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了新岛火山喷发警报（○级）。

由于火山灰以及小型喷石等危险，前方请谨慎通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 니 이지마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행에 주의하십시오.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



○年○月 新島村

資料第7 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」

（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者入山者への対応		
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

（出典：気象庁ホームページ）

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）
- ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。

※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。

<噴火速報の情報の例>

火山名 ○○山 噴火速報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

（見出し）

<○○山で噴火が発生>

（本文）

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(4) 降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。

<<情報発表の流れ>>

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・事前計算された降灰予報結果^{*}から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

《降灰量階級表》

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現したもの。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」が示されている。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる。	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm≦ 厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可

(出典：気象庁ホームページ)

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。

火山ガス予報には、3時間ごとの火山ガスの濃度が高くなる可能性のある地区や風の予報、対象となる市町村、防災上の留意事項等が記載されている。

(6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</p>
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</p>
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</p>
火山現象に関する海上警報	<p>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。</p> <p>緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</p>
航空路火山灰情報	<p>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。</p> <p>火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。</p> <p>このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</p>

2 国土交通省が発表する情報

(1) 土砂災害緊急情報

噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。

土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。

市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。

3 市町村等が発表する情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。

要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

避難勧告及び避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。

避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。

資料第8 火山用語

【あ】

安山岩

浅間山、桜島など日本の火山の大部分を構成する火山岩であり、玄武岩とデイサイトとの中間的な組成をもつ。安山岩質のマグマは玄武岩質マグマに比べて二酸化珪素（ SiO_2 ）を多く含み、粘性が高いため、爆発的な噴火を発生させることが多い。

【か】

火映

火山ガスが燃焼したり、高温の溶岩などが存在している場合に、火口内の赤熱状態が噴煙や雲に反射して明るく見える現象

火砕サージ

重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固形物としては火山灰などの細粒物が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火砕流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火砕流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火砕サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることもある。このような環状に広がる火砕サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。

火砕物（火山碎屑物）

火口から放出される固形又は半固形の岩石の破片の総称。直径64mm以上は「火山岩塊」、2～64mmは「火山礫」、2mm以下は「火山灰」に分類される。

火砕流

岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。

火山ガス

マグマ中の揮発成分起源の気体のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いいため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。

火山岩

マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶及び火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。

火山性微動

火山活動に起因して発生する連続した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動

して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。

火山弾

特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮状火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。

火山地質図

火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。

火山灰

火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。

活火山

「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。日本では現在111の火山が活火山に認定されている。

カルデラ

火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。

岩脈

鉛直に近い板状の貫入岩体

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。

玄武岩

火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO₂）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むものこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。

降下火砕物

火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。

降灰

火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。

【さ】

山体崩壊

山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。

水蒸気噴火

地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。

スコリア

火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。

ストロンボリ式噴火

比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。

スパター

火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。

成層火山

中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。

側火山

成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。

【た】

タフリング（マール、凝灰岩リング）、タフコーン（マール、火山灰丘）

マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。

水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。火口周辺にほとんど堆積物がないものをマール、火口周辺の堆積物の高さが低く扁平なものをタフリング、高さが比較的高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。

地殻変動

地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。

地磁気

磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。

泥流

「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。

テフラ

火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山碎屑物の総称。

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラハール」と呼ぶことが多くなった。

【は】

プリニー式噴火

大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。なお、西暦79年、イタリア南部のベスビオ火山噴火中に難民の救援に向かう途中で急死した博物学者でローマ帝国提督大プリニウス及び、噴火の様子を科学的に詳細に記述した小プリニウスの名に由来する（ブリタニカ国際大百科事典による）。

プレートテクトニクス

地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。

噴煙

火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。

噴火

火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象

噴気

火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態

噴出率（噴出レート）

単位時間あたりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。

噴石（大きな噴石・小さな噴石）

気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。

噴石丘

「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。

放射性炭素年代

生物遺体中の放射性炭素¹⁴C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。

【ま】

マール

「タフリング、タフコーン」を参照のこと。

マグマ

地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。

マグマ貫入

マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。

マグマ水蒸気噴火

高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマとともに噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。

マグマ溜り

火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。

マグマ噴火

マグマがそのもの噴出する噴火

鳴動

火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。

【や】

溶岩

マグマが地表に噴出し流れ出た流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。

溶岩噴泉

粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。

【わ】

割れ目噴火

地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。1983年10月、三宅島の南西山腹で、また1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。

(参考)

- ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）
- ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）
- ・火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）
- ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）
- ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）
- ・ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）